

平成30年 第4回

身延町議会定例会会議録

平成30年12月 7日 開会

平成30年12月14日 閉会

山梨県身延町議会

平成 3 0 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 7 日

平成30年第4回身延町議会定例会（1日目）

平成30年12月7日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第67号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第68号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第69号 身延町地域情報通信施設条例及び身延町地域情報通信施設整備基金条例を廃止する条例について
- 日程第7 議案第70号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第71号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第72号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 議案第73号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第74号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第75号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第76号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第77号 町道路線の認定について
- 日程第15 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

12番	川口福三	13番	広島法明
1番	伊藤雄波		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月幹也	副	町	長	瀧本勝彦															
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	笠井祥一													
会	計	管	理	者	村	野	浩	人	企	画	政	策	課	長	高	野	博	邦			
交	通	防	災	課	長	千	頭	和	康	樹	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	小	笠	原	正	人	町	民	課	長	熊	谷	司						
福	祉	保	健	課	長	穂	坂	桂	吾	観	光	課	長	佐	藤	成	人				
子	育	て	支	援	課	長	大	村	隆	産	業	課	長	望	月	真	人				
建	設	課	長	水	上	武	正	土	地	対	策	課	長	埜	村	公	文				
環	境	上	下	水	道	課	長	羽	賀	勝	之	下	部	支	所	長	望	月	由	香	里
身	延	支	所	長	柿	島	利	巳	学	校	教	育	課	長	伊	藤	克	志			
生	涯	学	習	課	長	深	沢	教	博												

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 佐野和紀
録音係 望月融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

平成30年第4回身延町議会定例会に議員各位、ならびに町長をはじめ執行部各位にはご出席をいただき心から御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な内容を要するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

12番 川口福三君

13番 広島法明君

1番 伊藤雄波君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間にしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月14日までの8日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程される案件はお手元に配布のとおり条例案3件、指定管理者の指定案2件、補正予算案5件、町道路線の認定1件、人事案件1件の計12案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

なお、今定例会までに受理した請願はお手元に配布しました請願文書表のとおりです。

請願は所管の総務産業建設常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

次に9月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元の配布により報告としますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに平成30年身延町議会第4回定例会を招集しましたところ、議員の皆さまには師走に入り何かと気忙しい中、全員のご出席をいただき誠にありがたくお礼を申し上げます。

本年を振り返ってみますと7月には西日本を中心に平成30年7月豪雨が発生し、9月6日には北海道胆振東部地震が発生いたしました。また、いくつもの台風が日本列島に上陸し、全国各地で大洪水や土石流による災害が発生し、大勢の方の尊い命が奪われました。改めて自然の強さ、恐ろしさを実感した年でありました。お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災されました皆さまには慎んでお見舞いを申し上げます。

本町にも台風12号、21号、24号と立て続けに大型台風が接近し、土砂崩落や倒木、停電などが発生し、町民の皆さまに大変ご不便をお掛けしましたが、幸いにも大きな災害の発生はなく安堵した次第であります。

今年度は行政組織の見直しにより交通防災課を設置し、防災対策の充実強化を図ったところでありますが、さらなる財政強化の必要性も感じているところであります。

さて、平成31年度当初予算編成に向け、去る11月13日に平成30年度予算編成会議を開催いたしました。この中で各所属長、ならびに予算編成担当職員に対し、平成31年度当初予算編成方針を示し、中長期的な視点に立ち最小の経費で最大の効果が得られるような施策や立案に取り組むよう徹底したところであります。

特に第2次総合計画と並行して平成27年度に策定し、最終計画年度を迎える身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業につきましては、スピード感をもって進め、積極的に予算計上することを指示したところであります。

次に、あけぼの大豆についてであります。

2年目を迎えた身延町あけぼの大豆拠点施設の枝豆の共選につきましては、10月7日から出荷が始まり、7月の高温、9月の長雨等、異常気象の影響により予想より若干少ない量ですが、10月28日までの22日間で約10トンの出荷がありました。共選された枝豆は主に伊沼にありますJAふじかわ中富直売所において販売され、午前中には完売するなど年々高まっているあけぼの大豆の人気を感じることができました。

あけぼの大豆のさらなるブランド力、商品価値の向上を目指し、また他産地の類似品との差別化を図るため、身延町あけぼの大豆振興協議会が中心となって進めてきましたG I制度、地理的表示保護制度への登録に向けては11月末に申請することができました。

申請から登録まで各種審査を受けるため、少なくとも1年以上かかる見通しですが、引き続きあけぼの大豆を通して、まちおこしに取り組んでまいりたいと考えております。

次に教育委員会の構成についてであります。

11月18日に任期満了を迎えました今村文子委員が先の第3回身延町議会定例会におきまして議会のご同意をいただき再任し、11月19日に任命いたしました。任期は同日から4年間となります。

教育委員会の構成は若狭千春教育長職務代理者、佐野邦夫委員、保坂新一委員、今村文子委

員、鈴木高吉教育長でございます。

次に身延中学校の新校舎等の移転改築についてであります。

本年8月10日に身延町総合文化会館において身延町立学校施設整備計画説明会を開催し、町民の皆さまへ身延中学校の新校舎等の移転改革計画についての説明を行い、その後、10月1日に身延地区公民館下山分館において、身延中学校新校舎等建設候補地にかかる地権者説明会を開催いたしました。

町では下山小学校周辺の町有地を活用しながら新たに約1.6ヘクタールの用地を同校南側に取得することを目指し、現在、地権者ならびに関係機関等との協議に努めております。

次に生誕300年木喰展の開催報告についてであります。

10月21日に終了いたしました生誕300年木喰展は85日間の会期中、入館者数は1万7,054人、このうち有料入館者数は1万5,268人となりました。なかとみ現代工芸美術館20年の歴史において過去最高の入館者数となりました。

来館者アンケートの集計結果では、年齢が50代以上の方が約8割。県外にお住まいの方が約4割。近隣では静岡県、東京都、神奈川県の方が多く、遠方では北は北海道、南は沖縄県とまさに全国各地から本町を訪ねていただき、下部温泉郷への宿泊や身延山参詣など町の観光振興にもつながったと考えております。

来館理由は「興味のある展示だから」との回答が約7割。展示内容が大変よかった、あるいはよかったというご意見が大部分を占め、名実ともに充実した展覧会が開催できました。

なお、クラウドファンディング事業で再現した子安観音菩薩像は木喰の里微笑館へ展示し株式会社小林石材工業様より寄贈された木喰の歌碑は、役場本庁舎玄関脇へ移設をいたしました。

またYBS山梨放送とともに制作した特別番組はDVDに収録し、教育資料として本町内はもとより県内小中学校や図書館ほか全国の木喰ゆかりの地へ寄贈をいたしました。

これらは生誕地として初めて刊行した展覧会図録とともに木喰の遺徳を継承する貴重な財産となりました。

また、町内小中学校と連携する中で木喰学習講座を行うなど各学校で子どもたちに木喰仏や微笑みをテーマに作品作りに挑戦してもらいました。下山小学校の3年生は総合学習で木喰を研究し、11月21日に開催された学習発表会では「木喰上人物語」と題した劇を発表し、地域とつながり、地域から発信する教育実践の機会となりました。「夢の世を 夢でくらすな 夢さめて 植えおく種は後の世のため」、これは生誕300年木喰展のテーマとした木喰遺作の和歌であります。本展を通じて木喰が植えおいた心の種をより多くの皆さまにお届けできたのではないかと考えております。

本展開催にあたり、貴重なお像や資料等を出品いただきました皆さま、ならびにお力添えを賜りました関係各位に改めて心より感謝を申し上げます。

次に今定例会に提案いたしました議案は条例の一部改正をする条例2件、条例を廃止する条例1件、指定管理者の指定2件、平成30年度補正予算5件、町道路線の認定1件、人事案件1件の計12件でございます。

なお、詳細につきましては、上程時に申し上げさせていただきます。

なお、平成30年第3回定例会以降の主な行事につきましては、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思います。

結びに今年も残り少なくなってきました。この時期は来年度の当初予算編成の時期でも

あります。来年度は平成から新たな時代が始まる年となります。また、本町にとりましても合併15周年の節目の年でもあります。平成31年度予算編成では施策の優先度を厳しく精査し、有利な財源の確保に努めながら限られた財源の重点的効率的配分を行い、最少の経費で最大の効果が得られるような予算を編成いたします。

生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町づくりに職員ともども全力で取り組んでまいりますので、町民の皆さまや議員の皆さまのご協力をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

日程第4 議案第67号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第68号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第69号 身延町地域情報通信施設条例及び身延町地域情報通信施設整備基金条例を廃止する条例について

以上の3議案は条例案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第67号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による水道法施行令等の一部改正に伴い、身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案第67号につきましては、以上でございます。

次に議案第68号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施行による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案第68号につきましては、以上でございます。

次に議案第69号 身延町地域情報通信施設条例及び身延町地域情報通信施設整備基金条例を廃止する条例についてであります。

身延町地域情報通信施設条例及び身延町地域情報通信施設整備基金条例を廃止する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

身延町地域情報通信施設整備運営事業の契約期間が平成32年9月30日に満了することに伴い、身延町地域情報通信施設条例及び身延町地域情報通信施設整備基金条例を廃止する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

なお、それぞれの議案の内容につきましては、担当課長および下部支所長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第67号から議案第69号までの内容説明を求めます。

はじめに議案第67号の内容説明を求めます。

羽賀環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（羽賀勝之君）

議案第67号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例について、内容説明をさせていただきます。

提案理由

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による水道法施行令等の一部改正に伴って、身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

背景

学校教育法の一部改正により制度化された専門職大学に関する規定が追加されたことに伴い水道法施行令の一部が改正となり、水道の布設工事監督者および水道技術管理者に関する資格要件について所要の改正を行うものであります。

内容

布設工事監督者の資格、第3条第1項第3号中に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を加える。「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

水道技術管理者の資格、第4条第1項第2号中に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

同項第4号中に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を加える。「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加える。

施行期日

平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第67号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第68号の内容説明を求めます。

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

それでは議案第68号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。省令の改正に伴いまして、本町の条例に改正の必要を生じたためでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表の3ページを併せてご覧いただくのが一番よろしいかと思っております。

まず、条例第10条第3項第4号の改正につきましては、教諭となる資格を有する者について、放課後児童支援員の基礎資格を有している者とする規定でございましたが、教員免許更新制度との関係で分かりにくい規定になっているということでございまして、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者と改正するものでございます。

次に第10条第3項第5号の改正につきましては、平成31年4月1日から学校教育法の改正により新たな高等教育機関として専門職大学の制度が設けられることを受け、放課後児童支援員の基礎資格を有する者に新たに「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を追加するものでございます。

次に第10条第3項第10号の追加につきましては、新たに5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものを放課後児童支援員の資格要件の対象者とするものでございます。具体的には学童保育の勤務経験は豊富でありながら、高校を卒業していないためにこれまでは放課後児童支援員になれなかった者を資格要件を拡大し、放課後児童支援員となることができるようにするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとなっております。

ただし第10条第3項第5号の専門職大学に関する改正につきましては、平成31年4月1日から学校教育法の改正により専門職大学の制度が始まることを踏まえまして、同日からの施行とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第69号の内容説明を求めます。

望月下部支所長。

○下部支所長（望月由香里君）

それでは議案第69号 身延町地域情報通信施設条例及び身延町地域情報通信施設整備基金条例を廃止する条例について、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

まず背景としましては現在、下部地区のCATV等の通信事業サービスは身延町地域情報通信施設整備運営事業として指定管理者の株式会社ネットワーク下部が事業展開しており、その契約期間は平成32年9月30日をもって終了となります。契約終了に伴い、公の施設の役目を終えるため、施設条例および事業財源である基金条例を廃止する必要があります。

内容としましては、今期に廃止条例を提案することで民間事業者の円滑な移行環境を整えることができることから、CATV等の高度な通信事業サービス提供が事業終了後も安定的に確

保されることとなります。

使用料の未納があった場合にも、なお従前の例により徴収することができるよう、その規定を附則第2項に定めました。

基金に属していた現金の取り扱いについては、基金の取り崩しによる維持管理運営費の最終支払いが執行日後、10月になることからその規定を附則第3項に定めました。

施行期日は平成32年10月1日です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第7 議案第70号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定について

日程第8 議案第71号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定について

以上の2議案は指定管理者の指定でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第70号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定についてであります。

身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者に下記の者を指定することについて議会の議決を求めます。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設

所在地 山梨県南巨摩郡身延町相又425番地1および相又525番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 企業組合みのぶゆばの里とよおか

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町相又425番地1

代 表 者 の 氏 名 代表理事 千頭和光

3. 指定の期間 平成31年2月1日から平成34年3月31日まで

提案理由を申し上げます。

平成31年1月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じました。ついては、指定管理者の指定にあたり地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案第70号については、以上でございます。

次に議案第71号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定についてであります。

身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者に、下記の者を指定することについて議会の議決を求めます。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
名称 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所
所在地 山梨県南巨摩郡身延町西嶋380番地
2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
団体の名称 みのぶうどん生産組合
主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町西嶋380番地
代表者の氏名 組合長 川口美津枝
3. 指定の期間 平成31年2月1日から平成34年3月31日まで
提案理由を申し上げます。

平成31年1月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じました。ついては、指定管理者の指定にあたり地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、議案の内容につきましては、総務課長より説明を申し上げますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第70号および議案第71号の内容説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

議案第70号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定についておよび議案第71号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定について内容説明をさせていただきます。

今回、上程いたします議案第70号および議案第71号につきましては、指定管理期間が平成31年1月31日をもって終了するため、2月1日から指定管理について身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条の規定により、9月3日から28日まで指定管理者の公募を行い、それぞれの施設に対し1件ずつの申請がございましたので、この2件につきまして、条例第6条の規定に基づき10月17日、午後1時半から本庁舎2階会議室におきまして指定管理者選定委員会を開催し、町長からの諮問に対して指定管理者にふさわしいかを慎重にご審査いただき答申をいただきました。

このような経過を踏まえ、今回、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会のご議決をいただきたく上程するものでございます。

議案第70号につきましては、身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設は同一敷地内にあり、一体として指定管理をお願いするものでございます。

指定管理申請者は企業組合みのぶゆばの里とよおかです。

主な内容は豊岡にございますゆばの里において、身延町特産のゆばを中心として地域の農産品の販売や食材を利用した料理の提供を行うことにより、組合員の経済的地位の向上を図るとともに地域の活性化に寄与しているものでございます。

次に議案第71号につきましては、身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所ですが、指定

管理者申請者はみのぼうどん生産組合です。

主な内容はなかとみ和紙の里にございます味菜庵の運営管理です。地元の食材や特産品を多数使用することで地域に根差した事業展開を図り、地域の活性化に寄与しているものでございます。

指定管理期間につきましては、平成31年2月から平成33年度末までといたしました。

以上で議案第70号および議案第71号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第9 議案第72号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第8号）

日程第10 議案第73号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第74号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第12 議案第75号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第76号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

以上の5議案は補正予算案でありますので一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第72号から議案第76号について提案理由を説明申し上げます。

まず議案第72号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

1行目は省略させていただきます、

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,722万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億5,158万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

以下につきましても省略をさせていただきます。

次に議案第73号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今後、歳入歳出予算の補正欄のみの説明とさせていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,852万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,561万1千円とする。

次に議案第74号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,011万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,840万7千円とする。

次に議案第75号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,655万5千円とする。

次に議案第76号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,490万7千円とする。

なお、それぞれの議案の内容につきましては担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(柿島良行君)

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時ちょうどとします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前10時00分

○議長(柿島良行君)

休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に議案第72号から議案第76号までの内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長(遠藤基君)

議案第72号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第8号)について内容説明をさせていただきます。

それでは、5ページをお開きください。「第2表 繰越明許費」であります。

4款衛生費、3項簡易水道運営費1,439万8千円の繰越明許につきましては、簡易水道事業特別会計における事業の繰越明許に伴い、簡易水道事業特別会計への繰出金を繰り越すものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費5,700万円の繰越明許につきましては、主に河川協議や施工箇所の工法検討に時間を費やしたことから、標準工期を確保するため社会資本整備総合交付金事業の道路改良工事2件と橋梁修繕工事6件を繰り越すものであります。

11款災害復旧費、1項農地農林漁業施設災害復旧費1,800万円の繰越明許につきましては、欠草里農道災害復旧工事の標準工期を確保するためであります。

2項公共土木施設災害復旧費5,215万8千円の繰越明許につきましては、町道大須成曙線、道路災害復旧事業の委託業務、ならびに工事の標準工期を確保するためであります。

6ページをお開きください。「第3表 地方債補正」であります。

過疎対策事業債は、木喰展開催事業に伴う観覧料の増収や助成金が採択できたことから760万円減額変更するものであります。

合併特例事業債は追加事業、ならびに事業内容の精査に伴い1,440万円を減額変更となりました。内訳としましては、耕作放棄地等再生整備支援事業に90万円、地域拠点環境づくり事業に100万円、小学校施設等改修事業に270万円を増額変更し、町内公衆トイレ整備事業は1,900万円を減額変更させていただくものであります。

災害復旧事業債は農地農林漁業施設災害復旧事業債として940万円、公共土木施設等災害復旧事業債に2,660万円を増額変更させていただくものであります。

9ページをお開きください。歳入について、ご説明いたします。

13款1項7目6節なかとみ現代工芸美術館使用料に743万8千円を計上いたしました。これは木喰展開催に伴った来館者実績による増額補正であります。

14款2項8目1節公共土木施設災害復旧事業債補助金に5,336万円を計上いたしました。これは町道大須成曙線災害復旧事業に伴う国庫補助金で、補助率は66.7%であります。

15款2項4目1節農業費補助金の耕作放棄地等再生整備支援事業補助金100万円は、農業用施設を整備するための県補助金であります。

4目2節林業費補助金70万円は、特定鳥獣適正管理事業のための県補助金であります。

9目1節農林水産業施設災害復旧事業債補助金に1,950万円を計上いたしました。これは欠草里農道災害復旧事業に伴う県補助金で、補助率は65%であります。

10ページをお開きください。

17款1項2目指定寄附金のうち学校教育課への35万円は、下山小学校への寄附であります。また生涯学習課、クラウドファンディング分74万9千円の減額は、当初予定しておりました160万円に達しなかったことから減額するものであります。

20款4項1目3節農林水産業費、雑入280万円はあけぼの大豆拠点施設における売上実績による増額補正であります。

6節教育費雑入138万8千円につきましては、なかとみ現代工芸美術館売上収入38万1千円、現代工芸美術館手数料、特別観覧料7千円、テルモ芸術文化支援活動助成金100万円は木喰展開催に伴う歳入実績による増額補正であります。

21款1項3目農林水産業債、4目商工観光債、7目教育債、8目災害復旧債につきましては「第3表 地方債補正」で説明をいたしましたとおりでございます。

11ページをご覧ください。歳出について、ご説明いたします。

2款1項6目企画費、13節に430万8千円を計上いたしました。町が保有する雨河内泉源の利活用について調査するものであります。

9目交通安全防災対策費、19節に防犯灯建設事業費補助金46万3千円を計上いたしました。補助対象となる地区は上岩欠区、下岩欠区の2地区であります。

11目まち・ひと・しごと創生事業のうち農業振興による六次産業化事業、11節に380万円を計上いたしました。あけぼの大豆加工品材料費や加工品の包装用箱等を購入するものであります。

12ページをお開きください。

同目観光資源魅力アップ事業、13節723万6千円はクラフトパーク内のしだれ桜の里管理区域内で台風による倒木処理、沿道補修等をするものであります。

また15節292万7千円は、日本さくらの会から寄贈される200本のしだれ桜を植栽するものであります。

14ページをお開きください。

3款1項8目高齢者保養施設、11節修繕費146万9千円は門野の湯施設の高圧引き込み設備更新修繕等をするものであります。

15ページをご覧ください。

4款1項4目環境衛生費、16節原材料費80万円は台風21号および台風24号の影響によるゴミ収集所の新設、ならびに修繕にかかる原材料を支給するものであります。1件当たりの支給上限は8万円となります。

5目診療所費、13節委託料38万9千円は久那土診療所敷地内のブロック塀を解体撤去するものであります。

3項1目簡易水道費、19節に17万4千円を計上いたしました。大子山水道組合への小規模簡易水道事業に対する補助金であります。なお、補助率は70%であります。

16ページをお開きください。

5款1項1目労働諸費、15節の125万3千円は働く婦人の家敷地内のブロック塀の撤去および新たにフェンスを設置するものであります。

6款1項3目農業振興費、19節に46万7千円を計上いたしました。身延町農林水産業振興補助金はJAふじかわの農業振興事業に対する補助金であります。

4目農業土木費、15節の200万円は耕作放棄地等再生整備支援事業補助金により西嶋用排水路の改良をするものであります。

17ページをご覧ください。

2項2目林業振興費、8節140万円を計上いたしました。有害鳥獣捕獲報奨金を増額するものでシカ50頭、イノシシ50頭分であります。

3目林業土木費、13節に250万円を計上いたしました。生活林道の冬季除雪費用であります。

18ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費、その他土木総務費に18万2千円を計上いたしました。11節12万4千円。12節2万5千円。13節3万3千円の計上は、中部横断道六郷インターから下部温泉早川インターの開通記念イベント関係経費であります。

2項1目道路橋梁費、13節に950万円を計上いたしました。町道の冬季除雪費用であります。

20ページをお開きください。

10款1項2目事務局費、13節に534万6千円を計上いたしました。身延中学校新校舎等建設予定地の測量業務委託等であります。

2項2目教育振興費、下山小学校教育振興費、18節35万円は指定寄附金による備品購入でございます。

4項2目公民館費、公民館運営事業費、19節に25万9千円を計上いたしました。集落公民館整備事業にかかる補助金で、対象となる集落公民館は丸滝区集落公民館であります。

21ページをご覧ください。

11款1項1目農林水産業施設災害復旧費、15節に3千万円を計上いたしました。欠草里

農道の災害復旧をするためでございます。

22ページをお開きください。

2項1目公共土木施設災害復旧費、15節に8千万円を計上いたしました。町道大須成曙線の災害復旧をするためであります。

以上、議案第72号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第73号の内容説明を求めます。

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

それでは議案第73号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明をさせていただきます。

なお7ページ、歳入9款1項1目3節の職員給与等繰入金および8ページ、歳出の1款1項の総務管理費は人件費にかかる分であるため、内容説明は省略いたします。

歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税および2目退職被保険者等国民健康保険税は、最終調定見込み額により、それぞれの節につきまして減額、増額の補正をさせていただきます総額で448万6千円を増額いたしました。

5款療養給付費等交付金につきましては、平成29年度分の交付金の精算分として264万円を増額いたしました。

6ページから7ページをお願いいたします。

9款1項1目一般会計繰入金のうち1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分を5万1千円。2節保険基盤安定繰入金保険者支援分を290万8千円。5節財政安定化支援事業繰入金を416万7千円をそれぞれ減額させていただきました。これらの補正は年度内の所要額に対する一般会計繰入金の確定に伴ったものであります。

10款1項1目その他繰越金1億3,872万4千円の増額につきましては、平成29年度からの繰越金となります。

次に歳出を説明いたします。8ページをお開きください。

3款1項医療給付費と3項介護納付金分の財源組み替えにつきましては、歳入で説明いたしました国民健康保険税および交付金の補正予算に伴った各歳出科目に対する財源充当による組み替えとなり、財源の内訳欄に記載されたものとなります。

7款1項3目その他償還金は2,872万4千円を増額するもので、内容は平成29年度の国庫負担金2件について、額の確定および精算に伴う返還が発生したための増額です。

9ページをお願いいたします。

9款1項1目財政調整基金積立金は、繰越金のうち当初予算に計上させていただいた分、ならびに今回の補正予算として見込まれる額を計上してもなお生じた剰余金1億1千万円につきまして、身延町国民健康保険特別会計財政調整基金条例により財政調整基金の積立金に計上いたしました。

以上で身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第74号、議案第75号および議案第76号の内容説明を求めます。

羽賀環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（羽賀勝之君）

議案第74号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について内容説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。「第2表 繰越明許費」について説明をさせていただきます。

2款2項簡易水道建設費、久那土古閑簡易水道事業2、316万円につきましては、県道割子切石線、大道地内において耐震管布設替え工事を実施しました。引き続き、舗装本復旧工事を実施する予定でありましたが、他の工事と工期が重複し迂回路等の交通規制ができないため繰越明許費を設定させていただくものであります。

2款2項簡易水道建設費、身延中央簡易水道事業3、990万5千円につきましては、帯金地内県道市川三郷身延線において新設管布設工事を実施しました。引き続き舗装本復旧工事を実施する予定でありましたが、帯金地内、塩之沢地内ともに中部横断自動車道整備工事が進められており、工事区間が重複し交通規制ができないため繰越明許費を設定させていただくものであります。

2款2項簡易水道建設費、大島簡易水道事業1、807万円につきましては、上大島地内において耐震管布設替え工事を実施する予定でありましたが、JR身延線を横断するためJRとの協議、山梨県との河川協議に不測の日数を要したため、標準工期を確保するため繰越明許費を設定させていただくものであります。

以上、繰越明許費の内容説明とさせていただきます。

続いて7ページをお開きください。歳入を説明させていただきます。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金に739万8千円を計上いたしました。1節総務費繰入金として15万円、2節公債費繰入金として724万8千円を充当するため一般会計からの繰入金であります。

7款1項1目231万円を計上いたしました。平成29年度分の消費税確定申告にあたって税務署等の審査により予定納付額が確定した結果、還付を受けることとなったものであります。還付を受ける総額は302万2千円ありますが、うち71万2千円につきましては、先の第3回臨時会で災害関連の補正予算の歳入として計上させていただきました。

2節雑入に40万7千円を計上いたしました。峡南農務事務所発注による中山間事業関連工事に伴い、町道本町富山橋線に埋設してあります第2水源ポンプからの送水管の切回し工事に関わる山梨県からの補償金であります。

8ページをご覧ください。次に歳出をさせていただきます。

1款1項1目簡易水道管理費、11節需用費856万5千円を計上いたしました。うち修繕費816万5千円につきましては、浄水場設備送水管・配水管の凍結などによる緊急対応に備えるための計上であります。

3款1項1目元金724万8千円の財源組み替えを計上いたしました。水道使用料である一般財源を簡易水道管理費に充当し、一般会計からの繰入金を元金に充当するための財源組み替えであります。

以上、議案第74号の内容説明とさせていただきます。

続きまして議案第75号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について内容説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。

3款1項3目戸別浄化槽整備事業繰入金に46万3千円を計上いたしました。戸別浄化槽整備事業維持管理費へ充当するための繰入金であります。

7ページをご覧ください。次に歳出を説明させていただきます。

3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費に46万3千円を計上いたしました。市町村設置型による設置した合併浄化槽、曝気ブロー7基が設置後10年が経過し、経年劣化により本来の機能が果たせないため、修繕費として計上させていただきました。

以上が議案第75号の内容説明です。

続きまして議案第76号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について内容説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

3款1項1目中富下水道事業一般会計繰入金に132万円を計上いたしました。中富下水道事業維持管理費へ充当するための繰入金であります。

5款1項1目17万1千円を計上いたしました。平成29年度分の消費税確定申告にあたって税務署の審査により予定納付額が確定した結果、還付を受けることとなったものであります。

7ページをご覧ください。次に歳出を説明させていただきます。

1款2項1目中富下水道事業維持管理費に149万1千円を計上いたしました。経年劣化による処理場内の機械設備である揚砂ポンプの修繕費および手打沢地内の国道上にあるマンホール周辺の路面補修のための修繕費であります。

以上で議案第74号、議案第75号、議案第76号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第14 議案第77号 町道路線の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第77号 町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

記

整理番号 M80210

路線名 大野本通り線

起 点 身延町大野字高ノ木1206番5地先

終 点 身延町大野字家ノ前111番地先

重要な経過地はございません。

参考

延 長 911メートル

幅 員 4.40メートルから41.80メートル

提案理由を申し上げます。

一般県道光子沢大野線の改築に伴う道路区域の見直しにより、町道として認定する必要が生じました。また、地域住民の利便性を維持する必要があるため、今後は身延町が維持管理するものであります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

なお、議案の内容につきましては建設課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第77号の内容説明を求めます。

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

議案第77号 町道路線の認定について内容説明をさせていただきます。

提案理由にもありますが、一般県道光子沢大野線の改築に伴う道路区域の見直しがあったため地域住民の利便性を維持するためにも、町道として引き受ける必要があるので町道として認定するものであります。

新たに町道認定する場所につきましては、身延町大野地内です。

2枚目の関係資料をご覧ください。

町道大野本通り線ですが、起点は大野字高ノ木1206番5地先から終点は大野字家ノ前111番地先までの延長911メートル、幅員4.4から41.8メートルです。

以上で内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をくださいますよう、お願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第15 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町車田1088番地

氏 名 日向啓子

生年月日 昭和24年2月3日

提案理由を申し上げます。

平成31年3月31日に日向啓子委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが議会の意見を求める理由であります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

提案理由の説明が終わりました。

本案については、人事案件のため内容説明は省略します。

以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして本日は散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時36分

平成 3 0 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 0 日

平成30年第4回身延町議会定例会（2日目）

平成30年12月10日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月幹也	副	町	長	瀧本勝彦															
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	笠井祥一													
会	計	管	理	者	村	野	浩	人	企	画	政	策	課	長	高	野	博	邦			
交	通	防	災	課	長	千	頭	和	康	樹	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	小	笠	原	正	人	町	民	課	長	熊	谷	司						
福	祉	保	健	課	長	穂	坂	桂	吾	観	光	課	長	佐	藤	成	人				
子	育	て	支	援	課	長	大	村	隆	産	業	課	長	望	月	真	人				
建	設	課	長	水	上	武	正	土	地	対	策	課	長	埜	村	公	文				
環	境	上	下	水	道	課	長	羽	賀	勝	之	下	部	支	所	長	望	月	由	香	里
身	延	支	所	長	柿	島	利	巳	学	校	教	育	課	長	伊	藤	克	志			
生	涯	学	習	課	長	深	沢	教	博												

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 佐野和紀
録音係 望月融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

冒頭ですが広報編集委員会 赤池委員長より広報の写真撮影のため、カメラの設置の要望がありましたので、これを許可します。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初の質問でございますが、木喰展開催に伴うその成果と活用についてでございます。

皆さんご存じのとおり7月14日から10月21日まで、約3カ月間にわたりまして開催をされました木喰展につきましては、全国各地から多数の入場者があり、終了したわけでございます。

そこで木喰展開催の実績、例えば入場者数でございますとか、収支の決算等について、この場でご報告をお願いするとともに、アンケート結果の分析を通して、最終的にどのようにこの木喰展を評価・総括をされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

まず入場者数ですが、有料入館者が1万5,268人、無料入館者が1,786人で総数は1万7,054人となりました。北は北海道から南は沖縄県からと全国各地から身延町にお越しいただきました。

次に収支ですが、クラウドファンディングを寄附金として85万1,200円。芸術文化振興基金で278万6千円。コミュニティ助成金が500万円。テルモ芸術文化支援活動助成金として100万円。合計963万7,200円。入館料、特別観覧料で1,044万1,800円。グッズ売り上げが518万1,800円。過疎対策事業債が1,100万円。一般財源は千円単位で切らせていただきまして、220万8千円。合計3,846万9千円の収入に対しまして支出は展示台、看板、グッズ製作購入、展示品輸送、借用料、保険、図録製作、テレビ・ラジオ等の普及啓発委託料などの合計で3,846万9千円でした。

当初の計画では、入館者数5千人で299万5千円を見込んでおりましたが、1万5,268人の有料入館者があり、約3.5倍増の観覧料合計1,044万1,800円となりました。

なお、アンケート結果の分析と評価・総括についてでございますが、約1,700人に回答をいただきました。「よかった」「大変よかった」というご意見が97%と大変高評価だったことがうかがえます。

今回の木喰展においては、生誕300年の記念事業として、全国で本町だけが展覧会を開催した話題性やマスコミによる紹介など、いくつかの好条件が起因しているものと考えます。1万7千人を超える来館者を記録したことや、展覧会内容への満足度に対しては高評価をいただけたものと思いますが、身延町の宝である木喰さんを後世に残し、将来の事業へも役立てるためにも地域資源として活用に取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ぜひとも、そのアンケート結果、数も非常に多うございますので、精緻な分析をしていただいて、先ほども課長が述べられたように、これからの事業展開に生かしていただくようお願いをいたします。

次に、木喰展に関しましては文化的な催しであり、文化的な行事であるというふうに思います。そして、その文化的な、またイベントでもあるというふうに考えております。そしてイベントは集客による賑わいを創出し、地域ブランド、地域ブランディングでございますけれども、高めることによりまして、交流人口を増やし、合わせて消費、支出ですね、来町者の増加によりまして、地域経済の振興を図るということが主たる目的。そして、その趣旨であるというふうに私は常々、理解をいたしておりまして、このような観点から今回の木喰展による地域への直接的、そして間接的な波及効果をどのように捉えているのか、お聞かせをいただきたい。具体的には、経済的な波及効果であるとか、町のイメージアップ等でございます。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

木喰展へは1万7千人を超える来館者がありましたが、経済的波及効果の一端として、木喰展に関連する施設の昨年度の同時期との比較を検証いたしました。木喰の里微笑館の入館料が234%の増。木喰の里微笑館の売店売り上げが135%の増。和紙の里、紙屋なかとみ売り

上げが50%の増。和紙の里、漉屋なかとみ体験料が5%の増。あじさい庵の売り上げが73%の増となり、5施設の合計額が前年度1,404万5千円。千単位でございます。それに対して、今年度は2,127万3千円と722万7千円余りが前年度対比で増額となりました。また、身延町へお越しいただいた際の下部温泉郷への宿泊や身延山参拝、お土産、食事、交通など間接的な影響も大きかったことが関係者からもお聞きしております。

そして何よりも身延町の知名度、イメージアップがこの木喰展によって図られたものと、約1,700枚のアンケート集計からも評価しております。

木喰展に訪れた多くの方々が身延町の食や観光を堪能していただき、また身延町に来たいという感想をいただいております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今、課長が述べられたとおり、今回、多額の経費を投入したわけでございますけれども、地域への経済効果、これが一番大事でございます。地域の人たちがそのイベントを行うことによって潤うということでございます。こういう視点をぜひ、常に持っていただいて事業展開をしていただきたいと思っております。

次に町が関わるイベントを実施するに当たってでございますけれども、私は常々、こういうイベントに関しましては、地域の人たちとの連携がこれはぜひとも必要だというふうに感じておりまして、どんなに小さいことであってもよいかから、地域の住民の人たちとの共同作業を実施することが極めて重要、大事であるというふうに思っております。

かかる作業を通しまして、地域の住民の地域づくりへの参加意識が芽生え、なおかつ住民同士の連帯感も生まれてくるというふうに思っております。そして町への、こういうことを通して関心も高まると思うわけございまして、これからのイベントにおいては常々、こういう考えをもとに、あらゆるイベントでございますけれども、手法を採用していただいて実施されるよう、私は要望するものでございますけれども、当局の考え方についてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

議員がおっしゃるとおり、町民の皆さまや地域組織、行政などの組織がそれぞれの特性を生かしながら連携・協力して、それぞれの役割を担い合い、協働して課題に向けて取り組んでいくことがまちづくりに必要な、大事なことと認識をしております。

過日、85日間の会期を終えました木喰展には町内外、県外、多方面から多くの皆さまに本町を訪れていただくことができました。この際に地域組織による和紙の里エリア内での農産物、特産物の出店等も考えられたわけですが、案内不足もありまして実現には至りませんでした。

町が関連するイベントは各種団体と連携し、主に実行委員会を構成して実施をしております。イベント開催時には事前に日程、会場、催しの内容などを広報等によりお知らせしておりますので、参画のご希望がありましたら開催主体となる所管課、または団体窓口にご相談をいた

ければ、可能な限りの対応をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

また、来年は身延町合併15周年を迎える年となります。記念すべき年に地域として町民の一体感を醸成するような計画などありましたら、ご提案くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

そういう中で今回の木喰展でございますけれども、地域の人たちが参画をする形で行った事業はあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

まず、木喰展の会場内スタッフを身延観光ボランティアに依頼しました。木喰の語り部の育成につながったことに加え、身延町の見どころ、特産品など地元の魅力の再発見にも役立ったものと思います。

また、古関観音太鼓保存会では木喰微笑仏太鼓の復活に取り組むなど、わが町の宝という意識づけとともに後世に残る伝統文化の継承に取り組んでいただきました。

木喰上人の生誕地であります丸畑の散策会では、個人所有の木喰仏の見学にご協力いただき、2日間で52名の参加がありました。

学校との連携事業として、木喰学習講座の開催や子どもたちに木喰仏や「微笑み」をテーマに作品づくりに挑戦してもらい、でき上がった作品を美術館ロビーへ展示いたしました。

木喰展関連のイベントでは、臨時駐車場として駐車スペースを快くご提供いただくなど、地元の協力を改めて感謝申し上げます。予想外に混雑した場面もあり、車や人の誘導などに加え、地元特産品などの紹介や販売など、地元の方々との連携による地域の盛り上がりという点では、今後の検討課題だと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ぜひともこの木喰展を一つの成功例として、いろんな地域の人たちが参画できるような、これからのイベントに関してはですね、積極的、能動的な形で問題提起を町のほうからしていただきたいというふうに思います。

次に、今回のこの成功を機に県内外から数多くの人たちが来場したわけでございますね。北海道や沖縄も含めてでございますけれども。そうであれば、こういう人たち、再度、町へ来ていただくため、つまりリピーターを増やすために、今後、木喰上人に関わるいろんな事業等々を定期的に行うことを考えているのかどうか、お答えをお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

今回の木喰展では、クラウドファンディング事業による子安観音菩薩像の再現が話題の一つでございました。戦争で焼失し、古い写真や書物でしか見ることができなくなった幻の仏像を再現するという期待感が多くの方々ご支持につながったものと思います。

全国各地には、ほかにも焼失してしまった木喰造像活動の初期から中期、晩年の仏像があり、現在この再現を検討しております。

木喰展で築くことのできた所蔵者や研究者との絆を、この企画を通してより広く深いものとし、木喰の遺徳を次世代へ検証するための歴史文化遺産、また地域資源としても有効活用を考えていきたいと思っております。

また、木喰の偉業を子どもたちに分かりやすく伝えていくため、現在、木喰上人の生涯を紹介する絵本作りに取り組んでおり、今年度はサンプル本を製作する予定でございます。郷土の偉人を知る教材として、町内小中学校や図書館などで活用できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

以上、木喰展に関する質問を終えまして、次に外国人観光客に対する対応策について、ご質問を申し上げます。

皆さんご存じのとおり日本政府観光局、これは国際観光振興機構、JNTOでございますけれども、予想によりますと平成30年度の訪日外客数、訪日の、訪問する外国人の観光客数でございますが、約3,300万人が見込まれるということでございます。昨年は2,800万人でございましたから約17%の増加でございます。オリンピックを控えまして、この傾向はさらに継続・持続するであろうということが予測されますが、この要因はわが国の治安の良さでございますとか、やっぱり日本人の持って生まれた、そういうパーソナリティと言いますか、細やかなおもてなしなどがその増加の大きな要因であろうというふうに推測するわけでございますが、また一方においては、国土交通省の外局であります観光庁、旧運輸省の観光庁でございますが、調査によりますと訪日外国人の山梨県への入込数でございますが、平成28年度、ちょっと古い数字でございますが、約137万人を記録しておりまして、訪日客の5.5%が山梨を訪れております。都道府県別に見ますと第12位の位置にあります。

しかしながら、直近の調査によりますと、先般の報告、県の観光企画課のプレスリリースによりますと、本年の1月から9月までの山梨県への外国人の宿泊客数は190万人を超えておりまして、そうしますと山梨を訪れる観光客の外国人、はるか200万人を超えているという、そういう数字もございます。

ますます外国人の日本への、特に山梨への入り込みは増えている、そういう状況でございますが、そういう中で身延町といたしましては、当然、観光立町を目指しているわけでございまして、外国人の来客をうながすことで交流人口を増やし、そして地域経済の活性化を図ることが大きな課題でございます。

そういう中で、外国人の誘致を図る中でどういう対応策が講じられているのか、お考えをお

伺いするわけですが、幸いにも中部横断自動車道の清水への開通によりまして、静岡富士山空港や、それから大型客船が利用できる清水港の利便性が高まることから、さらなる外国人の観光客の増加が期待できる中で、このような外部環境の変化を受けて、先ほど申したとおり外国人の観光客の受け入れについて、町としてはどのような対応策を講じておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えをさせていただきます。

町の対応といたしましては、ウエルカムパンフレットの多言語、4カ国語で作成し、各施設等で配布しております。また、本栖湖にございます観光案内所において、週末は英語が話せる職員を配置し、外国人にも身延町をご案内できるようにしております。

昨年度はインバウンド受入研修や、おもてなし講習会等を開催するとともに、観光施設を中心とするトイレの洋式化、18施設124の便座を温水式洗浄暖房便座に改修したところでございます。町のホームページにおきましてもインバウンド対応として、7言語対応になっております。

また、中部横断自動車道の開通を見越して3つのインターから案内看板をインバウンド対応に新規、または改修等を行ったところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今、課長の言われたとおり、それなりに対応策は講じているということでございますけれども、一番大事なのは外国人観光客にとって、山梨へ来て、身延町へ来てよかったという、そういう思いを抱かせることではないかと思うんですけれども、そういう中で、私はやっぱり町内観光関連業者の皆さん方の理解を得る中で、旅行会社と提携した身延山の久遠寺でございませうとか、宿坊を中心した着地型の旅行商品の造成に向けたモニターツアー等を実施するなどいたしまして、外国人を対象にした調査・評価事業等を行う必要があるかと思いますが、これは過去において実施をしたことがあるのか。あるいは、またこれから行う予定があるのか、お尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えします。

現在の観光は団体旅行から家族や気の合った仲間、小グループへと変わり、求められるニーズも多種多様化しております。平成29年度身延町、南部町、市川三郷町、富士川町、早川町の峡南5町で構成する富士川地域・身延線沿線観光振興協議会が中心となり、国の経済産業省、関東経済産業局の補助金を活用し、ホテル・コンシェルジュによる地域魅力発見発信事業を行ったところでございます。この事業は、拡大する訪日インバウンドのゴールデンルート以外の地域への新たな誘客を促進するために、受入態勢の構築や地域資源等の効果的な活用につままし

て、コンシェルジュ等が訪問した上でアドバイスを実施するとともに、地域の情報を国内外に発信して地域への良質な顧客の誘客を促進することを目的として、モデルコースを作成し10月10日、11日に峡南地区で実施されたところでございます。

身延町では本栖湖、千円札の富士山でございます。宿坊では食事、身延山、久遠寺、門内商店街、ならびにあけぼの大豆の収穫体験等を行ったところでございます。

その後、合同検討会が行われ、問題点の共有化、相互協力の必要性や地域資源の発掘、ターゲットの設定、ルートづくり、PR販売方法等が指摘されました。30年度に入りまして商工会を通じてアンケートを実施し、現在、回収中でございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

外国人の観光客を誘致するためには、いろんな手法、方法がございますが、当面やっぱりホームページによる観光関連情報を国内外へ発信することが誘客の主要な手段であるというふうに理解をしております。

しかるに現状では町、それから地区観光協会、観光センター、商工会などそれぞれが観光情報を発信しているわけですが、中には情報の更新が行われていないホームページもございますし、またそういう中でアクセスする人たちへの情報の信頼性、これは非常に大事なことでと思いますし、さらにはアクセスする人たちにとっての利便性の向上でございますけれども、これを図る必要があるかと思っております。そのためには、私はオフィシャルな、統一した公式なホームページ、これがぜひとも必要でございます。山梨県のホームページを見ますと、山梨の観光推進機構がすべて、そのホームページを一括して受けて情報発信しているわけですが、そういう形の中で統一した公式ホームページ、さらには多言語化に対応したホームページ、これの製作発信がぜひとも必要だと感じているわけですが、当局の考え方はいかなるものであるのか、お尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

現在、町のホームページで観光情報等を発信しておりますし、各観光協会においてもホームページを作成し、それぞれ催しものやイベント等を紹介しており、統一したホームページにはなっておりません。県のホームページもそうですが、相互にリンクできるようになっていけば、得たい情報にアクセスすることができ、各関係団体によって詳細な情報を更新し発信する方がより現実的であろうと思っております。

ホームページのデザインも各観光協会ごとに特色が出せるのが違いますし、ホームページを見た方がイメージできるほうがよいと思っておりますので、ホームページの統一化は現在のところ考えておりません。

ただし、ホームページがありましても、情報の発信や更新は定期的に行っていただけるよう、助言をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今、私が申したとおり、個々のホームページでは必ずしも十分ではない、必要な情報が提供できていない、それゆえに町が中心となって積極的な支援をする中で、統一したホームページをつくっていただきたいという、そういうお願いでございます。ぜひともこれからそのことをご検討いただくよう、再度お願いをいたします。

次に当然、統一したホームページ、それから観光情報等々の発信のためには、私は個々の団体が発信するでは、先ほど申したとおり十分ではない。そこでやっぱり、観光関連団体の、私は統合が必要だというふうに常々感じておりました、私は町が積極的に支援をする、そういう組織体を人的にも、そして財政的にも支援をする中で、新たな法人組織を私はぜひとも設立を考えていただければありがたいというふうに思っておりますけれども、当局の考え方をお尋ねいたします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

現在、情報の発信につきましては、各観光協会、また各観光施設等において、それぞれの観光情報、イベントの情報等を発信していただいております。また町内の観光協会、観光施設等からなる観光情報連絡会において情報交換、情報の共有化を図っている状況ですので、今後もそのように進めてまいりたいと思っておりますが、観光情報連絡会の中でも新たな団体等が必要なのかどうかということを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ぜひとも統一したホームページ、信頼できる、そして最新の情報が提供できる、そういうホームページの構築について、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、未利用な公共施設の管理と、その利活用についてでございますが、小中学校でございますとか、保育園など統合が実施された結果、未利用の公共施設が増えているということでございます。本来であれば、事前にその利用計画を策定して利活用すべきでございますが、現状ではなかなかそれが難しく、思うように有効活用されていない施設もあるかと思っております。

しかしながら、閉鎖の状態が継続すればこの維持管理の経費が増すばかりでございます、そしてそうであれば、この対応策としては土地、建物の民間への売却でございますとか、貸し出しが想定されるわけでございます。町の公有財産の中で用途を廃止して、その財産が普通財産に分類をされるわけでございますけれども、現在、その普通財産として管理している公共施設でございますが、その数はいくつあるのか。また、民間企業等への貸し出し件数および貸し出し先はどのようなものなのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

現在、普通財産として管理している公共施設は10施設であります。また、そのうち民間企業等への貸し出し件数は5施設となっております。貸し出し先につきましては、1つ目としまして旧豊岡小学校校舎は、株式会社レクラみのぶへ。2つ目としまして、旧静川小学校校舎は静川村夢プロジェクトとしまして、静川地区活性化推進委員会。3つ目としまして、旧中富中学校校舎および旧中富中学校体育館は株式会社サイトテックへ。4件目としまして、旧大須成小学校校舎は、大須成小学校再生プロジェクトROOMSへ貸し出しをしているものでございます。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今般、皆さんご存じのとおり新聞で報道されましたように旧中富中学校の校舎が借主であるドローンの開発会社であるサイトテックによりまして、無断で改造されたわけでございます。これは明らかに契約違反でございますし、信義則に反する行為でございます。町が原状回復を求めたことは至極当然なことでございます。町が支援しようとした、この企業がですね、かかる違反を犯したことは、誠にこれは遺憾でございます。その経営者は、年内の修理完了を目指すというふうに述べているわけでございますけれども、現状での見通しはどのようなものか。また工事完了後、町は同社に対してどのように対処されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

現在、壊された壁の配筋工事、ならびにコンクリートによる打設は完了しております。冬季でありますことから、打設したコンクリートの養生を施し、翌年の2月末にはすべての工事が完了する予定となっております。

また、工事完了後は借主であります株式会社サイトテックに再度、厳重な指導を行い、本来の使用目的であるドローンの研究・製造等に鋭意努めていただき、引き続き町との賃貸借契約に基づき使用させたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

そこで貸し出し等をしている財産についてでございますが、その保全のために法的な定期点検や見回り等々を行っておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

法的な定期点検につきましては、現在、利用されている施設に対しまして、町は消防用施設点検や高圧受電設備の保安業務を施し、借主は施設の主要目的に応じて法的な定期点検を実施しております。

なお、町は借主の利用状況について、定期的ではありませんが見回り等を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

当然これは町の財産でございますので、その財産が適正に、適法に使われていることを常に管理監督をされるよう、お願いをいたしたいと思いますが、次に普通財産であります旧中富地区でございます旧大須成小学校の校舎は、昭和33年に建築をされた木造校舎でございます。今となつては極めて貴重な木造建築でございますが、建築からすでに60年が経過をいたしております、昭和61年にはその小学校が廃校となりました。思うにそれ以後、必ずしも十分な保全管理がなされてきたとは言えないのではないかというふうに感じておまして、地震の際には倒壊の危険性もあるというふうに聞いておりますが、この建物を現在、民間に貸し出しをしているわけでございますけれども、かかる状況、状態で貸し出しをすることに私は若干の疑問を感じております。そうであれば、私は耐震性ある建物にするための改修工事等を行い、フィルムコミッション等に登録して映画等の撮影地として利用をしていただくなど、観光資源として有効活用をされるか、もしくは取り壊して更地にするのか、私は早急な対応が求められると思いますけれども、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

伊藤議員ご指摘の旧大須成小学校校舎の賃貸借につきましては、現在、大須成小学校再生プロジェクトROOMSのプレゼン、いわゆる企画計画案によりまして、校舎の再生を含めて貸し出しをしております。したがって、耐震基準等の防災、安全性につきましては、借主である大須成小学校再生プロジェクトROOMSによりまして、利用目的に応じた対応をしていただくこととなっております。

町は現在、借主である大須成小学校再生プロジェクトROOMSへの賃貸借が終了した場合には解体し、更地にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

やっぱり仕事には常にスピード感が求められます。もしそういうお考えであれば、ぜひともそういう対応をしていただくようお願いをいたします。

そして、これからの未利用な町有財産の利活用についての町の基本的な考え方をお示しを願いたいと思います。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

普通財産の活用、処分につきましては、社会的・経済的条件等を総合的に勘案いたしまして、将来の行政目的の手段として保有しておくことが必要であるのか。また、普通財産を保有し運用することが公益上、財産運営上、必要、適当であるかを財産ごとに確認し、解体処分等を含め、その方向性を判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

この未利用財産の利活用、非常に難しい問題があるかと思いますが、ぜひとも町の利活用については、活性化、振興のためになるような方策というものを常に考えていただくようお願いをいたします。

次に最後の質問でございますけれども、公共施設を核とした新しいまちづくりと地域ブランディング、イメージの育成についてでございます。

平成16年、2004年でございますが、3町による合併が行われまして、新たに身延町が発足したわけでございますが、それから早14年が経過をいたしております。発足当初から町の中心となるべき役場は新設をしない。当時とすれば一番新しい建物で面積も広い旧中富町役場を新身延町役場として使用してきたわけでございます。

しかしながら、この地が町の核となるべき私は中心的なエリアとは思えません。地理的に見て、旧3町の中心部には位置していないと同時に、山地と川に挟まれた狭隘な平地に住居や道路等の既設構造物が密集しておるわけございまして、公共施設を中心とした地域の再開発は極めて困難でございます。町役場をはじめとした公共施設が現状で分散しているということは、これはなかなか町の発展に結びついてこないのではないかと思いますし、中心部が定まらないことから、また町を訪れる人たちから見て、人や町に対して中途半端なイメージしか持つことができないのではないかとこのように思っております。既存の状態のままでは、先ほど申したとおり町の発展はなかなか期待できない。やっぱり近い将来、公共施設の移転が必要ではないかというふうに常々感じております。

そして、公共施設の建設につきましては、これは地域活性化のための新たなコミュニティづくりと、これは連動すべきであるというふうに思っております。開発計画の中で公共施設の建設はその先導役として極めて重要な役割があると思っております。中心となるべき地域に公共施設を建設し、それを核とした道路網の整備を行うと。病院、ショッピングセンター、学校など、都市機能をその周囲に集約をいたしまして、面的な広がりを持つ地域開発を行う。そして公共施設の周辺は開発エリアとしてサテライトオフィスなどが入居できる団地や、あるいは若い人たちが入居できるような宅地の造成を行いまして、情報通信関連企業の誘致、さらには福祉施設の誘致を促進する。そして最終的には雇用の創出により若者の定着を図り、地域の自

立した経済循環の確立を目指すべきであるというふうに思っておりますが、このようなまちづくりのためには、やはり中長期的な計画を策定し、それをもとに私は地域の人たちの理解を求めていく。その過程で農地転用でございますとか、都市計画区域の指定など乗り越えなければならない厳しい諸問題は多いかと思いますが、やはり町の将来を見据えて、私は地域の人たちとの共同作業により新たな地域づくりを進めていく必要があろうかと思えます。

そして居住人口の減少に歯止めをかけ、交流人口の増加を図るためにも、前述を、先ほど申したとおり公共施設の中心部への移転による新たなまちづくり構想、グラウンドデザインと一般的には言われておりますが、そういう姿を描くことが求められるわけでございますが、私はできるだけ早い時期にこういうまちづくり構想についての問題提起を行い、丁寧な議論をする中で、その実現に向けて第一歩を踏み出すべきであるというふうに考えるわけでございますが、町当局の考え方をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

公共施設の拠点となる役場庁舎の移転につきましては、本年第3回定例会において身延町のこれからのあり方、庁舎こそ町の中央へとのご質問に対して新庁舎の建設、建設場所については今後、検討することとし、利便性等を考えた場合、町の中央付近へという考え方も出てくるであろうというふうにお答えをしております。

第二次身延町総合計画基本計画では、地域に応じた土地利用と集約化の課題に対して利便性や生産性が高く活力を生み出す土地利用の推進を基本方針としまして、今後の方向性としては国土利用計画、身延町計画に沿って豊かな土地利用を目指すとしております。

身延町総合戦略では、既存の公共施設跡地の利活用を図り、町の創生につなげていくとしており、今後これらの実現に向けましては、町民の皆さまとコミュニケーションを図りながら、身延町の未来を明確にデザインして、どのような価値を高めるかを整理しながら議論していくことが必要だと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今、私、述べたことでございますけれども、基本的には公共施設の建設については、それが点で終わっては駄目だということでもあります。それを線にして面にしていく。その核としての公共施設の役割というのは、極めて重要でございます。そのためには長い計画、それから地域の人たちとのいろんな協議等が必要になるわけでございますけれども、あくまでもその核となるべき公共施設を造ることによって新たな地域が生まれ、そしてそこに交流人口が増えるということが最終的な、私は目標とすべきことでもあります。ただ単に建物を建てればいいという、そういう問題ではございません。その建物を造ることによって地域が潤う、新たな地域が生まれて交流人口が増す、そういう発想の中で公共施設の建設というものを考えていただくようお願いをいたします。

最後に、そしてこのような公共施設の建設にあたりまして、このようなまちづくりでござい

ますね、並行してやっぱり身延町固有の資源としての文化とか環境、それから特産物、景観、歴史などの価値を生かしつつ、新たな資源を付加することによる観光立町としての新たな町のブランディングが私は、ぜひとも確立が必要になってくるというふうに思います。今までの、既存のブランディングイメージを乗り越えるような形でもって、新たなブランディングを育成し、そういうことを通して、やっぱり身延町へ大勢の人たちが来ていただく。交流人口の増加に結びつけていく必要が、私は常々あるというふうに思っております。当然、既存のそういう今までの価値は当然生かすわけでございますけれども、今現在、いろんな形で新たな観光整備を行っているわけでございますけれども、そういうものをやっぱり結び付ける中で新たなブランディングを育成・確立をするという、そういう姿勢をぜひとも持っていて、これからご検討をいただきたいと思っておりますけれども、当局のご見解をお述べいただきたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

第2次身延町総合計画前期基本計画では、観光振興の基本方針は豊かな自然と歴史文化などの地域資源を生かした魅力づくりを促進し、推進体制の強化、事業推進により地域経済効果を生む仕組みづくりを一層強化して観光立町を目指すとしております。

本町には固有の地域資源がございます。先般、開催された木喰展では300年を経る中で改めてその遺徳を全国へ情報発信し、生誕地身延町をPRできたと考えます。また、総合戦略ではしだれ桜の里づくりによる新たな魅力づくりの創生、あけぼの大豆の地域ブランド化、世界文化遺産・富士山の構成資産 本栖湖の景観保全、下部温泉郷の新たな魅力の開発、また2021年には西嶋蔡倫と称される望月清兵衛による和紙製法が伝授されてから450年を数える伝統工芸品の西嶋和紙。生誕800年を迎える日蓮聖人など、これらの多様な資源を身延町ブランドとし、交流人口の増加につなげる仕組みが必要だと考えます。

この取り組みには町民、町ならび関係事業者、団体、関係機関がより連携を強化する中で進めていく必要がありますので、ご理解とご支援をお願いいたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ブランドイメージというのは極めて大事なことでございます。そのためにはやっぱりハードを含めたいろんな、基本的な整備が必要でございますけれども、ぜひともこれから身延町、観光立町として生きていくということが大きな、主要な目的でございますので、ぜひともこういうことは基本的な仕事として、ご検討いただくようお願いをいたします。

なお、今日、私が質問をいたしました内容につきましては、ほぼすべてが交流人口の増加に結び付けるというものでございます。交流人口の増加によって地域の賑わいを創出する。そして最終的には、地域経済の振興に結び付けるという、そういうことでございます。ぜひとも来年度の、今、予算編成を行っているようでございますけれども、すべての政策経費等につきましては、その交流人口の増加に結び付けるような、そういう発想・観点のもとに行っていただくように、最後お願いをいたしまして、私の本日の質問を終了させていただきます。ありがと

うございました。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時10分とします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時10分

○議長（柿島良行君）

再開をいたします。

次は通告2番、上田孝二君の一般質問を行います。

上田孝二君の質問を許します。

登壇してください。

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

これから通告に従って質問します。

それでは最初に質問事項1から始めさせていただきます。

2年後に迫る中部横断自動車道身延インターチェンジ供用開始に対し、町の考えを伺います。

①身延町内には、中部横断自動車道において中富インターチェンジ、下部温泉早川インターチェンジ、身延山インターチェンジの3カ所のインターチェンジができます。3月の定例議会での答弁では、インターチェンジ付近に道の駅等の整備計画はないが、身延町内の既存の施設への誘導する案内看板を設置するという回答でした。その進捗状況はどうか。また、やはり何らかの施設が必要だと思えます。再度、考えを伺いたいと思えます。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

3月の第1回定例会において、町内に設置されるインターチェンジ付近の開発については具体的な計画はありませんが、開通後の交通量等の状況を勘案する中で検討をさせていただくというふうにお答えをしております。

中部横断自動車道を利用して、本町を訪れる皆さまがインターチェンジを下りて求める行き先を示す案内標識につきましては、町内14カ所に平成29年度に設置しましたが、身延山インターチェンジと県道富士川身延線が交わる付近にも設置をされております。

現時点においても、開通後の交通量との状況を勘案する中で検討させていただくというふうと考えておりますが、まずは中部横断自動車道全線開通後に向けて町内の観光施設等に誘客できるような対策を考えてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは次に身延山インターチェンジ入口には、身延竹炭企業組合があります。この地域を開発し、近隣観光施設案内マップを設置、大型バス等が入れる大駐車場、公衆トイレ、また身延町内の特産品や農産物を販売する直売所等をつくる考えはないか、伺います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

中部横断自動車道の開通は、非常に喜ばしく待ち遠しいものでございます。観光課としましては、インターチェンジから下りていただいた観光客の皆さんが身延町内の観光地、また観光施設をまわっていただきたいと考えております。

その1つといたしまして、ネクスコ中日本とタイアップし、高速道路料金と町内の観光施設の割引を組み合わせたお得セットプラン等の売り出しを行いますので、少しずつ登録施設等を増やしていきたいと思っております。

このように町内を巡回していただくコースの紹介や、場合によっては近隣の町との連携も含め、考えてまいりたいと思っております。

施設整備につきましては、用地の取得、管理など様々な課題がありますので、調査・研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひともそんなふうによろしく願いいたします。

それでは、次に3番の身延山インターチェンジ供用開始は、まさに身延町の玄関口として役割を果たします。身延町の玄関にふさわしい景観にする考えはないか。また、そのインターチェンジ出入口付近が今年の台風24号の被害で倒木した雑木等で非常に暗く、荒れ放題でございます。供用開始が迫る中、早期に整備・開発が必要だと思えます。場所は和田峠、旧県道の現在の歩道であります。旧道と現県道の間には急峻に切り開かれた山が残っています。これを取り除くことにより、利活用と安全性がさらに確保されると考えますが、残された山を取り除く考えはないか、その考えを伺いたいです。よろしく願いします。

○議長（柿島良行君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

県道富士川身延線の歩道部の倒木につきましては、管理者であります県に依頼し対応していただけるとの回答をいただいております。また、現道部と歩道部の間による用地につきましては、県に確認しましたところ、当時、地権者の了承が得られなかったとのことで現在に至っております。このような経緯を踏まえ、現在、町では利用計画はございませんが、県道富士川身延線改築後、年数も経過し、さらには中部横断自動車道が平成31年度末に開通予定となっていることから、今後は県と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

分かりました。今までにも何回か要望、陳情があったと思いますが、ぜひとも土地の譲り受けに対し、地権者の説得に努力していただき、良い方向に持っていけるようお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

4番、身延山インターチェンジ付近、先ほどの土地から和田峠一带にしだれ桜を植栽した公園を造成したらどうか。高速道路を走りインターチェンジを下りて休息できる場所。身延町を訪れたお客さまが疲れを癒しながら散策ができる公園。また公園に身延町の歴史と信仰の町にふさわしいインパクトのあるシンボリックなもの、例えば日蓮聖人の像、身延山の三門のような門を建造したらどうかと思います。考えを伺います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

しだれ桜の里づくり事業は、平成28年、29年度で富士川クラフトパーク内に5千本以上のしだれ桜の植栽が完了し、現在、維持管理と低木の植栽を進めております。町では、身延山境内の樹齢400年以上のしだれ桜とクラフトパーク内に植栽した5千本以上のしだれ桜を連携させていく計画でおります。

ただし、しだれ桜の里づくり事業は町内全域への植栽を目指しており、現在、各区へ苗木の希望調査を行い、希望する区に苗木を配布し、植栽と管理を行っていただいております。本年度も年明けに配布する予定になっておりますので、この事業を利用していただき、竹炭施設内等へ植栽をしていただくことがよいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは、次に中部横断自動車道、双葉ジャンクションから清水ジャンクションの開通により関東・東海方面から短時間で流通が可能になります。東京の中老年世代で田舎暮らし、田舎への移住希望調査では、山梨県が長野県に次いで全国2位だそうです。その人たちがやりたいことの一番は農業ということで、身延町には完全移住ができ、空き家が多数ある。農業をするための耕作放棄地もある。また、身延山インターチェンジに隣接する和田原を農業希望者へ有効利用し、これを機に町の移住定住の促進事業を大々的に宣伝し、都会より移住者を募り、空き家対策、町の定住促進等、地区の活性化を推進したらよいかと思っております。考えをお聞かせください。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

中部横断自動車道の開通による効果は、住民の利便性の向上および本町への誘客促進等が考えられます。また、移住定住の促進も期待をしたいところです。

移住者は移住に対する要件として、その町の魅力を重要視していると思われ、総合戦略では子育て支援、教育環境の充実、また、しだれ桜の里づくり、あけぼの大豆の六次産業化等、魅力づくりに取り組んでおります。

その上で町は、移住定住促進事業としまして空き家バンク制度を平成20年度に開始し、平成28年度は土地バンク制度を加え、現在、空き家土地バンク制度として移住希望者への情報提供を行っております。

平成29年度までのバンク登録件数は空き家が110件、土地が10件となっており、利用者登録数は332人です。このうち成約件数の累計は空き家が62件、土地が3件となっております。

現在、移住定住促進のPR活動については、田舎暮らし相談会、移住体験ツアー等を実施しております。

今後、中部横断自動車道の全線開通に向けて、首都圏はもちろんですが中京圏へも目を向けた情報提供およびPR活動を行ってまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひともPRをして交流人口、また移住促進事業の推進をよろしく願いいたします。

それでは次に、6番の質問に移ります。

和田峠付近と和田原の整備はサル、シカによる有害鳥獣対策にもなると思います。和田原の土壌は非常に豊かな農地であり、農業をしたい人に貸していただき、野菜など周年を通し生産してもらい、農産物直売所で販売する。それで町の活性化にもつながると思いますが、産業課の課長、答弁をお願いします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

和田原地区におきましては、すでに平成18年度から平成20年度にかけて中山間地域総合整備事業により圃場整備を行っており、現在、若干遊休農地もありますが、総面積8.2ヘクタールの町内でも優良農地であります。生産した野菜を直売所等で販売する営利目的では、町が農地を借り上げ、第三者に貸すことはできませんが、まとまった農地の貸し借りにつきましては、農地中間管理機構を活用することが考えられます。これは農地の所有者から農地中間管理機構が借り受け、農地中間管理機構から耕作者に貸し付けるという流れになります。耕作者はある程度、農地がまとまった形で借り受けることができ、複数の所有者から農地を借り受ける場合でも賃借料を一括で支払いできる等のメリットがあります。

利用状況調査においても、遊休農地所有者から農地中間管理機構への貸し出しを希望しており、地元農業委員とも相談しながら耕作放棄にならないよう担い手を確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

今の答弁で法律上、町が土地等、借上斡旋ができないということは分かりました。耕作放棄地の有効利用で農業活性化にもなると思いますので、今の形の中で進めていっていただきたいと思います。

また、来年早々、供用開始になります中部横断自動車道の下部温泉早川インターチェンジ付近の開発につきましては、引き続いて継続的に一般質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に質問事項2に入ります。

大盛況だった木喰展を終え、これからの観光企画についてです。

先ほど伊藤議員の質問で、これからの方向性が分かりましたが、私の質問は木喰仏のような本町の歴史文化遺産を今後どのような形で展示し、後世に残し受け継いでいくのか。また、身延町の観光名所の1つとして、展示場をつくる考えはないかを伺います。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

本町の文化遺産は、世界文化遺産富士山の構成資産であります本栖湖をはじめ国、県、町指定の文化財が227件ございます。文化財の所管数では甲州市に続き第2位の数を誇り、歴史文化と自然豊かな町と言えます。

文化財の展示公開施設といたしましては湯之奥金山博物館、歴史民俗資料館、木喰の里微笑館、旧市川家住宅があります。施設の建設経緯、設置目的により展示資料や運営体制は異なりますが、郷土の文化遺産の適切な保存・継承のため、施設ごとにさまざまな保存活用事業に取り組んでおります。

また、木喰の里微笑館は昭和61年の開館以来、32年が経過しております。微笑館までの道が狭く、大型バスの乗り入れができないという大きな課題がございます。以前から道の駅しもべなどへ移設してはどうかというご意見もございます。県外からお越しの入館者に聞き取る中では、木喰生誕地の丸畑にあるからこそ来訪する価値があるというご意見もいただいております。また、微笑館の主な展示資料は現在、県外にお住まいの木喰上人親族の末裔の方より生誕の地で保存し、先祖の遺徳を継承してほしいというご要望を受ける中でお借りしているものでございます。ほかの資料もレプリカや写真以外は町所有のものではなく、微笑館を他所へ移設する場合にも所蔵者の協力を得るのは難題でございます。

しかし、本年の木喰展を通して木喰の仏像や遺品の数々は全国に誇り得るものだとことを再認識いたしました。生誕の地身延町として、木喰の心を適切に継承していくためにも所蔵者との協議を重ねるとともに、入館者にアンケートを取るなど微笑館の今後のあり方について検討を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひとも本町固有の歴史文化遺産を観光に役立てるようお願いしたいと思います。
それでは次に移ります。

2番のアニメ「ゆるキャン△」で取り上げられ、本町へ全国から若者が集まっています。特定のお店はお客が多くなっているようですが、一過性の可能性もあり、継続的に全体的に活用化しなければならないと思います。中部横断自動車道の開通でもっと多くの観光客が見込まれますが、身延町内では新直轄路線であり、無料区間であるため3カ所のインターチェンジは、ただ通過するインターチェンジになるかもしれないという懸念があります。今後、町ではどのような観光企画を考えているか、伺います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

11月3日の「ゆるキャン△ 本栖高校学園祭 秘密結社ブランケット音楽祭」は地元常葉地区の五条ヶ丘活性化推進協議会やみのべーしょん288、門内活性化委員会などが中心となり実行委員会を組織し、イベントの参加者、身延町民、出演者スタッフ等を合わせますと約1千人規模のイベントとなり、大成功に終わらせることができました。町としても「ゆるキャン△」は新しい観光資源として活用していきたいと思っております。

また、本年度中には中部横断自動車道の中富インターと下部温泉早川インターが開通予定となっております、平成31年度中には新清水ジャンクションと身延山インターが開通する予定です。開通いたしますと、静岡県を含む中京圏から多くの観光客が身延町に訪れることが予想できますので、身延山の歴史や文化などの魅力、また下部温泉の恵まれた自然環境や温泉の効能等を山梨県観光推進機構、ならびに富士川地域身延線沿線観光振興協議会等と協力し、積極的に誘客につながるモデルコースをPRし、効果的に集客対策を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひとも、そのようにお願いします。

次に3番、身延門内と身延駅前しょうにん通りの活性化は、本町で非常に重要なことと考えております。福井県の永平寺のような全国に知られ渡っている門前町もあります。町ではどのような観光地を目指し、全国に情報発信していくのか伺います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

先程の答弁と重なる部分がございますが、現在の観光はこれまでの一律価格、皆と一緒の団体旅行から人とは異なる自分のこだわりを追及する観光、少人数、家族、気の合った仲間同士

の少人数の旅行に変わりつつあります。更にその土地の特色を生かした独自の観光を求め、オンリーワン、他にはない付加価値を求め、その地域ならではの自然や文化、歴史に触れ、深く知り体験する滞在型の観光客が増加しております。

また、日本文化に触れたいという訪日外国人観光客も増加しており、インバウンドなどの受け入れ方もそれぞれの地域の特色を生かしたオリジナル観光を推し進めたいと思っております。

それらの情報を共有するとともにニーズを的確に把握し、将来の観光を見据え、常に横の連携を密にしながらネットなどを活用し、情報の発信をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

門内等、駐車場の問題とか駅前しょうにん通りも駐車場の問題がある。そんなことを観光課で、また地元の人といろいろ話し合っ解決していききたいと思います。

それでは次に④中部横断自動車道の山梨県側の全面開通を機会に、姉妹都市鴨川市との交流事業で双方の観光課で、日蓮聖人の生誕800年を記念したバスツアーなどのイベントの計画はできないか。わが町では、世界文化遺産の富士山、富士五湖の本栖湖、武田信玄公のかくし湯、下部温泉、日蓮宗総本山の久遠寺など全国に誇れる観光地があります。

先日、11月19日に鴨川市議会の議員が身延町に訪問してくれました。その際、天津小湊出身の3人の議員さんがいらっしやり、自己紹介の際、30年ぐらい前に旧町の交流で小学校の交流事業として身延町に来たことがあると。今も良い思い出になっていると言っていました。これから鴨川市と姉妹都市の交流事業の推進をどのように考えているか、伺います。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

姉妹都市鴨川市との直近の交流事業としましては、先月19日、20日の鴨川市議会議員、鴨川市長、教育長、関係職員の皆さまが本町を表敬視察のために訪れていただきました。おかげさまをもちまして、両市町の議員の皆さまから多角的な意見交換ができましたことは、今後の両市町の友好交流の可能性が広がったことと思われます。

本町と鴨川市との交流は、日蓮聖人生誕750年を記念して日蓮聖人の生誕の地である旧天津小湊町と旧身延町の間で両町の親交と友好的な絆を深め、相互の発展のために昭和46年3月18日に姉妹町協定が締結されました。

その後、天津小湊町は鴨川市と合併し、旧身延町は3町合併により身延町として発足をいたしました。これに伴い、両旧町において締結されていた協定を新市町に引き継ぎ平成20年2月20日に身延山久遠寺において改めて姉妹都市協定を締結しました。

これ以降、鴨川市と身延町の間では記念植樹、相互の表敬・親善訪問、物産展等イベントへの参加など交流が続いております。

先ほど議員もおっしゃっていましたが、今回、視察に訪れました鴨川市議の中にもお二人の方が約30年前の中学生時代にとおっしゃっていましたが、交流事業で身延町を訪れた当時の思い出を語られておりました。

また、意見交換会でも平成17年以降、途絶えている教育交流事業の再開に向けての取り組みが必要ではないかとの意見も聞かれ、これを受けまして現在、双方の交流事業担当者間および教育委員会で、どのような形で事業が再開できるか協議を進めているところです。

観光交流事業も今後の展開としてはあり得るかと思われませんが、まずは中学生を対象とした交流事業の再開に向けて鴨川市と協議、調整を進めてまいりたいと考えております。

2021年には姉妹都市提携50周年となります。記念すべき年に向けましても今後、教育、産業、経済等の幅広い分野で交流を深めてまいりたいと思いますので、ご支援とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひとも早期に実現するよう、鴨川市の担当者と打ち合わせをし、交流事業の推進を図っていただきたいと思います。

それでは、最後に5番の下部温泉郷の看板周辺の山一帯にしだれ桜を植栽して、下部温泉を観光客にアピールしたらいいと思うという質問に入ります。

この下部温泉郷の看板周辺は下部温泉観光協会、ならびに組合、下部地区の若者が中心になり、毎年4月に草刈りを行っているそうです。

先日、私はこの質問をするために周辺を散策してみました。雨河内側から遊歩道の入口を山にのぼり頂上の分岐点を右に下部温泉郷の看板、サツキヶ丘、サツキを植栽した丘ですね。それと、その看板の前を通り、東屋まで行って折り返して分岐点を左側へ歩き、一番奥に水神さん、弘法さんといった、奉ってあった跡地まで行きました。

ここで遊歩道は途切れて山道が二手に分かれ、片方は下部温泉の駐車場の一番奥のほうへ下りる。もう片方は、元いずみ食堂のお店があったところへ下りるという形にあるそうです。

この山は大変、急峻のところでは今は耕作していませんが、のぼったところには畑があったそうです。その畑を耕作した人たちが両方の道で頂上に水神さん、弘法さんが奉ってあったところまでのぼっていったそうです。そのどちらかの道の入口に階段をつくって、その上の山道とつながれば遊歩道にもつながるといことになります。

ですが、私が散策して感じたことをここで言わせていただきます。

遊歩道は非常に荒れていまして、ススキ、キツネバラ、倒木、雑木の葉が道に覆いかぶさっております。また落ち葉で靴が滑り、とても都会から来た人に、観光客に散歩を進める状態ではありません。下部温泉郷には、旧下部町時代に温泉郷全体にいろいろな施設を整備したと思います。しかし全部が現在、荒廃していると思います。これらの状況をどのように打破するか、下部地区の若い人たちにこの状況を率直に伝え、話し合いをいたしました。

下部地区の若者たちは、下部温泉の将来を本当に真剣に考えています。なんとかこの荒廃した状態を自分たちが将来いろいろ、除草作業等を何回か分けてやる。また、整備をするということで、そんな言葉を伺いました。

観光立町を目指す身延町には、下部温泉郷の再興は大変重要な事業に思います。しだれ桜の植栽と四季を通して目で楽しむことのできる樹木を植え、山梨、下部の自然を満喫してもらえるような遊歩道、また一帯の景観を良くし観光地 下部温泉郷のイメージアップを図り、また

リピーター客も期待できるのではないかと思います。衰退した下部温泉の観光事業の推進にもなるかと思います。町当局の考えを伺います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

しだれ桜の里づくり事業につきましては、町内全域へ植栽を目指し、まずはじめにクラフトパーク内に平成28年、29年度の2カ年で5千本以上のしだれ桜の植栽を完了しました。

現在は、年度初めの初区長会の折、しだれ桜の里づくり事業のご説明をし、各区から苗木の希望調査を行い、しだれ桜の苗木を配布するとともに植栽と管理は区で行っているところでございますので、この事業を活用していただきたいと思っております。

先ほど、議員さんがおっしゃられました四季折々の花やツツジなどの紅葉が映える低木等の苗木の配布につきましては、今後、検討してまいりたいと思っておりますので、植栽と管理につきましては、区や下部観光協会の方々にご対応をお願いしたいと思います。

町では、まちづくり事業に活用できるよう身延町まちづくり推進事業補助金交付要綱を整備しておりますので、ご活用いただければと思います。

また、遊歩道につきましては、現地を私も確認させていただきました。地形は急峻で、しかも個人の倉庫や温泉のタンク、コンクリート構造物等がありました。ルートや安全面を考え、関係課の意見を聞きながら実現性を探りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひとも下部温泉組合、下部温泉観光協会、下部地区の代表の皆さまと話し合いを重ねていただき観光地 下部温泉郷の再興のために最大限の努力をお願いしたいと思います。

そんなことを期待しながら、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時05分とします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（柿島良行君）

再開をします。

次は通告3番、伊藤雄波君の一般質問を行います。

伊藤雄波君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤雄波君。

○1 番議員（伊藤雄波君）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

あけぼの大豆について、お伺いします。

現代社会の食文化、食の趣味、嗜好、その全体を考えると一番最初に出てくるのが今まではおいしさ、味、こういったワードだったんですが、最近、昨今は「健康」というワードが非常に多く目立ってきました。やはりここ数年、健康ブームが続いているということなんだと思います。私もその一人ですが、おいしいものを控え節制しています。

マイクロソフトで有名なビル・ゲイツが、なんと大豆加工会社、畑の肉との例えもよく皆さんから言われますけれども、大豆をハンバーガーにしようということで、アメリカの商社に商品化をするようにということで、100億円の投資をするというニュースが流れました。アメリカ自体も、政府も有事のときの備蓄を大豆にしているそうです。いかに大豆が重要か、栄養成分の均等が取れているかということが言えます。

そのバランスのいい、優れた作物が有名な通販会社でも目を付けまして、この間も山日の一面に大豆、豆乳ですね、「飲む大豆」という形で広告をうっていました。一面というと大きな経費でしょうけれども、しっかりと見込めるだけの売り上げがあるそうです。

そんな形で大豆の評価が高くなったという今日ですけれども、あけぼの大豆の成分表というのがなかなかよく、私にはよく分からなかったもので、糖分が1.4倍ということはお聞きしましたけれども、ほかにも豊富なエネルギーがいくつもありますけれども、その他の栄養素の数値化というのがなされているかどうかということが非常に気になりまして、そんなデータの成分表なんかはあるのでしょうかというふうなこと。そしてそれを今後、どう考えていますかと。もし、なかったから、今後どう考えているのかということで、お聞きしたいというふうに思いますけれども、答弁のほうをよろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

あけぼの大豆の成分分析につきましては、身延町あけぼの大豆振興協議会の事業として実施をしております。今年度で3年分のデータが収集できる予定ですので、結果を分析し、今後の販売戦略やPRの要素として検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1 番議員（伊藤雄波君）

今まで取りそろえた成分表の中で、ちょっと目立った、これはほかと数値が違うなというものがありましたら、お聞かせください。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

今のところ、特に新聞等、報道等でもありましたが、糖類のうちの1つ、砂糖の主成分であります、ショ糖という成分が他の大豆、平均的な大豆に比べて約1.4倍というような結果

が分かっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

やはり甘さというのが、非常にあけぼの大豆のおいしさというふうな形で貢献しているんだらうというふうには思います。この情報社会ですので、より大切な告知だと思うんですね。そういうふうなアピールにぜひ取り組んでほしいと思います。

2番の6月定例会の中で、伊藤議員のほうから質問があったあけぼの大豆のマーケティング調査を踏まえ、販路、そういったところを検討するということでしたが、9品目のネット販売、通常販売、そういった主力製品の売上額で結構ですので教えていただけますか。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

主力商品であります枝豆入りシューマイにつきましては、平成30年4月から10月まで約180万円の売り上げがありました。他の品目につきましては試験中ということですが、総額約90万円の売り上げがありました。イベント販売に加えJA中富直売所、セルバ身延店、オギノ増穂店で通常販売を行っております。

今後も枝豆入りシューマイを主力商品として製造販売を進めていく予定ですが、残り8品目につきましても原材料確保と製造体制の確立を図る上で、マーケティング調査を行いつつ製造販売を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

主力製品が180万円ということですが、この数字は今の期間の間、発売した期間でよく売れた、あるいは思ったより売れなかった、どちらの評価をしていますか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

枝豆入りシューマイにつきましては、予想の金額を超えた金額だと理解しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

私も飯富にあるJAで何度か食事をし、あけぼの大豆の商品もいろいろ、ジャンボシューマイ、カレー、コロッケ、豆腐というふうな形で販売されていまして。入れ替わり、5人ぐらいのお客さんが来て、それぞれの注文に聞き耳を立てていたら、そば2人、うどん3人、ほかのあけぼの大豆の項目には一切手を出していないというのが、ちょっと私とすればショックでし

た。また、そこでのJAでのPRもあまり告知されていないというのが実感としてありました。PRの仕方や今後はそういったものの改善を図らないといけないのかなというふうに思ったのが、今回この質問をしたきっかけであります。

次にいきます。あけぼの大豆のここまでの施策としてブランド化にしたこと、これは本当に大成功でありまして、私の知人で静岡県富士市、埼玉県久喜市、長野県の塩尻市、いろいろ友だちと話す機会に、わざわざ身延まで来たよという人がそれだけいたということに非常に私、驚きまして、本当に告知が大成功で、ブランド化に大成功したんだというのが実感として、知名度が上がったというのを肌で感じたところです。

しかし、それが10月と11月の収穫期で大体が終わってしまっているというところが非常に残念でならないと。1年通して、何か結構な売り上げがあがるようなものがないだろうかというふうな形の中で伺いいたします。

町外での今のジャンボシューマイをはじめ9品目の町外での大豆製品や枝豆製品、どんな販売先と、また販売先があったら、その販売先での要望、こういったものをマーケティングの調査で分かりましたらお答えください。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

販路につきましては、地産地消に鋭意取り組んでおりますが、町外では東京麻布十番にある店舗で蒸し大豆、シューマイ、ポークビーンズの販売を11月から試験的に実施しております。蒸し大豆につきましては、県内生協で取り扱っていただいております。また、中央道の談合坂サービスエリア内のレストランで、メニューの一部にあけぼの大豆の塩麴漬けを採用していただいております。

販売先からは価格帯の引き下げ要望が出ておりますが、おいしいものは少々高くても購入するという客層を中心に販路を広げる。一方、町外への流通体制が確立できていないため、町外販路につきましては、慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

分かりました。非常に大々的にPRしているということがよく分かりました。

私の考えですけれども、まだまだ販路があるんじゃないかと。またどこに、またどんな人に売れるのかを私なりにシミュレーションしてみました。まず、おつまみ用、小袋ですよね。冷凍小袋に入れて、私とすればPRの予先をJRキヨスク、あるいは競馬場、あとは航空会社、あるいは野球場、サッカー場、ビールがおいしく飲めるところであるなら、どこにでもその小袋がつまみの一環として採用できるのではないかなというふうに思っています。これはもちろん、その小袋を持って、職員の方のプレゼン力にかかるかもしれませんが、つなげていく方法は必ずあると思います。なぜなら、そこで小袋のつまみを売っている業者があるからですよね。だから、そういったところへの方法も考えたらいかがかなというふうに思っています。

もう1つは新商品としての開発だと思っています。新商品といっても今まで見たことがない、

あるいは初物と言いますよね、そういったものの開発のことです。先日、甲州縄文芋のニュースを聞きまして、甲州縄文芋、山梨県の山梨市にある語り部の会の主導者である小川さんという方が商標登録を取っているんですけども、その甲州縄文芋のニュースで友人から、ちょっと興味があるので、どんなものなんだろうということで、そしたらその友人も開発に関わった一人で、今から試食会を行うのでということで招待されて行きました。

物は自然薯の一種で粘りであり、ハサミで切るくらいの粘りがありました。商品的にはコロケと焼いた芋を試食してみました。餅のほうはるかにおいしかったんですけども、餅のような芋ですね。この縄文芋とあけぼの大豆をコラボレーションして、身延町だけの、この縄文芋も山梨県だけのものなので、コラボして身延町だけの唯一無二の商品づくりなんかは夢があっていいんだろうと、その場で思っていました。

ちなみにその試食会には山梨市長さん、甲斐市、大月市からも職員が来て、峡東CATVのテレビの取材も来て、入っていました。

縄文芋は4月の作付けで10月、11月の掘り出しの芋で、山際の耕作放棄地にもものすごく適しているそうです。僕も試食をして、あるいは触らせていただいて、かぶれもなく味も非常によかったです。そんな形でのコラボレーションをぜひ考えたいというふうに、検討してみたいというふうに思っています。

収量は1株、大体3キロから20キロくらいの株になります。非常にたくさん獲れるのもいいなというふうには思っています。

すみません、長くなりますが、もう1つは、私が一番期待したい商品としては、ほうとうです。今さらというふうに思うかもしれませんが、年間10万人以上、お客さんが来る甲州市、ぶどうの丘でのお土産としての位置付けなんですけど、ワインがもちろん1番です。2番が、時として、ほうとうが来たり、ぶどうの干しぶどうが来たりという形で、ほうとうのお土産ってものすごく出るそうです。

しかし、もちろんぶどうや桃というのは時期的なものですから、その時期はそれですけども、1年間通して平均してとれば、おそらくほうとうが一番お土産として出るのではないかと、いうふうなことをおっしゃっていました。

あけぼの大豆で作ったほうとうが、味噌ですね、できるかというふうにわくわくしたのを覚えてます。

そこで伺います。4番目にいきます。

味噌加工室を設置し、来年度の商品化に向けて着々と準備が進んでいると思います。でき上がった味噌への取り組みをお答えください。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

今年度、進めていた味噌加工室の整備もほぼ完成し、来年2月にはいよいよ仕込む予定となっております。再来年の2月に蔵出しの予定となっておりますが、通常の味噌に加え、あけぼの大豆味噌にさらなる付加価値を付けることを目的とし、特製調味料を加えた味噌に大豆を漬けたあけぼの大豆の味噌漬け等の製造販売も検討しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

新しい商品化に向けて分かりました。平成29年の9月1日より消費者庁が原料原産地表示というものを義務化させました。今はまだ印刷フィルムが大量に残っている関係上、大手企業が猶予期間という形で、現在、その猶予期間中があるので今は表示をされていません。ですが、その猶予期間が過ぎますと、皆さんが告知をするようになってきます。それをラベルのうしろに必ず入れなければいけない時代がもう来年とか、再来年とかできますので、原産国と言いますと、今、信州味噌、あるいは納豆、豆腐、豆腐は国内産が多いんですが、ほとんどが海外産に頼っているのが現状です。約50%以上の内容物はすべて告知義務があるというふうなことを伺っています。

どこの市町村もそうですが、まず商品の仕入れは町内業者で探します。次が隣接町村で、やっぱり探します。その後は県内産であるかどうかを検討します。それでも商品がなかったら、山梨県に隣接する県というふうな形で広げていくという話を、ある市で伺ったことがあります。

そうやって考えてみると、あけぼの大豆使用の、先ほど、ちょっとしつこいんですが、ほうとうは県内にどこにもない商品になります。お土産に選んでいただくという形の中で、下部ホテルにこの間行ったら30品目くらい、ほうとうの種類がありました。さあ、どれが売れているんだろう、でもそれだけ置くということは、それだけニーズがあるということだと私は思っています。その中で売り子さんに、僕らはそうですけども、ほうとう、どれがおいしいのって聞きます。そうやって聞いたときに、必ず出るのが安い、それか栄養がいい、あるいはこれは高いんですけども、こういうものだという二者択一、どっちかを選択させるのが売り子さんなんですよね。高いんですが、これはすべて山梨県産で整えていますという商品にするのか、あるいは安さだけ、味噌はこれは国産大豆を使っても安いからこっちがという選択になっていく場合、今のお客さんは高いほうを選ぶケースがかなり多いです。特に県外にお帰りのお客さんは高いものを買っていくそうです。

先日、下部の道の駅へお伺いし、そのへんの調査をさせていただいたら、身延から出たごぼう、そういったものを丸ごと真空パックにして2人前で800円。非常に高い。でも伊藤さん、これ売れるんです、県外の人にと。もう1つは380円かな、僕はそれを買ってきたんですけども、これは私たちが食べてもおいしいです。この2種類をやはり選択させていただきました。売り子さんもお話しをしていました。

現実にと考えると、そういうふうな形でいけば、このあけぼの大豆の味噌作りというのは、近隣でもあまりない。個人が味噌を作ることはあります。でもそれが大々的に、そういう売り方をしているところがまず見当たらない、甲府のスーパーを見ても、どこに行ってもそういった商品はないです。それを大々的にパッケージにあけぼの大豆使用、そして裏には国産、あけぼの大豆という告知をしながら、できればブランド力を生かした形でやるのが非常にチャンスではないのかなというふうに思っています。

そこで付いてくるのが麺なんですけれども、麺もできれば身延町内の業者があれば手を組むこと、それも職員の方に中に入っていて、そこと手を組むのもいいですし、具体的には身延うどん生産組合なんかもありますので、そことコラボした商品を作ってみたらいかがなんだろうかというふうにも考えています。

この話を、ちょっと僕なりに笛吹市のぶどうの丘の支配人と会うチャンスがあったので、こういうものがもし作れたら、ぜひ買いたいと。山梨県産のほうとう、山梨県で作った大豆、こんなものはどこにもない。ぜひ売りたいということで、伊藤さん、それができるのならいつでも持ってきてほしい。おそらく山梨県内にあるお土産売り場だとか、あるいは市町村の道の駅、すべてにおいてアピールできる商材になっていくのではないかというふうに思いましたので、今回、私の考えとしてここに提案したいというふうに思います。

県内の生産では北杜市がもうダントツトップですが、個人農家が豆腐屋さん、あるいは納豆屋さんに少量売っているそうです。ほとんどJA梨北が大量に保管し、使う見通しはどうかというふうに梨北に言ってみたら、担当者は今のところ見通しは立てていない。倉庫に今、眠っていますということです。信玄餅の金精軒で使っているのが一番多いかなという程度にしか言っていません。なかなか大豆をどう使っているかというのは、今後検討していかなければならないということをJA梨北ではおっしゃっていました。

そんな中で、ぜひ味噌加工商品の今後の参考に、そういった情報も参考にさせていただき、検討していただければというふうに思っています。

すみません、では次にいきます。お伺いします。

10月19日に、あけぼの大豆の食味試験をしたという山日の新聞記事を拝見しました。そのときの様子をちょっと新聞の内容だけだと、ちょっとつかみ切れなかったものですから、その様子を少し詳しく教えていただければと思います。また、そのときのあと、どんな取り組みをしたのかもお答えいただければというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

今回の食味試験の目的として、1つはあけぼの大豆のさやの厚さによる違いと、もう1つは他産地の枝豆との違いを確認しました。

試験方法としては、JAの枝豆出荷基準であります、さやの厚さ10ミリの枝豆を標準として1. あけぼの大豆の枝豆で、さやの厚さが11ミリ以上の枝豆。2. 秋田県産の枝豆。3. 群馬県産の枝豆の3種類を比較してもらいました。

評価項目としては、外観、香り、甘み、うまみ、触感、食べごたえ、総合の7項目を比較しました。パネラーは役場職員を中心として21名で行いました。この試験は県の農業総合技術センターでも同様に実施、また同センターにおいて成分分析を実施しました。

これらの結果を踏まえ、今後、出荷基準の検討や収穫時期の調整、また最初の質問にもありました成分分析結果と合わせ、今後の販売戦略やPRの要素として検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

そのサイズ、例えば規格外のサイズの商品になった場合、あけぼの大豆としてのことは語れないということになりますか。あけぼの大豆を、サイズが11ミリ、さやの厚さが。そういつ

たことで、あけぼの大豆の大きさというのがありますよね。そのはねたものというのもあるではないですか。売りに出れない。そういう売りに出せないような、加工にまわすようなこともあけぼの大豆としては告知していいわけですよ。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

枝豆の例で言えば、昨年度から大豆拠点施設でJAふじかわに委託をしております。そちらの出荷基準で10ミリ以下の製品につきましては、はね出し品として販売、もしくは加工として扱っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

分かりました。はね出しの商品がおそらく今後、かなり活躍する場面が出てくるというふうに思いますので、そのへん期待したいというふうに思います。

6番にいきます。大豆の収穫量というのは、今おっしゃっていた、秋田も出ていましたけども、北海道、宮城、秋田というふうなところが日本では非常に多いとされています。しかし、先ほど少ないと言いました国内大豆の自給率というのは、全体100として約6%くらいが日本で作られた大豆の使用料です。ほとんどが外国産からの利用になっています。豆腐、納豆、味噌の個人の量り売り等が多く、ほとんどがブラジル、アメリカ、中国からの輸入になっています。

県内では、先ほど言いました北杜市がトップで、2番目が身延町、そして富士吉田、大月市、そういうふうな形で収穫量が非常にあるということです。

そこでお伺いしますが、県の大豆全般は作付け面積が平成23年から28年、全国38位と非常に少なかった、作付面積は少ないんですが、その面積、1反歩当たりの収穫量は28年度に13位と急激に大豆の生産が伸びているんですけども、この結果は、ちょっと私の知り合いの大豆専門の人が言うには、非常に興味のある結果なんだけれども、成果となった原因は何が考えられるのかというところを非常に興味を持っていましたが、そのへんが分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

収穫率1反歩当たりの山梨県の大豆収量は、平成24年の44位から平成28年の13位まで上昇しております。山梨県に問い合わせたところ、他県も含めて気象変動による影響が大きいのではないかと回答が返ってきました。

本町のあけぼの大豆におきましては、身延町あけぼの大豆振興協議会を中心に収量、品質向上の研究に取り組んでおり、また年間を通して実施している生産者に対する勉強会等により詳しい数字はつかんでおりませんが、確実に収穫率は上がっていると思われま。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

分かりました。ありがとうございます。気候や収穫したときの環境で、湿度、そういったもので非常に数値というのは大きく違うとは思いますが、国の平均以上の収穫率というのは、農業従事者や皆さんのご苦勞があったということが伺えます。

ブランド大豆である身延町の大きな財産である、まだまだこのあけぼの大豆を作付けしたいというふうに考えていると思いますが、あけぼの大豆の収穫に、あるいはあけぼの大豆を今後、広げていくのに切り離せないことは、やはり鳥獣被害のことだというふうに思います。

先日の農業委員会との懇談会でも、ほとんどの時間を鳥獣被害に当ててお話をされてきました。先ほどの勝沼での甲州縄文芋の試食会におきまして、そのときにこの芋を守るためにということで、手段の1つとして唐辛子を利用するそうです。唐辛子は鷹の爪からキャロライナリーパーという、7種類ほどいろいろあるそうです。その中で対応できるのはどれなのかということで、今、検討し、これを取り組みをしてやっているそうです。そして、その組みのテストケースとして大月市でやっているという聞き、市役所のほうにお伺いし、お話を聞いたら、5月の台風で風の通り道でちょうど大半が折れてしまい、そこを再度チャレンジして栽培しているそうです。個人の畑にも採用し検討をさせていただいているということで、非常に担当者は期待を込めた言い方をしていました。

そんな効果があるということで、その成功例を、それを開発している担当者に聞きましたら、大月市ではないんですけども、個人でその唐辛子の話をしているんですけども、その唐辛子を使う部会でやったんですけども、相模湖畔の里山にて野生動物対策に成功している。勝沼町のぶどう畑で唐辛子を囲って使って大成功を収めた。埼玉県、これは個人宅ですけども、アライグマの対策にもこの唐辛子は有効利用できたと。江戸川区の動物園、ここにもやっぱりネズミはじめ小動物が他の動物園のエサを盗みに入ってくる。この対策にも成功しているそうです。笛吹市の在住の私の友人もその会に入っていますので、語り部の会で、その畑にも利用したら、まさしく効果が出て寄ってこない。そういうものを実証しているよというお話を伺いました。

ほかにも県内個人農家で今年の2月より取り組んでいる箇所、何カ所かあるそうです。身延の方もこの部会に入って、その勉強に来ていただいて、身延でも個人、ちょっとお名前は聞かなかったんですけども、身延町の農家の方がそれを採用してやっているというふうなことは聞きました。

唐辛子はアライグマやイノシシ、シカには確実に成果があるそうです。しかし、サルに関しては枝や塀、こういったものを飛び越えてしまうきらいがあるので困難だというふうなことはおっしゃっていました。しかし、その枝とか塀とかを払って、あるいは平らな空間をつくらなければ、サルもおそらく入ってこないだろうというふうにおっしゃっていました。今、そのサルのほうは笛吹市にある農業法人と一緒に散布型の駆除の方法を日々、開発研究しているそうです。

身延町でもサルの被害が多く、テスト型として、もし取り入れるのであれば協力をしたいというふうな意見も伺っていますので、担当者にお話を聞くのもいいのかなというふうに思っ

います。

また、大月市においてはS B食品の工場誘致も決まり、S Bコンサルタント担当より特産品として、そのS Bが来ることで唐辛子を栽培したらどうかということで、栽培をやるということを大月市でもおっしゃっていました。しかし、その唐辛子が鳥獣害に効くというふうなことは、最初は分からなかったみたいで、それが有効だということなので、これは作物を守る、そして唐辛子は収穫し、S Bのほうへ、コンサルタントのほうへ出荷できる、これは一石二鳥だということで、非常に有効利用ができるんじゃないかということで活用していくそうです。

そんな中で、特産品としても位置付けを考えると書いていましたが、基本的には「撃たない、驚かさない、殺さない」、このスタンスでやはり鳥獣を山に帰す、そういう取り組みをしていきたいというふうに考えているそうです。あけぼの大豆の10年後20年後に少なからず光が見えてきたらいいなというふうに思い、ここで私の調査を報告したいと思います。

それでは、あけぼの大豆については終わらせていただきます。

学校給食について、お伺いします。

身延町の素晴らしい施策である学校給食無償化で、保護者はとても喜んでるとまわりから聞いています。昨年、ニュースの中で神奈川県大磯町の公立中学校2校の残食の様子がニュースによく出ていました。国の指導があるみたいですが、全国平均、残食率というのは6.9%に抑えてくれということだそうですが、なんと平均26%。多いときは50%が残食していると、そんな様子がニュースで流れました。完食は全校生徒1人だけだったという日もある。そのくらいずさんな経営を町がやっていたというふうなニュースで話題になりました。

そこで、わが町の状況が気になり報告書を出していただきましたら、なんと素晴らしい結果をいただきました。学校や養護教諭、あるいは調理師の皆さまのご努力や温かいものは温かいものとして、冷たいものは冷たいものとして、そういった細かい配慮があったからだというふうに思っています。平均は出していませんが、ほぼほぼ完食しているのが現状でした。ちょっと煮物が苦手なようで、カレー、パン、肉、牛乳に関してはほぼ、全部完食のデータでした。身延町の子どもの健康に関して、これも大きな、全国に発信できる、アピールできるものというふうに思います。

そこで、ここで伺います。

この学校給食栄養報告書の各教員および保護者への説明、または検討会、あるいは要望などの意見交換があるのかをお答えください。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

学校給食栄養報告書、通称、週報は文部科学省の全国的な取り組みで、学校給食における栄養内容の実態把握と食事内容の向上を図るため昭和61年から年に2回、6月と11月に行っております。

本町では、中富学校給食センターと身延学校給食センターの2施設において、各栄養士の所属校、身延清稜小学校と身延中学校において実施しております。この週報の結果をもとに学校給食運営合同会議において、教員および関係職員で献立等について意見交換を行い、学校給食の充実に取り組んでおります。また、栄養士が献立作成にもこれを役立てております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

先日の報告書を見ますと、清稜小学校と身延中学校でしたか、2校でしたが、そのほかの2校の結果は出ていなかったんですけれども、そこへのそういった配慮、そういう要望とか、もしこれがあるのであれば、よその学校もそういったものをほしいんではないのかなというふうに思いますが、そんなところはどうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

この実施にあたりましては、学校の協力が必要になりますので、栄養士や他の2校と前向きに検討いたしたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

ありがとうございます。ぜひ保護者の方々は非常に参考になるし、「あんた、これ、ちゃんと食べているじゃない」みたいな形で、家に帰って非常にいい、子どもとの会話が成立するのではないかなというふうに思いますので、保護者と皆さんにも非常にこれを共有していただけたらなというふうに思っています。

学校給食の中で、ひとつデータを見てとても残念なことがあったのは、それはあけぼの大豆の使用が、調査は1週間ですが、一度もなかったことです。おそらく給食は収穫期には食べると思います。少し、ちょっとそのへんが残念で、1年通して食べられるような工夫ができる商品を子どもたちにも提供できないかなというふうには思っています。価格の問題等もあると思います。あけぼの大豆はちょっと高額にはなるので、そうは思いますが、なんとか子どもたちへの食を考えたら、それもちょっと取り入れてほしいなというのが実感でした。

ここでもう1つ伺います。あけぼの大豆は町の特産としてありますが、学校でも大いに取り入れて時間を割いていると思います。ここで小学校、中学校であけぼの大豆の取り組み方みたいな、取り組みの方法みたいな、なんかこういうふうな形で取り組んでいるということがありましたら教えてください。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

学校においては、食に関する指導の中で、地域の産物、食文化や食に関わる歴史を理解し、尊重する心を育むことを目標の1つに掲げております。町からは、あけぼの大豆を町内の小中学校および保育園に1人当たり100グラムを無償提供してもらえることになっており、いろいろな献立で児童生徒へ給食の提供をしております。

本年度は63キログラムのあけぼの大豆を受け取り、これまでに中富学校給食センターではポトフや五目大豆煮などの献立で10回、提供をしております。身延学校給食センターでは、ミネストローネや大豆のひじきの煮物などの献立で13回、提供をいたしました。また、10月12日には町から無償であけぼの大豆の枝豆を全小中学校へ提供し、11月1日にはあけぼの大豆の加工品、むき枝豆を使用し、身延小学校と身延中学校へ枝豆お赤飯の献立で提供をいたしました。

このように町の特産品であるあけぼの大豆を積極的に食材に取り入れながら、あけぼの大豆を使用した献立に合わせて栄養士等が作成いたしました資料を配布しながら、給食指導時に普通の大豆との大きさの比較ですとか、畑の様子の写真を見ながらあけぼの大豆について学習をしております。直近では、身延清稜小学校におきまして11月22日にあけぼの大豆についての学習会を全校集会で行ったと聞いております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

ありがとうございます。それぞれの地域で特産物の体験事業、その他行っていると思います。でも大豆を利用しても、やはり直近で分かるのは枝豆を現実に食べるということが一番、私はふさわしいのではないかなと思います。ぶどう狩りやサクランボ狩りや芋掘りやリンゴ狩り、それぞれいろんな地域で体験学習をしているという記事は出ています。先日も清稜小学校だよりにあけぼの大豆の勉強をしているということで、すごく良い取り組みだなというふうに記事を読ませていただきました。この取り組みをもっと深く、ストーリー性をもって取り組んでほしいというのが僕の考えで、具体的には子どもの何年生から何年生までみたいな形で取り組んでもらえるのがいいのではないかと。子どもの能力というのは、子どもにはモスキートーンという、大人には聞こえない音も聞くことができ、また先日、松茸狩りをする小学生が町の山へ登って、先生にはにおわないけれども、子どもには天然の松茸はにおうと。においのプロフェッショナルになるのは子どもの嗅覚だと。それで何万円もする天然の松茸を町の山から採ってきて、自分たちで調理をし、お昼に使っている。こんなニュースもテレビで拝見しました。それと同様に耳、鼻、そういったものにおければ、おそらく味覚もかなり優れた感覚が子どもたちにはあると思います。子どもたちがそれぞれの学年ごとに種まき、学年ごとに育苗、草取り、加工、食味、この大豆の成分、先ほど成分表が出ましたけども、この成分は体のどこに効く、そういった奥深い食育をやることによって、今度、保護者とのアイデア商品の開発をやってもらうというふうな形での一貫教育をしていけば、これはすごい楽しみな子どもが生まれるのではないのかなというふうに思います。

先の産業課での取り組みも大いにニュース的には、大豆の宣伝にはなりますが、私的には大人だけの食味試験ではなく、一番分かってほしいというのは、この時代の子どもたちがそれを体感してほしいなというふうに思います。小学生なら7、8年後、中学生なら5年後、アルコールが解禁になり、20歳になり、それぞれが東京、地方に進学・就職し、友だちや先輩おおぜいで居酒屋へ行く、居酒屋のお通しのナンバーワンは枝豆です。その枝豆が出たときに、わが身延町出身の生徒たちは、わが町にはこういう味を持ったあけぼの大豆というのがあるんだよと。これはあけぼの大豆って、こういうふう栄養素があって、こんなふうになられて、こう

いうふうな体験をするんだというふうな形で、大いにきつとその場を盛り上げるツールになる。宣伝効果がものすごくあるのではないのかなというふうに思います。

そこで、おそらく褒められると思うんですね、子どもたちは。人が幸せを感じる一番は褒められることだというふうによくニュースでも、雑誌にも書いてありますが、きつとそういう味覚を持った、味覚を焼き付けてくれる、そういう教育をしてほしいなというふうに思います。

海外産の冷凍、国内の冷凍、あけぼの大豆の冷凍枝豆、これを3粒でもいい、1粒でもいい、給食のときに出してクイズ形式に「さあ、どれだ」みたいな形でやるのも大いに勉強になるんじゃないか。その5分10分の時間を、大豆のうんちくの勉強を先生から伺う。そういった日々の教育も必要ではないかというふうに思っています。

最後に、森林経営管理法についてお伺いします。

国内には広大に存在する荒廃した森林は、経済的価値だけではなく水を浄化したり、山を守るといった本来の機能を持っています。こうした眠った資産を面積ごと丸めて整備し、利用しようとするこの法律ですが、少し、私的には先行した考えですが、価値のある森林と利益を望めない森林と、この2つに分かれると思います。双方管理の責務が町にはあるというふうに聞いています。利益の望めない森林は動物多様性の地域を考えていただき、人の手で壊した森林を蘇らせ、生物多様性の森をつくってやりたいというふうに私は考えています。

そして整備されて、非常に環境もよくなった森林に関しては、東京23区、例えば山梨ではないんですけども、昭和町くらいですけれども、そんな皆さまに開放し、お使いいただき、そんな形で提供する。そして自然の里の施設とセット企画を考え、攻めの施策を考えることも、これから早めに、大切に思います。

そこで、お伺いいたします。

平成30年5月25日、森林経営管理法成立に伴い、森林環境税、仮ですけれども、森林環境譲与税創設となります。この制度に対して、どんな対策を町は、山をたくさん持つ身延とすれば考えているかを町長にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、お答えしたいと思います。

来年4月からスタートいたします新たな森林経営管理制度ですけれども、先ほど議員さんがおっしゃいましたとおり全国的な課題となっています放置された状態の森林の管理を意欲と能力のある林業経営者に集約させるか、町が自ら管理する制度でありまして、これに伴い町が森林整備等に活用する財源として森林環境税と森林環境譲与税が導入されることとなります。町もこの新しい制度に対しては、実行可能かつ戦略的な事業の組み立てが必要となります。

まず、基本として森林所有者に適切な経営管理を行わなければならない責務があることを明確にした上で意向調査を行いまして、林業経営に適した森林は林業経営者に経営管理を委託します。一方、適さない森林は町が公的管理を行うこととなります。意向調査につきましては、災害防止の観点から土砂災害等、発生リスクが高いところから順次実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

ありがとうございます。これからの事業だというふうな形で推測しますけれども、現在、全国に、身延町は入らないと思いますけども、3千人程度の森林担当者というのが市町村にいます。そのほか40%の市町村には、専門の担当者が1人もいないというのが状況です。今後、この仕組みの要となる市町村が事業をうまくまわしていくには、森林組合等、事業者で専門のやはり職員を派遣し、職員を育てるといった人材育成も非常にこれから大事になってくるのではないかとこのように思います。

山梨県には県立農林高校、森林科学科というのがあります。約90人が在籍しています。しかし、その農林高校の先生にお会いしてちょっと調査してきました。そしたら農林高校では林業そのものに深い関心を、興味を持って入ってくる生徒は毎年30人のうち3人から5人が専門的に希望してくるそうです。そのモチベーションは非常に高いそうです。ポテンシャルが高くプロになるための卵として自覚を持って入ってくるそうです。

そんな県立農林高校は、その学科に刈払機資格やチェーンソーの使用資格や、そういった本来、山を切り開き整備するのに必要な免許は国からの助成を受け、取得をして卒業するそうです。そんな形の中で、今言う3人くらい、毎年卒業生の中で3人くらいがそういうポテンシャルの高い生徒ということであれば、よけい早めに、もし採用するのであれば、試験を受けてもらうのであれば、手を挙げて説明をしていただければいいのかなというふうに思います。ほかは、なかなか体験実習に行っても集中力がなく、卒業しても長く続く見込みはちょっとないかなみたいなことを先生は言っていましたので、でもポテンシャルの高い生徒は確実にいるので、ぜひ検討してみてください。

高度成長期のときは、県も農林高校から毎年1人、採用をしていたそうですが、今はそれはしていませんということです。でも、この制度が確立すれば、またそんな形で制度を利用し、生徒たちの確保を考えるかもしれません。

以上で質問を終わりますが、最後に丁寧なご答弁をありがとうございました。この一般質問においては、何年か先の町の課題や取り組みに少しでも参考にしていただければと思い、私の考えを話させていただきました。これからの町の執行部のさらなる施策に期待し、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

伊藤雄波君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時ちょうどとします。

休憩 午後12時06分

再開 午後 1時00分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告4番、野島俊博君の一般質問を行います。

野島俊博君の質問を許します。

登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

通告に従い、一般質問を行います。

まず、行政評価ではなく無駄を省いて最高の結果が出せるよう調整する行政最適化へと題して質問に入ります。

さて一極集中など、自治体の多くが曲がり角に立たされて久しいところであります。これから町がどこに進路をとるべきか。まずはじめに自治体経営とはについては、将来住民の選択肢を奪うことなく、現在住民のニーズに対応するため限られた資源を有効に活用し、地域の持続性を確保することであるとしています。

したがって、現在住民のニーズを最優先し、短期的視野で実質的借金を投下させたり、さまざまな公共料金を必要以上に低く抑制し、施設の老朽化に深刻化させたりして将来住民に大きな負担を残すことは自治体経営としては不適正だと思います。

他方、将来への危機感だけを過度に重視し、将来住民の選択肢の確保を最優先することで現在住民のニーズを軽視することも自治体経営として不適正であると思います。その理由を問うと、いずれも地域の持続性を確保することにはならないからであると思います。将来住民と現在住民のニーズを妥当性と適正性を持って結びつけるのが自治体経営の原則であるとされております。すなわち自治体経営とは、将来住民の選択肢を奪うことなく現代人のニーズに対するため、限られた資源を有効に活用し、地域の持続性を確保することであります。

それでは質問に入ります。

行政評価ではなく、無駄を省いて最高の結果を出させるよう調整する行政最適化へについて聞きます。回答をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

地域自立のまちづくりに必要な要件としましては、まず町の情報を的確に町民にお伝えし、その情報は住民のニーズに合ったものであること。また住民からの情報や調整に関する意見提案を把握できる双方向型の情報交流の仕組みを充実させ、情報の共有化を図る必要があります。

現在、町からの情報は広報紙、議会広報、ホームページ等の媒体を使って提供しております。現代においては情報端末機器の飛躍的普及によりインターネットを活用した情報収集も一般に行われておりますので、これに対応した情報提供のあり方の検討が必要となります。

地域が自立するためには、まず行政自らが自主性、自立性によるまちづくりを行い、その課程において住民主導のまちづくりに転換し、それぞれの役割と責任を担いながら連携していくことが大切だと考えます。

町では住民の自主的な活動を促進するため、平成17年度から身延町まちづくり推進事業を創設し、活力ある住みよい地域づくりに資する諸活動の推進を支援しております。

現在、これまでの支援制度の拡充を検討しておりますので、これも今後の地域自立のまちづくりに活用していただければと考えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

行政最適化と題して、行政サービス最適化で自治体経営を。いわゆる無駄を省いて最高の結果を出せるよう調整する。目的は多様化・複雑化する住民ニーズを的確に把握・分析し、質の高い効果的な施策を行うためには、これまでの手法や考え方にとらわれず、自治体経営の観点から行政サービスの品質の向上を図っていくことが求められています。この質の高いとは住民満足度の高いことであり、行政サービスを提供するため、公共施設マネジメントを切り口に行政サービスの最適化を進めるために必要な考え方、コスト意識など今後の地方分権時代にふさわしい地方自治体の運営は自己決定・自己責任のもと政策的にも、財政的にも自立した経営を行っていく能力が強く求められていると思います。

これらのことを背景に地方自治体では、民間企業の経営手法を可能な限り行政に導入する動きが盛んに進んできたといえると思っています。本町においても厳しい財政事情、限られた職員の中で、これまで行政評価制度を柱として自治体運営を推進してきましたが、これらの民間企業の経営手法を政策の実現手法として、効果的・効率的に活用していると思っていますが、経営手法における地方自治体の最大の目的は住民を民間企業という顧客として捉え、住民が納める税金や受益者負担に見合った住民サービスを提供し、税金や利用料を払う値打ちを高めることであり、効果的・効率的な政策であるほど住民は納得するものと言えます。

効果的・効率的な政策においては、複雑・多様化する住民ニーズへの満足度、目標、成果、費用対効果を常に意識し、真に必要性・重要性の高い施策へ限りある経営資源を再分配する必要があると考えます。そのためには経営手法を十分機能させ、経営資源の見直しに連動させることが不可欠であると思いますが、これはいかがでしょうか。このことで効果的・効率的な政策の実現、いわゆる最小の経費で最大の成果をあげることができる、期待できるものと考えております。行政の最適化を図るための新たな行政評価制度を提案するものでございます。

それでは、質問2に移ります。行政改革など個別改革では不十分な理由、行政評価ではなく行政最適化へと題して。

質問2の①営利追求および社会貢献を果たしながら、従業員およびその家族を守る企業と町民への公共サービス提供による社会貢献を果たす自治体では、組織目的が異なるため相容れないのではないかと考えがちでありますけれども、組織の性格が異なっても目標達成や課題解決のプロセスは共通する部分が多いと思いますが、当局の考えを伺います。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

企業の目的が人を幸せにし社会に貢献し、そのために利益を出すことであれば、地方公共団体の目的であります住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげることとも通じる点は多いと思います。

この目的達成や課題解決のプロセスにおきまして、企業の経営手法を参考にし、事務事業事前評価や人事評価制度、行政改革大綱、さらには人材育成基本方針を連動させまして、PDCAサイクルの手法で取り組んでおります。

平成28年度から本格導入しております人事評価制度では、課の組織目標に基づいて各個人が目標を設定し、その達成に向けてプラン 計画・ドゥー 実行・チェック 評価・アクション 見直しのPDCAサイクルを実施することにより課題を発見し調査・分析を行い、実践しているところでございます。

当初、中間、期末で面談を3回行い、各所属長が進捗状況の確認や助言などのフォローを必要に応じて行っております。

町では人事評価を行政評価と連動させており、有効性の高い事業はより重点化し、役割の終わった事業は縮小を図るなどの行政運営の取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

さて、企業で言う顧客の視点は自治体では町民の視点、そして総合計画の実現、町民満足度向上のため、地域の課題を解決し町民満足度を高めるために重点的に取り組む施策は何かになると思います。

次に財務の視点は、町の財政健全化に寄与するために取り組むとして重点的に取り組む課題は何か、それは財政の健全化とコスト認識だと思います。そして組織と人材の視点では、ビジョンと戦略を達成するため、いかに組織の活性化を図り職員のスキルアップをするか。さらに業務プロセスの視点は業務改革、意識改革であり、町民満足度の向上やコスト削減のため、業務プロセスや執行方法で特に取り組むべき課題は何か、これを追求していかなければなりません。

それでは、次に3に移ります。個性あるまちづくりについて伺います。

現況の課題は住民ニーズが多様化・高度化する中であって、従来の公平性・平等性を基本とした行政サービスだけでは、住民満足度の達成は困難となってきており、住みよいまちづくりを進めるためには、住民サービスの提供にかかる多様な団体等の参画が必要となってきております。

特に近年においてコミュニティ活動や地域福祉活動など、地域住民の主体的な活動なしでは解決が困難な課題が多く増えてきております。

他方、町外からの転入者が大幅に増加する地域では、町に対する誇りや愛着、地域におけるコミュニティやまちづくりに対する意識を向上させることが、防災や防犯など安全・安心なまちづくりを推進する上で、大変重要になってきております。

本町では、まちづくりに対する住民の声を身近に聞き、これに対応した住民サービスを身近に提供するため、住民と共に育むまちづくりを進めるため、現在、人の心を大切に作る温かい町政運営に努力されておりますが、ここで住民主体のまちづくりのイメージを考えると、まず失敗する町のイメージ、民間も行政もまちづくりに動き出さず居住地は拡散。総人口の減少とともに人口集中地区は消滅。地価の低下により固定資産税収も減少の一途。税収減に合わせて、総体的に人口密度が高い地域ですら行政サービスが縮小し、郊外は統治されず荒れ放題となる。故意に放置される不動産が増えて、空き地、空き店舗など未利用空間が拡大の一途。そして所有者不明不動産も増加が考えられております。

それでは求められる視点とはと考えると、補助金を投資と認識し、その投資に見合うリターンを見出すことが本来のまちづくりのあり方。陥りがちな負のサイクルを回避し、目指

すべき正のサイクルへと転換するためには、利益や地価、土地の要件を含みますけども、税収入などに代表される地域の価値を最大化するよう、官民ともにリターン意識をすることが重要であるとしています。

そして成功する町のイメージは、民間による継続的な賑わい創出などを契機に行政との連携によって居住地域の集約化が図られ、総人口は減少するものの人口集中地域の人口は維持、固定資産税収入の維持などにも成功すると。一定の税収を背景に中心市街地への重点再投資が行われる。同時に郊外への投資配分も可能となってきています。

空き地、空き店舗など低・未利用空間が縮小し総体的な地価の上昇もあり、所有者不明不動産も漸減ということになると思います。

公共交通機関が維持されると子どもから高齢者までが集う賑わいが形成され、地域コミュニティも維持されると、こんなふうな形になりますけども、行政にとって民間の活力を活用する必要に迫られており、特に地域第一主義の精神を持つ民間にとっては、新しいビジネスの機会の拡大となるようでございます。

さらにまちづくりの原点に立ち、住民自らの創意工夫が生かされ、住みたくなるまちづくりをするために、住民がまちづくりやボランティア活動に取り組むことができる支援体制の整備が重要な課題となっております。

それでは、質問に移ります。

3の①個性あるまちづくりを行うには、価格競争の観点だけでなくアイデアにあふれた優秀な民間の知恵が必要でございます。そこで文化的な事業や地域の個性づくりに関する事業は、決定的プロセスの透明化を徹底的に図った上で、首長に事業者選定の権限を与えてもよいと思いますけども、この点について当局の考えを伺います。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

町では公平性、透明性の観点から財務規則に基づき業者選定を行っております。業者選定の方法といたしましては、価格や技術力による指名競争入札や一般競争入札、また価格と技術提案の内容を総合的に評価して業者を選ぶプロポーザル方式等があります。そのような観点から、その目的に適した方法で業者を選定し契約を締結しますので、業者選定は現行のままでよいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

入札制度改革、不正を防ぎながら公共工事の効率化かつ円滑な実施を目指すための長い闘いの歴史であります。最近では、小池都知事が都で行った入札制度改革もありますが、これまで国や多くの自治体でさまざまな方法が試されてきましたが、望ましいとされる統一規格はないようにも思います。そういうことで、これはまだまだこういうことを考える時期ではないのかなと、今、答えをいただいて思いましたけども、私はそういうふうを考えます。

それでは次に質問3の②に移ります。

働き方改革を推し進めて、目指す身延の生産性向上革命、ほかの自治体に先駆け新たな制度を意欲的に導入する。なぜ、こうした制度を積極的に導入するのかと問うと労働生産性に焦点を当てた場合、民間企業を含め、日本は国際的にも低いと言われております。こと自治体においては、概念としてもまだまだ定着しておりません。本町職員は大変優秀でございます。さらたに力を発揮するためには、職員は庁内にいるのではなく、時として町に出てさまざまな現実に触れることが必要となっております。そして地域を知って、さまざまな人と出会い、職員としてではなく、時に町民として地域のために汗を流す。このことはきっと本当の意味での生産性向上につながると確信をしているところでございます。

さて、職員による制度活用は進んでいるのか。これは大きな組織になるほどコミュニケーションを図るのは大変難しいものですが、役職に関係なく自由に議論を交わし、コミュニケーションを図ることが大変大事になってくると思います。そしてコミュニケーションを通じて、理解を広げることができれば制度が浸透していくと考えますが、いかがでしょうか。

それでは次に移ります。

次に、庁内にこもるのではなく積極的に町に出よについての考え方でございます。

なぜ、こうした制度を積極的に導入するのかを問うと本町における生産性向上革命のためにほかなりません。労働生産性に焦点を当てた場合、民間企業を含め日本は国際的に低いと言われております。こと自治体においては、概念としてもまだまだ定着しておりません。しかし、これだけ人口減少が叫ばれている時代の中で、生産性を上げられない自治体は生き残れないだろうと、そういうふうにも考えてもおります。

さて生産性向上というと、いかにも人を減らして効率化を図るといような視点ばかりに目が行きがちでございますけれども、しかし生産性向上で最も大事なことは職員一人ひとりが大きな仕事の喜びを感じられるようにすることでございます。

そして目をキラキラ輝かせて課題を発見して、それを解決しようとする意欲を持ち、チームとして解決のために力を発揮していくことが大切であると思いますが、それについてはいかがでしょうか。

そのためには、町に出てさまざまな現実に触れる必要があると思います。そしてさらに地域を知って、さまざまな人と出会って、職員としてではなく町民として地域のために汗を流す。このことはきっと、本当の意味での生産性向上につながると確信しております。

先の質問で、伊藤議員の質問、住民の声の質問がありましたけれども、まさに地域に入って住民の声を聞くことの大切さが伝わる質問でありました。本人も積極的に地域に入って、または遠くまで足を運んでいることがよく分かる、自分の考えを積極的に出しながら一般質問でしたが、それでは質問に移ります。

3の②言い方は大変失礼があると思いますけれども、職員「庁内に閉じこもるものではなく積極的にまちに出よ」についての考えをお聞きいたします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

本町では従来より職員は地域との関わりを持ち、一町民として地域に貢献できるような存在となることを意識して、消防団、公民館、育成会等の社会団体活動および地域活動に参画して

おります。これは小規模な自治体ならではのメリットだと考えます。

その活動の中で、住民からの声を聞き、行政に反映させなければならないものについては関係所管と協議・調整して対応しております。

今後も積極的に社会、地域と関わり住民の皆さまとの交流を図り、そこで新たな知見を得て課題を発見し、その解決ができるような職場の環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

それでは次に移ります。

質問4の①町民視点でまちづくりイコール町民満足をと題して、本町を町民満足、行政の生産性向上、手段の最適化を基本姿勢とした目的志向型の行政経営を進めて自治体経営日本一を目指すためにと題して質問をいたします。

まず、まちづくりの基本視点、まちづくりを進めていくための基本となる総合的視点として4つ、考えました。1つは人をまちづくりの中心とすることです。これはいつの時代においても町の主役は人々、町民でございます。そしてすべて人々の人権が尊重され、人間性豊かに暮らすことができる町を築くことは、将来にわたって変わることはない目標でございます。

次に生活の質を高めるについては、人々の価値観は物質的な高さを求めるだけでなく、より精神的な豊かさや充実感を求める方向に進みつつありますが、これからはまちづくりの基軸を質の高い生活の実現を目指す方向へと転換することが必要ではないかと思えます。

3つ目、将来に向かって発展する基盤をつくるということでございます。これは本町が将来に向かって、町の活力を高め持続的に発展していくためには、創造性や感性豊かな人々や企業などが集まり交流する、個性的で魅力を持った町をつくる必要があります。

本町が誇る歴史文化や自然が町と調和した美しく文化の香り高い土地空間を形成し、生き生きとした町民活動や活力ある産業活動を、これを育んでいくと。

そして4つ目、共に町をつくるということであります。まず、まちづくりの主体である町民が自らの町を自らの創意と選択によって築いていくことができる町民自治の仕組みを整え、町民が誇る自由と自治、進取の気風の伝統のもと町民の連帯に支えられ、郷土のまちづくりを進めることが大変必要でございます。そして身延のまちづくりの主役はこの町に住み、働き学び憩うすべての人々であります。自由と自治の伝統を受け継ぐ私たちは創意と努力、情熱を結集して愛すべきわが町身延を共に築いていかなければなりません。

それでは質問4に入ります。

本町を町民満足、行政の生産性向上、手段の最適化を基本姿勢とした目的志向型の行政経営を進め、自治体経営日本一を目指すために質問4の①町民視点に立って成果を上げていくための施策はについて、回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

社会経済情勢の変化による地方分権の進展、超少子高齢化社会の到来により厳しい財政状況

の続く中で、町民の皆さまの行政に対するニーズは多種多様化してきております。これらのニーズを的確に把握するとともにアウトカム目標を設定し、ニーズに合ったサービスをタイムリーに提供することが重要だと考えます。

町民の皆さまが何を求めているのか、どうしたら町民の皆さまの利便性が向上するのかなど、常に町民視点に立ってサービスレベルを向上させ、より多くの皆さまに満足していただくことを念頭に業務に取り組んでいるところでございます。

また、行政評価についてホームページを用いまして実施状況を公表し、説明責任を果たしながら町民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、目標管理型人事評価制度を導入し、基礎能力、分析力、実行力を持ち住民の皆さまから信頼される職員の育成を図っているところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

分かりました。次に移ります。人口、生産性の向上について聞きます。

人口が減少すると困るのは誰か。そもそも人口が減ることで困るのは、直接的に影響が生じるのはやはり地方自治体なのだと、これははっきりと言っております。もちろん公共サービスの低下などで住民も間接的に影響を受けると考えます。将来的に人口が減れば税収も減り、状況が悪化していくことは火を見るより、これも明らかなこととございます。今のうちになんとか手を打ちましょうというのが本当の目的だと思います。

そこで財政立て直しには生産性向上が必須。ここで指摘する生産性とは、単に労働時間を減らしたり、人件費を削減することとございません。ましてや会議の時間を短くすることでもありません。また、経営は収入と支出のバランスですが、自治体といえども収入が減っても支出を減らすことができれば、経営が成り立たなくなるわけではありません。このことは明らかでございます。

しかし、そのためには費用の削減、コストカットももちろん大事ですが、それ以上にどれだけ投資効率のよい税金の使い方ができるかが肝になるのではないのでしょうか。すなわち民間企業も行政も共に生産性の向上と真正面から向き合わない限りは、地方創生は絵に描いた餅で終わる可能性が高いと思います。

それでは質問に移ります。

質問4の②少ないコストで、質の高い行政サービスを提供していくことについての考えはについて、回答をお願いします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

少ないコストで質の高い行政サービスを提供していくことこそ、地方自治法第2条第14項に掲げます住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるという自治体の目標でございます。これを実現していくため、第4次行政改革大綱では基本理念を知恵と工夫による地域の発展、基本目標を小さくて効率的な役場経営、基本方針を一人ひとりが改革

実行の担い手として人事評価制度と連動する形を取り、人材育成の面に重点を置いて取り組んでいるところでございます。

そんな中で各々の事務事業について必要性・緊急性は高いのか。成果が得られているのか。コストを削減する手法はないのかといった視点から客観的に事業を評価しながら、従来から実施してまいりました職員提案制度をはじめ、新たなサービスの導入なども併せて検討し、コスト削減と行政サービスの向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

その地方創生が謳われはじめた問題意識として、まず人が減れば税収が減る。そして自治体経営が成り立たなくなるとよく言われておりました。ただ、本当に見なければならぬのは、人が減ると本当に税収が減るのかという視点と、税収が減ると本当に自治体経営は成り立たぬのかという視点の2つだと思います。従来から生産性革命などと政府も声をあげておりますが、人口が減って労働者も減れば国民総所得を維持向上させるには1人当たりの所得を上げるしかないわけでございます。

国力にかかわることですから政府が声をあげるのも無理はないことであると思っておりますけれども、しかし政府が声をあげようと、生産性向上させるのは、企業でいえば企業でございますので、企業が生産性を上げるためには何ができるかということでございます。

要は企業が生産性を上げるために、企業の強みを生かした将来のビジョンを持って何をして何を伸ばすかという経営者の決断が、ここで言う生産性向上のカギだったということでございます。

それでは自治体の生産性革命はどのようになるのでしょうか。地方自治体こそ人口が減って税収が減れば生産性を上げなければ持続できません。今、自治体も先ほど言うておりましたけれども、何を縮小して、何を残して、何に力を入れていくのかを明確にやはりしていかなければ、経営として、いかにいけぬ時代になってきております。もちろん人工知能やモノのインターネットの技術も積極的に取り入れなければなりませんし、サービスの質の向上も欠かせません。このように人口減少やグローバル化、情報通信革命と自治体を取り巻く環境は変化しておりますけれども、自治体経営の現状にはどのような問題があるのでしょうか。また、行政の最適化に有効な手段はどのようなものがあるのでしょうか。

それでは、次に4の③に移ります。無駄を省いて最高の結果を出せるよう調整する、いわゆる手段の最適化。人口減少やグローバル化、情報通信革命等、自治体を取り巻く環境は変化しておりますけれども、自治体経営の現状にはどのような問題があるのでしょうか。

また、行政の最適化に有効な手段としてどのようなものがあるのでしょうかを問うと本来、評価制度は有効な手段であると思っております。しかし、多くの自治体で展開している行政評価は本質的に右肩上がりのときと同じ体質を持っているようにも思われます。事務事業の優先順位を決めるのではなく、右肩上がりのときのみみんなで一律増やすの発想と同時に、今はみんなで一律減らす、我慢するが重要な施策だとも思われますし、基本であると思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

本町においても縮小される債務、どこを残し、どこを再編し、どこをやめるか、メリハリを

つける必要があります、毎年度の予算編成の評価の中で展開していると思いますけども、これを行わないと体系的な戦略的には展開できないため、さまざまな問題を新たに生じさせるのではないかと、そんなふうにも思っております。これを抜本的に変えるには、意思決定の前提になる情報の質を変え、住民も含め見える化することが大変重要でございます。最終的に決定するのは市長や議会、そして住民です。その意思決定に対して公会計改革や行政経営戦略の策定を通じて新たな情報を提供し、従来の意思決定との相違点を明確にすること。そして関心のある住民はもちろんのこと、関心のない住民の目にもさらしていく、いわゆる最適手段は見える化の充実が必要であると考えます。

それでは質問に移ります。

質問4の③最適手段や実施手段を選択して、効果的に行うことについての考えを聞きます。よろしく回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

事業施策を進めていく上で最適手段や実施手段を選択して効果的に行うことは、非常に重要でございます。常に目的と手段の関係を十分認識し、各職員が日々行っている活動がどのように目的達成に貢献しているのか、目的達成のためにはどのような活動展開が必要なのかを考えることが重要であり、職員自らが知恵と工夫を發揮した計画づくりを目指し、自己評価や外部評価と真摯に向き合い、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを円滑かつ実効的に循環させるとともに行政システムの効率化に向けて、人工知能や業務自動処理化などの新たな方向性の検討も行い、業務、手段の最適化を図ることでよりよいまちづくりにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

今、各自治体は経営日本一を目指して、または経営日本一への挑戦と題して県、市、町、村民満足のために町民視点に立って、行政の生産性の向上および手段の最適化を基本姿勢とした目的手法型の行政運営を進め、自治体経営日本一を目指している自治体が数多くあります。そして県や市町村全体の住民満足度をめざす行政運営で公共経営の手法により県、市、町、村民満足度と生産性の向上を目指しているところでもあります。要は最適な方法により成果を追及する目的志向型の行政運営ではないでしょうかということを申し上げて、以上で全質問を終わりといたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は2時ちょうどとします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 2時00分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告5番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

通告に従って一般質問を行います。

質問を始める前に議長にお願いがございますが、質問通告書提出後に行政側との打ち合わせをしたところ、1問目の内容、特に3番ですが、ここに不適切な部分があるのではないかというご指摘をいただきましたので、多少内容を変更いたしました。最初にお断りしておきたいと思えます。

はじめに種子法（主要農作物種子法）の廃止による本町農業への影響はということで、お聞きします。

11月3日のみのぶまつりの日に、あけぼの大豆の生産に携わっている方から種子法の廃止であけぼの大豆の栽培に問題が起きないか心配だというお声をいただきました。その人の話の中に、種子法の廃止、モンサント法、遺伝子組換え物質、TPPなどという言葉が出てまいりました。当時、私は種子法について、ほとんど知りませんでしたので、これらの言葉の意味するところが理解できませんでした。

そこで種子法について調べましたところ、単なる種子法という法律の廃止に留まるだけではなく、わが国の農業そのものに大きな影響のあるものであることが分かってきました。

種子法というのは、最初に書いてありますように主要農作物種子法という法律です。主として主食である米、麦、大豆の安定生産と安定供給を目的に昭和27年の5月に制定されました。ご存じのようにわが国は第二次世界大戦の中で度重なるB29の爆撃とか広島・長崎の原爆、こういう大変な大国、米国による攻撃によりまして国中が焼け跡のようになりました。

昭和20年8月15日に敗戦を迎えたわけですが、その後、昭和25年には朝鮮半島で勃発した朝鮮戦争というものがありました。日本の経済は、この朝鮮特需によって、ある程度立ち直ったわけですが、農業は戦争による壊滅的な打撃から立ち直ることができませんでした。敗戦後の日本は長い間、食料難の時代がありました。私は昭和21年の生まれですけども、この議場の中でも、そのころの食料難についてご存じの方は本当に少なくなっていると思えます。

戦中・戦後の混乱の中で国家的な種子の確保というのは困難であり、種子の品質も低下していたということがこの法律を制定したという時代的背景にあります。

種子法の第1条には、この法律は主要農作物の優良な種子の生産および普及を促進するため、種子の生産について圃場審査、その他の措置を行うものとするあり、第2条第1項ではこの法律で主要農作物とは稲、大麦、裸麦、小麦および大豆をいうと定めております。国と各都道府県が種子の生産について圃場の指定と審査、証明書の発行を行うということを定めており、都道府県が奨励品種を定めて、日本の農業を守っていくという姿勢が読み取れます。

ところが今年4月にこの法律が突然廃止されました。廃止の経緯を調べてみると、昨年、衆参両院でそれぞれわずか5時間、合わせて10時間の審議のみでこの種子法が廃止されたことが分かりました。なぜ、そんなことが起きたのかというとTPP、環太平洋パートナーシップという、貿易の関税交渉に米国を招き入れるために行ったということが分かりました。しかし、このTPP、米国を含めればTPP12、12カ国でございましたけれども、その後、トランプ政権が誕生したことによって、トランプ大統領の拒否によりまして、結局、TPPはTPP11になったという、そういう経過については、皆さまのご存じのとおりでございます。

TPPは米、麦、大豆、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖、柑橘類など日本の農業全体に大変な打撃を与えるということで当初、JA全中を主体とする全国の農協は大反対をしておりました。しかしTPPを推進したい政府は、この農協法も改正してJA全中、全国農業組合中央会の主導権を奪うということで、反対勢力をおさめるという大変強力な手段に出ました。

現在の食料自給率は40%を下回っております。つまり輸入食料が全体の60%以上という、そういう国になっております。また、最近では水道法が改正されて、水道の管理に外資が参入できることになりました。日本は食料と水という、まさにライフラインそのものを失ってしまうという恐れがあるということです。

国連は家族農業を支援しなければ地球が存続できないとして、家族農業の10年ということ提唱しております。日本は国連が提唱している、こういう家族農業を中心に据えていくことを考えていかなければならないと思いますけれども、現在、町が進めているあけぼの大豆の生産などは、その典型的なものになると思います。つまり、大変先進的な取り組みをしていることになると思います。

身延町大豆出荷等奨励金交付要綱というものが決められておまして、これによりまして大豆、身延町内の農地で栽培および収穫された大豆をいう。大豆の種子については、大豆の種子であって、山梨県の登録検査機関、農産物検査法第17条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人で町長が指定したものをいうによる農産物検査を受け、基準を満たしたものをいうと非常に限定的に決められておまして、こういうものでなければ奨励金の交付の対象にはならないということになっております。あけぼの大豆の生産がこういう家族農法の中心になって進めていかれることが非常に大事なことであるというふうに考えております。

私は家で食べる野菜やもち米、小麦、大豆などを無肥料・無農薬という自然農法と呼ばれる農法で栽培しております。この自然農法というのは熱海のMOA美術館を創設した岡田茂吉さんという方が提唱したもので、土が本来持っている力、いわゆる地力を生かすことで作物を作ろうというものです。

自分の食べるものには、できるだけ農薬や化学肥料を使わないという人は、私以外にも結構多いのではないかと思います。最近、ブランド化に乗り出した本町のあけぼの大豆は県の奨励品種には指定されておられませんけれども、身延町大豆出荷等奨励金交付要綱、先ほど申し上げました、この要綱によりまして奨励され守られる品種として指定されているというふうに考えます。

このあけぼの大豆の安定生産と増産を図るために、身延町として条例を改めてつくるということ提案したいと思います。お考えをお聞きます。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

すみません、2番の質問でしょうか、回答すればよろしいですかね。

○9番議員（芦澤健拓君）

2番は県に対する要望ということで、これは。あけぼの大豆の六次産業化の推進のための種子法廃止に対する何らかの措置が必要であると考えているがと。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

主要農作物種子法は、国や都道府県が育種した品種について、県が奨励品種として指定し種子の安定供給や県下全域の栽培適地における生産と振興を図るため原原種および原種の生産や種子圃場の指定および農業団体と連携して、種子生産者の栽培管理指導などに取り組むものです。身延町あけぼの大豆をはじめ在来種につきましては、主要農作物種子法の趣旨に基づき県の奨励品種に指定することができないため、全国各栽培地域の市町村や生産団体が種の保存や種子生産に取り組んでおります。

身延町特産の身延町あけぼの大豆のブランド化を図り、地域産業として将来にわたり維持発展させるため、平成28年3月に設立した身延町あけぼの大豆振興協議会において種子の概念として1. 種子は漢字の曙大豆と表記する。2. 身延町曙地区で採取されたものとする。3. JAふじかわ曙大豆買取基準で合格となったものとなっており、主に町が種子の生産団体である在来種あけぼの大豆保存会と覚書を締結し、必要量を買取り生産者に販売・配布しております。

種子の管理につきましては、身延町あけぼの大豆振興協議会として優良種子の安定生産に向けた支援・調査ということで、毎年種子生産者および種子圃場を確認し、山梨県峡南普及センターの職員の助言のもと栽培管理方法や年に3回、種子圃場の巡回を実施し、種子伝染病性病害虫の有無を確認し、抜き取り指導などを行っております。

また種子の選別状況の確認を行うとともに、出荷見合わせを実施しております。在来種であるため、直接的には種子法の廃止の影響は考えられませんが、今後もさらなる良質な種子の安定生産に向けて種子生産者、ならびに種子圃場の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

まさに継続的に農業を進めていくための基本になるような、あけぼの大豆への取り組みだと考えております。

アメリカにモンサントという巨大化学産業がありますが、ベトナム戦争でベトナム兵、ベトナムを隠れ家である森林から追い出し、攻撃するために使われた枯葉剤という薬剤を製造・供給した会社であります。この枯葉剤によって300万人のベトナム人とアメリカ人が健康被害におそわれたほか、ベトちゃんドクちゃんという名前で代表されるような下半身がくっついて生まれた結合双生児、そういう肢体不自由児を50万人も生み出したといわれております。

このモンサントという会社は、今、ラウンドアップという除草剤をはじめとして多くの農薬

を製造販売しているほか、遺伝子組換作物の種子を世界中に広めています。

あけぼの大豆は自家受粉植物だから遺伝子組換作物の影響は受けないという話を聞いておりますけれども、モンサントが開発したラウンドアップなどの除草剤は、地下水に溶け込んで土壌汚染を起こす恐れがあります。もちろん、あけぼの大豆の圃場にこういうものを使うということは考えられませんが、周囲の農地からの影響は考えられることだと思います。

あけぼの大豆の増産体制につきましては、9月議会でも質問いたしましたけれども、あけぼの大豆は基本、町内だけで生産するという条件を考えると、町内の農業従事者を増やすことと増加の一途をたどる耕作放棄地の解消という、2つの問題を解決することが必要であると思います。

種子法の廃止に対して、滋賀県や北海道では独自のシステムで種子の保管など種子法に基づく、これまでの取り組みを継続する方針を打ち出しているそうです。種子法、あけぼの大豆の六次産業化を進めるためにも、町も県も種子法の本来の目的であった優良品種の生産を守るための何らかの方策を検討することが必要だと考えますけれども、県に対応を要望するような考えはあるでしょうか。

町としても、あけぼの大豆については優良種子の安定生産・安定供給のための条例を制定することが必要だということで先ほど提案しましたけれども、町長のお考えをお聞きます。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

県が指定した奨励品種につきましては、種子法廃止後は県主要農作物生産改善協会が主体となり、水稻、麦および大豆の奨励品種の種子生産に取り組んでおり、県は山梨県農作物奨励品種規定に基づき、県内奨励品種の生産安定のため従来どおり総合農業技術センターにおいて原種および原種の生産および採取団体への配布を行っています。また、あけぼの大豆につきましては、自家受粉であるため多品種と交配する可能性は極めて低いと考えられますが、あけぼの大豆の圃場に近接して黒豆等、多品種を作付けしないよう引き続き生産者には指導・管理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

今の答弁にありましたけれども、そういう方針をきちんと決めてあるということがまさに農業の継続性を保つものであると思います。

主要農作物奨励品種ということで、県はこれは平成25年の資料ですけれども、水稻、それから小麦、六条大麦、大豆という6種類の品種の中で、全部で20何種類の奨励品種というものを決めておりますけれども、大豆についてはアヤコガネ、ナカセンナリ、タマホマレということで、今のところ、とりあえずあけぼの大豆は新しいブランドですので、この中には入っておりませんが、今後もぜひともあけぼの大豆の安定生産、それから増産を図るための手段を講じていっていただきたいと思います。

遺伝子組換作物というのを、先ほどモンサントに関して申し上げましたけれども、これを食

べ物に使用するのを法律で規制しているということは、その遺伝子の組み換えによって生まれる人間の遺伝子への影響とか、そういう影響が考えられるので、要するに健康に悪影響を与える。あるいは自然環境の破壊をもたらす。有機農業や未来の農業と共存できないなどの問題があるために遺伝子組換え農作物というものをできるだけ排除しようという動きがあったわけですが、現在この種子法の廃止とか、いろんなTPPなどの関税の廃止とかということから、世界中の種子市場といいますか、種子を、特に遺伝子組換え作物を生産しているモンサント、シンジェンタ、ダウ・ケミカル、バイエル、デュポンなどという、この組換え企業を5大遺伝子組換え企業と言うそうなんですけども、これらが暗躍しておりまして、この会社は、こういう会社はこういう法律をつくっている。これは本当に、こういうものがあるのかどうかというのを私も見たことがありませんから、インターネットで調べただけなんですけれども、農民が種子を保存し、翌年その種子を使用して耕作するという伝統的農業を禁止し、種子販売企業から種子を買わなければならない。そういうような法律の制定を多くの国に無理強いしている。これをモンサント法と呼んでいるそうなんですけども、そういうふうなことまでやっているということ、皆さまもお知りおきいただきたいと思っておりますけれども、そういうふうな会社がある。それから遺伝子組換え作物を世界中に広めようとしている。そういうことを考えていただくと、今現在、日本は、先ほど申し上げましたように40%しか自給率がないという。これが農水省の2013年の発表でも、農業生産額が2兆6,600億円減少してしまうというふうな試算がありまして、その前はTPPによって関税が撤廃されると日本農業の生産額は4兆1千億円減少して食料自給率が14%に低下するというのを農水省が発表したと。そういう試算を発表したという事実があります。

そういうふうなことを考えると、食料自給率をこれ以上、下げてはいけないうし、そういうものの中で特に遺伝子組換え農作物が増える危険性も防いでいかなければならないと。そういうことを防ぐための種子法が廃止されたわけで、何らかの規制を設けることが喫緊の課題であるといっても過言ではないと思っておりますけれども、この件に関しまして町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

先ほどの質問でもお答えしたとおり、県の奨励品種につきましては、種子法廃止後も引き続き種子の安定生産に取り組んでいただいておりますが、この取り組みが後退することのないよう、予算確保も含めて要望していきたいと考えております。

なお、あけぼの大豆に限っていえば在来種であるため、種子法の廃止は直接影響は受けませんが、企業の参入により今後、他産地において類似種や模様品が生産される可能性があります。類似種との差別化を図り、さらなるブランド力を高めるため身延町あけぼの大豆振興協議会が進めてきたGI制度、地理的表示保護制度、この制度は特定の地域で作られた農林水産品や加工食品の名称、ブランドを政府などが知的財産として保護する制度でございますが、こちらへの登録も先月、無事に申請することができました。申請から登録までは、かなりの時間がかかる見通しですが、引き続きブランド力を高めてあけぼの大豆を全面にまちおこしに取り組み、農家の所得向上を目指し、併せて耕作放棄地解消に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

地理的表示保護制度ということで、これはどんなメリットがあるのか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

G I 取得の大きなメリットとして、他製品との差別化、訴訟等の負担がなく国がその模倣品を規制していただける。そしてブランド化でございます。

なお、先行した、G I を取得した製品につきましては、やはり取引が拡大、価格が上昇、担い手が増加したというような傾向がございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

というのも、これ、知的財産権というふうなものか捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

地理的表示ということで、知的財産ということで解釈していただければよろしいかと思いません。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

今後もあけぼの大豆の種子の安定生産に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に高齢者世帯へのタブレット普及により、高齢者がインターネットによる情報取得を容易にすることについて、お聞きします。

私は9月議会で議会へのタブレット導入について提案しましたが、町民との懇談会で高齢者のインターネット利用とIOTの普及を考えてほしいという提案をいただきました。

先日、テレビ番組で見ておりましたところ、都会の高齢者がアマゾンとかヤフーなどのインターネット通販で商品を購入しているということを知りました。都会は多くの商店にも恵まれ、コンビニなどのまさに便利な商業環境にあるわけですが、そういうところでもインターネット通販を利用している。これを利用することによって、わざわざ出掛けていくことがないという利点があるということを放映しておりました。

大変、恵まれた地域でもインターネット通販で商品を購入するという、このへんの状況を考えると当然、コンビニもない地域もありますし、先日の懇談会でも男物の衣類を入手することが非常に難しいと、そういう意見もありました。もちろんユニクロみたいな、安い衣類を入手できる店はあるんですが、そこまで行くのが大変だし、運転することが大変難しい状況もある

というふうなことから、中央市や南アルプス市、甲府市などの都市部まで行くのは大変だと。中には自動車の免許証を返納したという高齢者もあります。いわゆる買い物弱者になってしまったという高齢者も大変多くなりました。

そこで高齢者の皆さんにタブレットの使用によるインターネット通販が可能になるような仕組みをつくる必要があるかというふうなことで、ご提案をいただいたわけですが、そのためにはタブレット購入費用の助成、あるいはインターネットの利用方法自体を取得できるような仕組みを考えていかなければならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

情報政策を所管する立場ということで、私のほうからお答えをいたします。

インターネットを利用するには、通信環境が整備されているかが利用条件となりますが、本町においては、各通信事業者によりその環境が整備されております。

ご質問の利用方法を取得できるような仕組みですが、身延町まち・ひと・しごと総合戦略アクションプランに、町の情報提供の充実、ICT活用力の充実として利用者講習会を開催することとなっております。この取り組みとして、民間企業と連携して来年1月から3月にかけて町内3カ所を会場としまして、初心者向けのスマートフォンおよびタブレットの使い方講習会を開催する予定で、現在、生涯学習課において準備を進めております。

講習内容は電話の掛け方、メールの仕方、インターネットの検索方法など基本操作を学んでいただき、機器に触れ関心を持っていただき、その利便性をお伝えすることができればと考えております。

現在、事業者と日程調整をしておりますので、これが済みましたら回覧でお知らせをいたします。情報通信機器の利用により生活の利便性が高まり、多くの人がある恩恵に浴していることは明らかです。タブレット等、情報端末機器は利用される方の要求に応えるための極めて個人的機器と解されるため、その購入費用の助成につきましては現時点では考えてはおりません。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

現在、小学校5年生以上の児童生徒にタブレットが貸し出されているという状況があります。この方もそういうことを聞いて、われわれにもそういうことができないかという、そういう趣旨で質問されたと思いますけれども、今の回答の中にもありましたように、機器についてはそれぞれ個人的に購入して、その利用方法について講習会を開いていただくと。これは実際、私は議会へのタブレット導入を提案したんですけども、議会の中でもやっぱりうまくタブレットとかスマホが使えないという人もあります。ですから、これはちょっとまだ時間がかかるかなと思うんですけども、ただ、富士川町の議会の議員に聞いたところ、大体1年間でみんなマスターしたというふうなことでしたので、議会でのタブレット導入に合わせて、こういう高齢者の方のそういうIoTに対する、いろんな機会を与えていただくということは、非常に大事なことであると思います。

これは買い物弱者の救済ということにもつながると思いますけれども、町や議会からの情報

は、先ほども話が出ておりましたけれども、大体インターネットで情報を伝えると。そういうことが非常に多くなっておりますけれども、実際、それを高齢者の皆さまが使えないということで、便利さがあまりにも大変な格差があるのではないかとこのように考えます。これ非常に難しいことかも知れませんが、こういうものが使えるようになると大変ありがたいということもよく感じられるのではないかと思います。ただ、インターネットの場合には危険性も潜んでおりますので、そのこともよく理解してもらうためにもしっかり学習してもらうことが必要でありますし、そういう学習プログラムも用意していただくことが必要であるかと思っております。そういうタブレットの利用について提案させていただきますけれども、先ほどのご答弁で内容的には大体理解いたしました。

最後に高齢者のタブレット利用システムの導入の対象というのを、一人暮らしの高齢者、または夫婦2人だけの世帯にすべきであるというふうに考えておりますけれども、それぞれ何世帯ほどあるのか。またそれぞれの世帯がこのようなシステムを必要としているのかも調査して、無駄がないようにすることも必要であるというふうに考えております。町の負担を少なくして、その中で高齢者福祉の向上にもなるということを考えていっていただきたいと思っておりますので、このようなアンケートを取っていただくことも必要かと思っておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えいたします。

アンケートというご質問なんですが、これにつきましては、先ほどお答えしたとおり、購入費用の助成については現時点では考えておりません。また繰り返しになりますが、今年度、初心者向けの講習会、これにつきましては使い方、リスクも含めて講習会のメニューに含めまして開催を計画したいと思っております。

この講習会への参加状況等を見ながら、次年度も継続することを考えておりますので、特定世帯を対象とした調査を行うことは考えてはおりません。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

今、お聞きしたことで大体分かったんですが、例えば案内を出す場合には広報だけで、特にそういう世帯宛てのご案内とかはないんですか。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

現在、考えております周知の方法ですが、スマートフォン・タブレット講習会としまして回覧での周知を考えております。

また、これは今から、その講習を受けられる場合には該当はしないかもしれないんですけども、町のホームページへの掲載も考えております。

時期につきましては、第1回が1月の下旬を考えておりますので、12月15日の組長宛て

配付分で回覧予定になります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

もうちょっと具体的に教えてもらいたいんですが、その利用者講習会を3カ所というふうな、先ほどのご答弁だったと思いますけれども、これはどういう場所で行う予定なんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

町内3会場というお答えをしました。まず身延地区におきましては身延町総合文化会館。下部地区におきましては下部地区公民館。中富地区におきましては中富総合会館。ちょっと順序が入れ替わりましたが1月に下部地区、2月に中富地区、3月に身延地区を予定しております。

内容ですが、スマホとタブレットを分けまして、スマホを使用しての講習会を約1時間半。それが終わりましたらタブレットの講習会を約1時間半。これは両方受講もできるというふう聞いております。

定員につきまして15名ほどということも聞いておりますが、これについては事業者に提供していただく機器との数の関係もございますので、今のところ定員は15名ということにさせていただきます。予定となっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

これたぶん、今の内容では全町のタブレットを必要とする人に行き渡るのかな、あるいはその情報がちゃんと届くのかなという心配がございますので、今回だけでなく何回かこういう講習会をやっていた方がいいんじゃないかなと思いますし、高齢者ですからその場所に行くのもちょっと大変だみたいな人もあるかもしれませんので、もうちょっと、身延町は非常に広い地域ですから、そのへんのこともまたご配慮をいただいて今後の計画を立てていただきたいと思います。

最後にこれはあんまり、私自身としては聞きたくないんですけども、町民のニーズがありましてお聞きします。

他市町村に居住している町職員についてということで、いくつかお聞きしたいと思います。

昨年度の決算を9月議会で認定したところでございますけれども、人件費が町税とほぼ同額の14億円ということで、本年度予算では町税13億円に対し人件費は約15億円と。人件費のほうがちよっと膨らんでいると。他町の議員とか、首長で生活実態がないんじゃないかという疑問が出されて、いろいろ問題になっているということを報道されましたけれども、本町でも町民からはこの人件費と町職員の住所地についても何回か疑問を出されました。

もちろん日本国憲法第22条には、何人も公共の福祉に反しない限り居住、移転および職業選択の自由を有するというふうに定められておりますので、役場職員であっても他市町村に居

住する自由は認められているわけですがけれども、現在、本町ではまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、一人でも多くの人に本町に住んでほしいということを進めているわけでございます。町民の多くもそういう希望を持っていることは、皆さんもご存じのとおりであると思います。地域おこし協力隊という制度で住んでいただいている部分もありますし、移住定住の促進を進めていくという、そういう中での町民の疑問に対して答えていくことが行政と議会の務めでもあります。そういう前提に立って質問いたしますので、このことをご理解いただきたいと思います。

まず望月町長ですが、私も町長からお聞きしている内容としては、町長は就任時、富士川町にお住まいでしたけれども、現在は切房木にご住所があり、高齢のお母上と同居していらっしゃるというふうに聞いております。そうであれば当然、町長の税金はもちろん本町に納められているということでございますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

町長が副町長就任後の平成27年9月に身延町へ住所を移転いたしまして、平成28年度から身延町に住民税を納めております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

次に瀧本副町長についてお聞きします。

副町長については、いまだになじみのないというか、知らない町民も結構多くて、どういう経緯で選任されたのかということをよく聞かれるわけですが、選任の当時に町長からの提案がありまして、自治法の第161条にはっきり定められているわけで、副町長を選任するときに、私は役場内にも優秀な課長が多く、そういう課長の中から選任するほうがいいのではないかという意見を申したわけですが、町長の意向と、それから議会の議決によりまして瀧本氏が副町長として選任されたわけです。

副町長は甲斐市から通勤されているということを聞いておりますけれども、そうであればもちろん住所地である甲斐市に住民税などは納めているということだと思っておりますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

地方税法に基づきまして住所地でございます甲斐市へ住民税を納めております。

なお、平成29年、30年につきましては、身延町に対するふるさと納税による寄附をしていただいております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

分かりました。ふるさと納税という制度もございますので、そういうことも認められると思いますので、そのへんにつきましてはまた、これは町民の人の中にはそういう疑問を持っている、疑問を感じている方が結構多いので、あえてお聞きいたしました。

最後に職員についてお聞きしますが、現在、町外に住んで役場に通勤している職員というのは、男女それぞれ何人いらっしゃるのでしょうか。それらの職員は近い将来、本町に居住するような計画があるのかどうか。それらの職員からそのような意向を聞き取ったことがあるのでしょうか。

以上、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

憲法14条の法の下での平等であって、社会的関係において差別されないこと。また地方公務員法第13条の平等扱いの原則により、職員の居住地について制限されることはございませんが、本町では職員採用試験実施要項の中で身延町内への居住をお願いしているところでございます。

現在、身延町外に住所を有する職員につきましては29名でございますが、結婚などそれぞれの家庭の事情等により、やむなく町外に居住をしている状況でございます。

内訳は男性職員が12人、女性職員が17人でございます。すでに持家のある職員以外の一時的に借家をしている職員につきましては、いずれ町内へ住所を移す予定であると承知をしております。

昨年度から町外へ住所を移す場合につきましては、職員から転居の理由、その期間などヒアリングを行い、町内への居住を促しているところでございます。

昨年4月以降、町外に居住しておりました職員3名が家族とともに町内へ住所を移しております。

なお、町外へ居住している職員の中にも身延町に対するふるさと納税による寄附を継続的に行っている職員もおりますことをご承知いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

まち・ひと・しごと創生という中で、町を挙げて人口を増やすということを努力しているわけですから、町の職員が他市町村に暮らしているというのは、町民としても納得できないということをご理解いただいて、できるだけ早い機会に町に戻っていただきたい、そういうふうを考えますけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

総務課長の答弁、また芦澤議員、先ほどおっしゃっていたとおり、法律において町の職員が必ずしも町内に住所を置く規定はございませんけども、やはり人口増の観点からすれば、ぜひ身延町のほうにまた戻っていただきたいと。ただ、先ほど課長が言った中で結婚などで他市町村との職員との結婚というのが多くありまして、1つ例を言えば北杜市に奥さんがいらっやって旦那のほうがうちの職員。そういう形で、どうしても間のほうへ住まなければならないと、そういう事情も結構聞いております。そうはいつでも、今後、町内へ居住していただけるように、時期を見て促してまいりたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

本当に、こういう切実な状況でございますので、一人でも多くの町民が増えるということを議会もそういう提案をさせていただき予定もありますし、来年になればキーテックという会社に来て、多少でも活気づくということになると思いますので、そういうことを含めて今後、町としても対応をしていただきたいということをお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時51分

平成 3 0 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 1 日

平成30年第4回身延町議会定例会（3日目）

平成30年12月11日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	瀧本 勝彦
教 育	長	鈴木 高吉	総 務 課 長	笠井 祥一
会 計 管 理 者		村野 浩人	企 画 政 策 課 長	高野 博邦
交 通 防 災 課 長		千頭和康樹	財 政 課 長	遠藤 基
税 務 課 長		小笠原正人	町 民 課 長	熊谷 司
福 祉 保 健 課 長		穂坂 桂吾	観 光 課 長	佐藤 成人
子 育 て 支 援 課 長		大村 隆	産 業 課 長	望月 真人
建 設 課 長		水上 武正	土 地 対 策 課 長	埜村 公文
環 境 上 下 水 道 課 長		羽賀 勝之	下 部 支 所 長	望月 由香里
身 延 支 所 長		柿島 利巳	学 校 教 育 課 長	伊藤 克志
生 涯 学 習 課 長		深沢 教博		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 佐野 和紀
録音係 望月 融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

冒頭ですが広報編集委員会 赤池委員長より広報の写真撮影のため、カメラの設置の要望がありましたので、これを許可します。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告6番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は2点について質問をいたします。

まず1点目、安心・安全な学校生活についてということで、通学路の点検について質問をいたします。

日ごろの点検は今まで私も一般質問なんかでも取り上げてきましたけれども、学校のほうでも点検をしてくれていると。教育委員会でもやってくれていると思うんですけども、そうはいつでも保護者からいろんな要望が出てくるとは思います。

私のところにもある地域から街灯が暗くて中学生が部活を終わったあと、バスから降りて暗くて不安という保護者からの話がありまして、すぐに教育委員会にお話をしましたら調査をしてくれたんですけども、なかなか難しい問題があるということで、そういうような、教育委員会だけでは対応しきれない問題も出てきているのではないかなというふうに思います。

そこを私も見に行つて、私はたしかに歩くのは暗いなというふうに思ったんですけども、課長はそんなに暗くはないではないかみたいなことで、ちょっと意見が分かれてしまったんですけども、やっぱり車で行くのと歩くのとは違う。やっぱりそういう年齢の子どもたちが歩くということを考えると、そういう保護者の心配もあるので、きちんと対応することが大切ではないかなというふうに思いますけれども、ただ調査をしてくれて、地元の集落の方たち、街

灯をつけるにしても集落の方たちの負担が増えるということがありますので、だんだんその集落で高齢者が増えて人口が少なくなっているという中で、そういう問題をどうするのかということも出てきていると思うんですね。そういうところを教育委員会ではどういうふうに対処したのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

公衆街路灯の設置要望につきましては、児童生徒の下校時刻帯に現場の確認を行い、客観的にも設置の必要性が高い場合には各地区の区長さんへこの学校からの要望をお伝えし、区内で防犯灯の設置についてご検討をお願いしております。

なお、お願いする際には町の助成制度につきまして、ご説明をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

街路灯はつくけれども電気料の負担という問題が発生してくると思うんですね。それで今回の場合についてはその後どういうふうになっているのか、それをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

今回、渡辺議員のほうからご指摘がありました箇所につきましては、私ども現場に赴きまして児童生徒の下校する時刻帯に歩いて確認をさせていただきました。先ほど議員からご質問の中でもありましたように、私どもといたしましては子どもたちが帰る時間帯について、特にそこに何も無いという状況ではありませんでしたので、今回ご指摘のあった場所につきましては、まだ区長さんには特段お願い等はしておりません。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

でも保護者が暗くて心配だという心配が出されているわけですよ。教育委員会で調査に行って、これでは大丈夫だというふうに思ったということなんだけれども、それだったら保護者の方が心配で、暗いからなんとかしてくれという話が出ないのではないかなというふうに思うんですけども、そのこのところの保護者の思いというのはどういうふうを受け止めたらいいいのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

私どもで今、考えておりますのは、やはりほかの地区からもそのような設置の要望というところはいくつかございます。やはり、それをすべてかなえるというのも現実的には難しいという面もありますので、今、私たちが考えているのは児童生徒自身に対してもやはり自衛手段と申しますか、例えば小さいライトを持参するですとかということも今後、考えていこうということを考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん暗ければそういう対応もせざるを得ないとは思いますが、でもやっぱりそこが暗いというのは事実で、そこをなんとか、これは教育委員会だけの問題ではないかなというふうに思うんですけども、例えば集落で、そこに設置をするとなった場合に、さっきも言いましたけども、だんだん人数が少なくなっている。それから高齢化していて負担しきれないというような問題も出てくると思うので、これは町全体として考えていく必要があるのではないかなというふうに、現実にやっぱり子どもたちが暗くて怖い思いをしているというような声も出ていますから、今後そういうようなところも含めて、調査はさせていただいているとは思いますが、今後どうするかということ町全体として考えていく必要があると思うんですけども、町長どうでしょうか。こういう問題については。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほど一番最初に学校教育課長が申し上げましたとおり、私とすればまずその地区の中で暗いところをしっかりと点検して、補助制度もありますので、そういうものを活用しながら地区でそういうところは解決してもらいたいというように思います。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

補助制度があるのは、街灯を建てる時なんですよ。それを日常的に電気料を負担することが大変だという問題があるから、建てても今後の維持管理にお金がかかるというところで二の足を踏んでいるという事実があるのではないかなというふうに思うので、それはきっと教育委員会だけの問題ではなくて、町全体の問題として今後考えていただく方法しかないのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから通学路の点検の、2点目で台風とか雨や風が強かったあとの点検ですね。これは前に質問をしたときに教育委員会では台風があったあと、教育委員会の中で出勤前に見て、職員の中で見て歩くというような話も伺ったんですけども、やっぱり限りがあるということで、なかなか子どもたちの安全を確保するという面では難しい問題があるのではないかなというふうに思います。

身延のある地域の住民の方から電話がありまして、子どもの通学路のところに街灯があつて、

その電線の上に木が倒れて通学路をふさいでいるというようなことで電話があったので、すぐ行って写真を撮って教育委員会に見せました。そうしたらすぐに対応してくれて、そこは県道だったので、県ですぐに対応してくれたという状況があったんですけども、ただ私、思ったのは子どもたちが危険なところを迂回して歩いて行ったんだなど。それを大人にも学校にもなんにも話をしなかったんだなどというのが、子どもはどうだった、危険なところはなかった、たくさん雨が降ったり風が吹いたりして木とか大丈夫だったと言え、きつとここはこうだったんだよと思うけども、何も言わなければきつと忘れてしまうというようなことで、やっぱり大人がいち早くそれに気が付くということが大切ではないかなということで、今回はやっぱり学校の先生にそういう話を聞くとか、地域の方たちに協力をしていただくとか、やっぱり学校や教育委員会では、対応しきれない部分は住民の皆さんにも協力していただくようなことも必要なんではないかな、子どもの安全に関わる問題なので、そういう対応を私は必要ではないかなというふうに思いましたけれども、教育委員会としては今回の立木ですね、それをどういうふうに、県に言ってすぐ対処していただいたのはありがたかったですけども、今後これをどういうふうに生かすかということが問題だと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

今回の反省に基づきまして、学校や所管課のほうでたしかに気が付かない場合もございます。悪天候のあとにおきましては、学校のほうからも児童生徒や保護者等から積極的な情報収集を行うよう要請をいたしました。また、所管課としても学校と地域住民との協力、連絡体制が一層強固となるよう支援に努めるようにいたします。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

スクールバスの運行に関しては、かなり気を使っているというのとは分かっているんですけども、やっぱり歩いて通ってくる子たちのことも地域の皆さんと協力して、より安全な通学路の確保ということで、ぜひ学校と協力しながら検討していただきたいと思います。

それからスクールバスの運営ということについて、お尋ねをいたします。

中富地区のある方から電話をいただいて、スクールバスを待っている子どもたちが朝早くからずっとスクールバスを待っているということで、吹きさらしの中で雨の日もあるし風の日もあるけれども、待っていて、なんとかならないだろうかという声を寄せられたんですね。なんか風や雨を防御できるようなものがあればというようなことでお話を伺って、教育委員会にすぐ行ったんですけども、80何カ所、町内にはあるということで、なかなか難しい問題もあるなと思うんですけども、住民の皆さんと協力しながら、できるところからというわけにはいかないものなんでしょうか。これについて、お答えください。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

バスシェルターの設置につきましては、あれば便利だということは理解できるのですが、本年度は小中学校全体で、計68カ所ある乗り場につきまして、公平性を確保しながらこれを設置していくというのは、現実的には難しいということをご理解願います。

このことにつきましては、これまでも学校ごとに設置をしておりますスクールバス安全運行会議でも話題に出た際には同様な回答をさせていただき、ご理解をお願いしております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

68カ所、公平性ということになると、では68カ所全部というわけにはいかないですけども、子どもたちの状況を見ながらって、例えばバス停がもともとあるところとか、そういうようなところから付けていくということで、公平性の観点からいってほかの保護者の理解を得られないというような問題で、先送りになっているというようなことなんでしょうけども、本当に理解を得られない問題なのかと思うんですけども。もちろん全部が全部、付ければいいでしょうけれども、そういうわけにはいかないということで、それは本当に吹きっさらしの中、寒い思いをしている子どもとか、そういうことを考えるとそういうところ、それからバス停がもともとあるところというようなことで、そういうところから付けていくような方法を検討するというようなことにはならないんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

本町が通学支援で行っておりますスクールバスにつきましては、児童生徒の利便性と安全性の確保の面から乗り場を固定ということではなく、毎年度、スクールバス安全運行会議の中で在校生の住んでいる場所、これを考慮しながら、乗り場につきましては検討しております。ですので、今年乗り場だったところが来年は乗り場でなくなってしまう、数年後には乗り場で乗り場でなくなってしまうというようなこともございますので、なかなかこういう固定的なものを設置するというのは難しい面があるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん、そうだから難しいんだと思うんですね。だからバス停があるところとか、そういうように限るといってわけにはいかないんでしょうか。もともとバス停があるところとか。そういうふうに条件を見ていくと、何カ所か付けられるところがあるんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、違うんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

たしかに議員がおっしゃるように路線バスのバス停となっているところでスクールバスの乗降をしている場所も何カ所かがございます。ただし、その場所につきましても、こういう施設を設置するためには、道路管理者からの許可が必要になったり、また許可が下りないというような規制のある場所もございます。そういう面で、路線バスの停留所になっているところに順次そういうものを設置していくということも、なかなか難しい面があるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

今、今日なんかとても寒かったんですけども、こういう日にやっぱりそういう吹きさらしのところで待っている子どもたちに対応は、では今の答弁から言うと何もできないというようなことで、なんとかならないかなと、そういう声も寄せられているし、きっと保護者は子どもたちがかわいそうだなというふうに思っていると思うんですけども、何ともならないということで返すというわけにも私もいかないなと思うんですけども、なんともならないんでしょうか、町長。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

今、付いているところは、久那土駅は普通のバス停の関係で付いていますけども、ああやって奥に引っ込んだようなところはできるんですね。ただ、この間、実は1つの例で伊沼のところで、住民の方が私が寄附するからそこへ造られてほしいと言われたんですけども、国交省に話をしたら許可になりませんでした。それがさっき課長が言った内容でもあります。

もう1つの例は、大炊平は住民の方々が自分たちで造って子どもたちを雨から守るといふ、そういう事例もあります。

それと私が一番、基本的に言いたいのは、これから社会生活を子どもがしていく上で、例えば電車でホームで待つ人もいますよね。風を受けながら。そういうことも子どもたちにとっても、あまり過保護にしてもどうかということもあります。ですから一般的にこれから社会へ出ていくときにそういう寒い思い、雨が降ったら傘をさして身を守る、そういうことも実際には大事ではないか、自己防衛という意味でも大事ではないかなというように私は考えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

自己防衛と言われれば、今、子どもたちはそういう点では先へ先へということで、かなり過保護になっている部分もあるかも分からないけれども、やっぱり低学年の子どもとか、小さい子どもたちはなるべくだったらそういう過酷な条件にはさせたくないというのは、住民の皆さんも保護者も気持ちは同じだと思うんですね。そういう条件があったり、そういう町長のお

考えだということであると、もうそういう声は無理と。今のままで自然の状況の中で対応せざるを得ないということで理解をしますけれども、それしかないということなんでしょうかね。教育長、何かありますか。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほど来、課長がいくつかの事例の中でお話もしているんですけども、実はこういうこともあるんですね。場所によってでございますけれども、バス停を設置する、決定するには、まずその安全・安心ということをまず1つは考える。道路を横断することがあるのか、ないのか。したがって、道路側のどちらへ付けるのかというようなこととか、それから造る場合にも、では近くに例えば小学生であれば、ちょっと雨下へ入れるような軒下とか、隣家の軒下ですかね、あるいは何か公共物のようなものがないとか、そういうこともまず第一に考えます。その中で、そうしたことの中で、なるべく安全・安心ですよ。それは安心な部分だと思うんですけども、そのようなことをできるだけ配慮しながら決定していくと。ただ、広い68カ所というようなことの中で、全部が全部、なかなかそうはいかないところもあるということをご理解をいただきたいということです。

私が見てみるに町内の68カ所、今のところが全部完全に安全なのかということは人の見方によってはいろいろ変わると思いますが、なんとかできるだけわれわれも努力をしているということをご理解をいただきたいと思えます。

また、いろんな情報の中でこの場所については、こういうような方法もあるよというようなことがもし、お気づきの点があれば、ぜひいろいろな面で教えていただきたいと。また、情報も寄せていただきたいと、こんなように思っていますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ご努力されているというのはもちろん分かっているし、統合のときにもやっぱりいろんなところを保護者の皆さんと話し合いをしたりということで決めて、それも毎年変わるから大変な作業なんだろうとは思っていますけれども、やっぱり住民の立場として少しでも安全なところに子どもたちを、スクールバスの停留所として置いておきたいというのは町民の思いなので、その気持ちも分かっていたきたいと思います。

それからもう1点なんですけれども、以前にも質問をしましたけれども、学校を休むときのスクールバスの対応ということで、前には時間が来たら、いなければそのまま行ってしまうというふうなことで理解をして保護者の皆さんにもそういうふうにお伝えをしました。しかし、なんかいまだにそれがちょっと不確定というか、そういうようなこともお聞きしましたので、やっぱりこれは再度きちっと、学校と連絡を取ったり、バス会社と連絡をとって、保護者の皆さんが迷わないような、そして病気の子どもを置いて運転手さんに休みますと言いに行かなければいけないようなことがないように、ぜひしていただきたいと。

前回、私、それでいいのかなと思いましたが、またそういうような問題がちょっとあって、そんな話も聞きましたので、ぜひこれは再度、よく話をさせていただきたいと思えますけれども、

これについてはいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

同様のご質問を本年第3回定例会でもいただきましたので、議会後の校長会におきまして全小中学校で、急な事情で登校時にスクールバスを利用しない場合は学校へ連絡することということを再度周知してもらうよう要請いたしました。

また、すべての保護者になかなかご理解いただくに至っていないようですので、今後もさまざまな機会を利用して、スクールバスの利用方法について、利用しないときの連絡方法について保護者のご理解が深まるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは、ぜひよろしく願いをいたします。

何回もここで質問するというのは私もちょっと考えてしまうので、ぜひよろしく願いいたします。

安心・安全な学校生活ということで、3点目なんですけども身延中学校の体育館施設ということで、これは子どもたちも関わって、それから身延地区の町民体育館にもなっているということで、生涯学習課の担当ということでお尋ねをいたします。

保護者から部活で体育館を使用しているんだけど、ボールが行かないように中央にネットを引いて、部活をバレーとバドミントンをやっているんだけど、そのネットの状況がひどくて、子どもたちも前からなんとか直してほしいというようなことだったんだけど、なかなか新しくはしてもらえないということで声があったので、早速、行って見てみました。私、びっくりしました。あんなネットの状況って見たことがなくて、いろんなところがビニールテープで補修してあって、なおかつバスケットボールが入るような大きな穴がいくつも空いていて、これを子どもたちが今まで使っていたのかなということで、ちょっと身延町は子どもたちにすごく、教育委員会もそうなんだけども、お金をかけてくれるということで、先生たちいろんな学校をまわっているから、身延町は本当にいいということで話を私も聞いていて、そうなんだろうなというふうに思っていましたけれども、まさか学校の現場であんな状況があるということにまず驚いて、なんでこれをこのまましておいたのかということで、本当に保護者の皆さんにどう返していったらいいのかなということで、びっくりしたり、怒りも出てきたんですけども、まず今まで普通、ああいうふうになるまで管理をしていたのは生涯学習課なんですけれども、どういう管理をしていたのかということで、お尋ねをしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

学校からは本年3月にネット、ラインの修繕の要望が生涯学習課に提出されました。現場確

認とともに修繕か、取り替えかの検討。加えまして、学園祭等で不便を期している暗幕の取り替えも検討してまいりました。

議員ご指摘のとおり間仕切り用ネットおよびコートのライン等につきましては、経年劣化により複数個所の破損、剥がれを確認しております。違う競技のボールなどがコートに侵入したり、剥がれたテープで足をとられるなどケガの要因ともなります。また、暗幕につきましては経年劣化が著しく部分補修では補えないほどの状態であることから、ネット、コートラインと合わせまして現在、予算計上に向けて検討しております。日ごろの施設、設備の点検時に学校にも声掛けをするなど、情報の入手および共有に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

保護者の話では、今まで何年も、保護者は生涯学習課が学校の体育館を管理しているなんて思っていないですから、きっと学校に言ったと思うんですね。そのことが教育委員会に、私は伝わっていて直さないのはおかしいなというふうに思ったんですけども、それがどうも、今年の3月ですか、生涯学習課に話がいったのは、今まで保護者の皆さんが毎年要望していたというのは、どこへ行ってしまったのかなど。そういう声はどうなっていたのかなということ、ちょっと心配なんですけども、それは調べていただいたんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

中学校といたしましても長年使用しております、この身延町民体育館が生涯学習施設であることは承知であり、今回、直接担当課の生涯学習課のほうへ要望したものだと思います。

この体育館の不都合について、これまで学校のほうから学校教育課のほうへ直接、要望等があったということはありませんでしたので、所管課のほうといたしましては、今回このネット等の不具合があるというのは先月、渡辺議員から情報をいただいて確認をしたというところが正直なところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私この問題、2つ問題があるんじゃないかなというふうに思うんですね。1つはまず、そういう子どもたちや保護者の声が全然行政に届いていない。どういうふうになっているのかなど。本来だったら、やっぱり子どもたちは保護者の声というのは大事にしなければいけないし、その声というのは行政に生かしていかなければいけない問題ではないかなというふうに思うんですけども、それが全然、行政に届いていないというのと、それから今まであれを放置していた管理能力のなさというか、それはちょっと一体どうなっているんだろうというふうに思うんですけども、学校から全然そういうものが、学校の教頭先生にも調べていただいて、学校のほうからいつ、教育委員会のほうに要望を出していますかと、調べてくださいという願いをして

おいたんですけども、それは学校からなかったということで判断をしいいんでしょうか。そのところ、ちょっと確認を。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

先ほど生涯学習課長が答弁をさせてもらいましたように、本年3月に学校のほうから直接、管理課の生涯学習課のほうへ要望があったというのが初めてだと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

体育館については、実は私も修繕の指示を出しました。というのは、台風の影響で身延小学校が体育館で運動会をやりました。私はその会場へ行って、その運動会を見せていただいたんですが、施設の状況も、電球が私が見る限り9つ切れていました。そしてラインもだいぶはがれていました。暗幕も、あんまり閉じてはいなかったのですけども、やはりちょっと不具合があって、防護ネットはそのとき使っていないので分かりませんでしたけども、そのときに生涯学習課長に来年の予算で修理をするようにというような指示を出しています。今年は特別教室へのエアコンとか、さまざまな分野で予算を学校関係へつけていただいていますので、当面は来年度の予算で早急に対応をさせていただきたいと思っています。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん対応していただくのは、とてもよかったなというふうに思うんですけども、今までの対応が私はちょっと理解できないというか、今までのことを言ってもしょうがないですけども、今後やっぱり子どもたちの声、保護者の声は十分に聞く中で行政は進めていかないと本当に何回、何年言っても無駄なんだということを思っていますから、そういう点では、まして子どもたちの安全に関わることですからね。あんなに大きな穴が開いていたり、躓いたりすることは。そういう安全のことを考えると、やっぱり私はもっと早くに管理する中で気が付いていただきたかったなというふうに思います。

今後やっぱり管理の仕方、これはちゃんと心して住民の皆さんの声にも耳を傾けながら担当課としてもきちっと管理をしていくことで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

2点目です。会計年度任用職員への移行についてということで質問をいたします。

非常勤職員の会計年度任用職員への移行について、準備状況はということでお尋ねをいたします。

2017年、地方公務員法と地方自治法が改定され、2020年4月から自治体の非正規職員に会計年度任用職員が導入されることになりました。各自治体では総務省の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルに沿って準備が進められています。まず、どういう制度なのか、お答えください。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

臨時・非常勤職員の皆さまは教育、子育て等さまざまな分野でお願いをしていることから現状において町行政の重要な担い手となっていていただいております。

このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められており、今般の地方公務員法および地方自治法が改正されたところでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の内容につきましては、会計年度任用職員制度を創設し任用規律等の整備を図るとともに特別職非常勤職員および臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への適正な移行を図るものでございます。

新たに制度化されました会計年度任用職員には、改正後の地方公務員法上、一般職に適用される各規定が適用されることから、これまでの臨時・非常勤職員制度の運用を抜本的に見直していく必要がございます。

具体的には会計年度任用職員は、一会計年度内の任命権者が定める任期でフルタイム、またはパートタイムで勤務する非常勤の職員であり、採用にあたっては競争試験、または選考によることとされており、再度の任用も認められ、条例で定めることによりまして期末手当の支給も可能となるということでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

自治体の業務は地方分権が進む一方、地域住民の高齢化や多様化・複雑化する住民ニーズへの対応、防災対策の強化などで行政需要やサービスは増えることこそあれ減ることはありません。特に近年の災害が多発している中で、自治体職員の果たす役割は重要かつ広範囲なものとなっていますが、正規職員の減少が進む中で迅速な災害対応、復旧に時間がかかり、そのことから地域再建の障害になっているという状況もあります。

本町でも先ほど課長がおっしゃったように、子育て支援課で保育士学童保育補助員、放課後児童支援員、それから学校教育課で特別支援教育支援員、それから学校調理員、それから生涯学習課で図書館業務員、それから和紙の里業務員と主なものを拾っただけでもこういうふうであって、臨時職員138人、正規の職員が203人ということで4割を占めている非正規の職員がいて、この方たちは住民サービスの部門で大きな働きをしているのが現実です。

どこの自治体でもそうなんですけれども、非正規職員が増えているのが現状ですね。給料は正規職員の3分の1から半分程度、任用期間は半年や1年の期限付きで繰り返し任用され、何十年働いても昇給はなしと。そして通勤手当など各種手当も不十分で、年休や各種休暇でも正規職員と差が付けられているのが、どこの自治体でも同じような状況ではないかなというふうに思うんですね。

本来、住民の命と暮らしや権利を守る自治体の業務は恒常的で専門性が要求され、任期の定めのない常勤職員を中心に行うことが原則となっていますが、いろんな事情ですぐにすべてを正規職員ということは難しいということは承知はしていますけれども、やっぱり非正規職員の

処遇改善と雇用の安定の確保は、緊急の課題ではないかなというふうに思います。同じ仕事をしても給料が少ないとかボーナスがないとかというようなことが続くと、やっぱり働く意欲もなくしてしまうのではないかなというふうに思います。

そして条例の制定が来年になりますよね。そのときにどういうふうなところを基本に制定されるのか、ちょっとまだ準備段階でしょうけれども、制定に向けてほかの市町村ともきつと話し合いをしていて準備をしている状況だと思いますので、どのような条例になるのかということで、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

まず、身延町の現状について回答のほうをさせていただきたいと思います。

新たな制度の導入に向けまして、臨時・非常勤職員を任用するすべての地方公共団体におきまして、臨時・非常勤職員の実態の把握、臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化、会計年度任用職員制度の整備などを実施する必要があります。

本町におけます取り組み状況につきましては、改正法の施行日でございます平成32年4月1日に会計年度任用職員制度を導入するためには、その募集等を実施することなどを考慮いたしますと、先ほど議員おっしゃいましたように条例等の関係例規整備に関しまして、遅くとも来年の6月または9月議会におきまして提案をし、ご審議いただくことになると思います。

このため本町では現在、臨時・非常勤職員の実態の把握を行い、臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化、適正化と会計年度任用職員の勤務条件等につきまして検討を始めているところでございます。

なお、会計年度任用職員制度の導入にあたりましては、山梨県町村会におきまして法務研究会、地方公務員制度部会を立ち上げ、県内各町村が連携して制度設計等の研究を進めており、他町村との情報共有を図りつつ、万全を期して条例制定に向けた対応をまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

来年の6月か9月ということで条例が出てくるとは思うんですけども、私がやっぱりちょっと心配なのは雇止めとか、それから先ほど試験というふうにおっしゃったけれども、新たな試験を科すとか、そういうようなことがちょっと心配なんです。そういうところをちゃんと、非常勤職員の方たちと話をし、新たな試験を科すようなことがないようにしていただきたいなというのと、やっぱり現行の処遇より賃金とか労働条件を引き下げることがないように、これは絶対ここだけはないようなことで条例をつくっていただきたいなというふうに思うんですけども、新たな試験を科すみたいなの、さっきちょっとおっしゃって、私、心配しているんですけども、そうすると1年ごとに試験をするということになると思うんですけども、そういうことって必要なんですか。条例にやる予定なんですか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

会計年度任用職員の任用に当たりましては、制度上採用試験、または書類により審査、または面談といったものを実施することになっておりますので、それは必ず何らかの方法におきまして、そういった職員の選定をしていかなければいけないとなっております。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは必ずしも試験とかではなくて書類でやるとか、今までやってきた人たちですよ。今まで住民サービスの部門で結構、働いた人たちの経験ということもあると思うので、新たな試験を科すみたいなことのやり方はどうなのかな、そういうことで国ではそういうふうに行っているけれども、そこのところはやっぱり選考基準というか、そういうのも今までの経験なんかも生かしながら選考していくという方法もあると思うので、ぜひそういう方法でやっていかないと、そんな1年ごとに試験をなんていうことだと、ちょっとそれも大変ではないかなというふうに思いますので、それは要望ということで、要望ができるんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

あくまでも職員の任用につきましては、選考しなければいけないということになっておりますので、その方法によりましては、議員おっしゃいましたように書類審査とか面談ということでも可能となっておりますので、その中で選考をしていくということになると思います。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

今までやっぱり住民サービスの部門とか、行政の大切な部門で非正規の方たちは一生懸命頑張ってくれていたと思うんですね。そういう意味では、今回のこういう制度が現行の処遇を改善するような制度とするかどうかというのは、皆さんの条例にかかっていると思うので、ぜひ今まで一生懸命働いてくれた人たちのことを考えて、より処遇を上げるような形でぜひ考えていっていただきたいと思います。町長、この職員の制度については、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

昨年5月ですか、地方公務員法と地方自治法が改正されて、この制度が創設されました。それで実際には再来年ですか、32年4月ということで、先ほど総務課長が答弁したとおり6月ないし9月に条例をあげていくこととなりますので、その条例の中の検討の中で、できるだけ待遇とか、そういうものをしっかりと見極める中で検討していきたいと思います。

ただ、私が、これは自治体経営を任されている立場で申し上げますと、昨日も芦澤議員から質問の中で人件費の高騰の問題を言われましたが、これがどの程度、今後、人件費の増へつなげていくのか、そういうところが課題でもあるのかなというふうには思っています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん人件費は必要以上に高くなるのも困るし、かといって安ければいいという問題でもないと思うんですね。職員もやっぱり今の職員、だんだん人数が減っている中で仕事はたくさんになって、どこもそうなんですね、たくさんになっているという状況の中で、どうしてもやっぱり臨時というか、非正規の方たちの力を借りないとやっていけないというのが現状だと思います。今まで安い給料や、そういう待遇の中で一生懸命頑張ってきてくれた人たちのことを考えると、こういう機会に少しでも待遇改善のことを考えていくのは必要だと思います。それによって、やっぱり人件費が少しは上がると思いますよ。それは仕方がないことだと思うんです。今の働き方でやっていくということも、それはとても無理な状況なので、それはやっぱり住民の皆さんのご理解は、私は得られるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ処遇改善のために努力をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時15分とします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時15分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告7番、川口福三君の一般質問を行います。

川口福三君の質問を許します。

登壇してください。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

通告に従いまして質問いたします。

教育委員会へは、前の議員に続いての質問になりますがよろしく願いいたします。

まず第1の中高一貫教育についてですが、この中高一貫教育は21世紀を展望したわが国の教育のあり方について、平成9年6月、中央教育審議会第2次答申において、基本的な考え方や制度の骨格が示されました。心身の成長や変化の著しい時期において、中等教育において一人ひとりの能力や適性に応じた教育を進めるため、中学校教育と高等学校教育を6年間、一貫して行う教育であると。この中高一貫教育においては併設型と連携型とがあり、新年度4月開校する身延高校は連携型でスタートいたします。これまでの経過と導入した狙い、大きな狙いは何か。まず、この第1点を伺います。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをさせていただきます。

来年度から県立身延高校、それから南部町立南部中学校、そして本町の身延中学校の3校により実施をします連携型中高一貫教育の目的につきましては、平成24年に山梨県高等学校審議会から候補校として指定をされ、平成26年から4年間にわたり、この身延南部地域に適した連携型中高一貫教育のあり方について、現場の先生方をはじめ両町の教育委員会、また県の教育委員会で協議を重ねてまいりました。

これまで中学校、また高校の教員が相互に授業をサポートするアシスト授業や部活動の練習を合同で行う合同部活動など12の連携事業を試行し、検証の上、改善を図ってきたところであります。

このような中、生徒の学習意欲や基礎学力の向上の面や中学校卒業後の進路に関して今まで以上に現実的に考えられるような傾向がみられます。これまでの実績を踏まえて、3校において中高6年間を通じ確かな学力と豊かな人間性を育み、地域と協働をしてキャリア教育を進め次代を担う人材を育成することを目的としております。

具体的には計画的また継続的な教育を展開し、自主的・創造的な学習態度を育成すること、豊かな心を育み社会性やコミュニケーション能力を伸長すること。地域への理解を深め主体的に地域社会の形成に参画する態度を養うこと。これらを目標として発足をするものでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、答弁をいただきましたが、今回、スタートする中高一貫教育の身延高校は設置者が異なるわけですね。中学校は身延町、身延高校は山梨県、設置者が違う状況においての連携型統合というのは、県下においても全国的にも珍しい一貫教育の計画だと思います。

こうした中、全国の状況、28年度の状況を見ると、いわゆる中等教育学校として当初から小中学校、中学校と高校を結び付けて開校している学校が52校ございます。国立が4校、公立が31、市立が17というような状況です。

それから併設型においては、全国で461校というような数を数えております。国立1校、公立が87校、私立が断然多くて373校というような状況です。

また、今回スタートする連携型の高校は全国で82校あります。その82校のうち公立が80校、私立が2校という状況です。ですから今回、身延高校がここへ加わったにしても連携型は3校になるというような状況で、この今までの併設型、連携型を見ましても中高一貫教育は、いわゆる当初はエリート教育の雰囲気が強くなったというような、いわゆる世間的な風潮がありまして、その後、ゆとり教育というような形の中で中高一貫教育が進められたと。とはいっても、やはり問題は進学状況です。県下においても駿台甲府、山梨学院、山梨英和、富士学園、北杜市立の甲陵というような中高一貫教育がなされております。こうした状況の中で、大学入試の偏差値を見ますと駿台甲府あたりで54、山梨学院が53、全国的に有名な灘高、開成、慶応あたりになると76、75、72というような偏差値です。これから目指す身延高校は、こうした偏差値を捉えた目標において中高一貫教育を目指すのか。この中高一貫教育に

おいても総合型、普通型、いわゆる選考型というような形があるそうです。これは統合する以上、町として目指す高校のカリキュラムはどのような編成をされているのか、そのへんにおいても検討されて踏み切ったのか、そのへんについてお伺いします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

具体的な教育課程、カリキュラムにつきましては現在、身延高校、南部中学校、身延中学校の教員が選抜されまして検討組織を設け、現在、具体的に検討している最中でありまして、これは年明けに成案を公表するというようなスケジュールになっております。また、目指すところといたしましては、先ほど教育長からも目的についてご説明がありましたとおり身延中学校、南部中学校におきましては、やはり基礎学力の向上、これを目標に今回、連携型中高一貫教育ということを考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

これから高校のカリキュラムについては話し合うというような形の中で、答弁をいただいたんですが、今現在、身延中が3年生が66人ですか、南部が65人と。合わせても130ちょっとですね。ですから今年度あたりも身延高校は当初、定員割れというような状況でした。こうした状況を見ますと、やはり今の南部中、または身延中で、このまま身延高校へというような形の、いわゆる保護者への説明ですね。これがどのような形で進められ、結局、90人の定員が満たせるかどうかと。そのへんも心配されるわけです。過去の流れから言いますと、南部町の場合はほとんどの生徒が、優秀な生徒は静岡県の高校へ通学するというような話も伺っております。こうした中、中高一貫教育を目指す身延の高校が今年度スタートして行く末どうなるかというのが一番危ぶまれるところです。

先ほど答弁いただいたカリキュラムにおいても、まだしっかりした計画がなされていないと。いわゆる、ただただ中高一貫にするだけというような形の中の今回のスタートであろうと思うわけです。ですから目指す、その目標を持った中高一貫ではないと。ただ、県の手法において中高一貫を町として踏み切ったというような形で捉えてもよろしいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほど課長が、来年度から始まるカリキュラムについて検討をしていくという話をしましたので、現段階において目指す方向が決まっていないということではございません。先ほど、私が目的の中で、いくつか申しましたように学力の向上は当然でございますけれども、キャリア教育を進めるという大きな目標もございます。さらに加えれば、例えばゆとりある教育環境整備の必要性ということもあるわけで、具体的には豊かな人間性の育成ということが1つあります。それから、先ほど言いましたように確かな学力の向上ということもございます。また多様なニーズがございます。その中でこれに答える教育制度の必要性という考え方からすれば、教

育制度の多様化ということで、例えば多様化する中等教育へのニーズに応じて、県外における中等教育の一環の魅力ある充実を図るため、この多様性を含め教育行政サービスも拡大するというようなこととか、活力と魅力ある高校づくりをするんだということで、いろいろな事業をこれについてもしていこうということでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、教育長から答弁をいただいたんですが、カリキュラムは今言うような形の中で、まだ具体的ではないと。しかしながら義務教育というのは小学校、中学校までが義務教育です。これで結局、中高一貫教育ということになりますと町の義務教育カリキュラムも変わってくるということが考えられるんですが、町長として、これからの身延町の義務教育について、どのようなお考えか伺います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

まずはじめに、私、校長先生と教頭先生ともお話をした内容を先に話させていただきたいと思います。

身延も今、子育て支援、教育に力を入れて進めていますけども、先ほど議員さんがおっしゃったように優秀な生徒は静岡とか甲府方面に流れてしまう。だから高校として魅力ある、子どもたちが行きたくなるような高校にさせていただかないと、どんなに町が教育に力を入れて優秀な人材に育てても身延高校へ必ず行くとは限りませんという話をさせていただきました。

同窓会にも私、出席したんですが、同窓会でも校長先生に対して、かなり厳しい意見が出ています。中高一貫だからと安心できるものではないと。攻めていけと。どんどんいろいろなものを出して、魅力ある学校にしていけという意見もかなり出ています。

そして今回の中高一貫で、私はいいいことだなと思う点は、今までは高校教育ですから、山梨県が学校のあり方について考えていました。今度はわれわれが、町も高校のあり方について意見が述べられることとなります。ですから、これから魅力ある高校のために私もですけども、教育委員会のほうからも高校に対してさまざまな意見を言っていきたいというように考えています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、町長から答弁もいただいたんですが、6カ年の教育の中で結局、中学校3年までに学ばなければならぬ課程が、高校へ行ってやる場合、また高校の教育を中学校でやるというような形に内容的にはなるかと思えます。その場合、身延高校の場合は、いわゆる身延中学校を卒業すると自動的にといいますか、身延高校へ入学できるわけですね。しかしながら身延中学校へ3年間通いながら、中にはいわゆる他校へ行こうという生徒も何人かはおられると思えます。その段階において、今言うような内容で3年間学びますと高校入試という問題がかかってきま

す。

かつて私の子どもが、女の子ばかりでしたから長女は一応、中学校を英和中へ通いました。しかしながら女の兄弟だけで、また学校もいわゆる女性ばかりだというような環境の中で、ちょうど中学、高校は変化の厳しい、変わりやすい時期ですから高校は共学校へということで、ほかの高校へ行かしたわけです。そのときに英和の中学校へ行って相談しましたら、うちの学校は高校受験は考えておりませんと。ですから結局、本人の努力次第ですというような返答をいただきました。おそらく身延中でも、いわゆる連携型になりますと中学校の教育において、そうした教科課程が生じるのではないかと、こういう心配もあるわけです。

ですから身延中から身延高校へ行く場合は問題ないんですが、他校へ進学する場合は、あとにも質問にもありますが、この統合する以上はやはりそうした点も考慮に入れながら、やはり検討しないといけないと思うわけです。ですから、合わせて高校の場合は、先も教育長から答弁いただいたように6年間、同じ環境で学べるという1つの利点もありますが、かえって子どもの中には変化がなくて、環境に変化がないからということでもってそれということもあるということも伺っております。ですからスタートの時点、しっかりした計画を持った中でスタートしていかないと、あとになって安易だったなというようなことが生じないように、ぜひとも教育委員会をはじめ、町全体で考えていかなければならない問題だと思います。

2点目の保護者への説明および意向調査について、お伺いいたします。

先ほど申し上げましたように、高校進学においては保護者および子どもが選択するのが一番重要だというようなことも言われております。今の考えですと、いわゆる町、教育委員会が主導で身延中の生徒は身延高校へというような考えのもとに、今回この中高一貫教育が計画されていると思いますが、この保護者への説明はどのような形でもって進めてきたのか、それを伺います。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

議員さんの今のご質問の主題の前に、今、お話を聞いておまして、ちょっと確認をしたい点が一点ございます。お話ですと身延中学校を卒業した生徒は、そのまま身延高校に入学をして、6年間の教育をそこでするんだというお話がたしかあったと思うんですが、身延中学校を卒業しても身延高校へ必ず行くというようなことは決まっていません。どこの学校へも当然、試験をして入るということになります。のちほどの、また質問にもあるかと思いますがけれども、身延中学校の試験においても普通の高校と同じように試験をするということになっていきますので、そのへんは一点、確認をしておきたいと思います。

それでは、ご質問の説明について課長のほうからお話をさせていただきます。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

答弁をさせてもらう前に、もう1点だけ確認の意味でご説明させてください。

各教科の教育課程の入れ替えというようなことで、ただいま議員さんからもご心配の発言がありました。例えば中学校でやる教育課程を高校に先送りする、また高校で学ぶ教育課程を

中学校で先取りするというような、そういうようなことは今のところ予定はありません。そこだけ確認の意味でご説明をさせていただきます。

それでは、保護者への説明と意向調査というようなことのご質問に対して、ご答弁をさせていただきます。

連携型中高一貫教育に関する説明等につきましては、これまでも印刷物の配布や説明会の開催等の方法により周知を図ってきております。具体的には中高連携通信を年2回発行し、町内へ回覧し学校を通じて保護者への配布をしております。また、身延中学校のPTA総会での保護者への説明や平成25年度から保護者や地域住民を対象といたしました連携型中高一貫教育に関する説明会を毎年開催し、質疑応答、意見交換が行われてきました。

なお、身延高校1年生、身延、南部両中学校の3年生および両校の保護者を対象といたしまして、身延・南部地域中高連携事業に関するアンケート調査を実施いたしまして意見聴取を行っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

先ほど、答弁前に課長のほうから教科の組み替えはないというような答弁をいただいたんですが、この全国的な中高一貫教育の資料を見ますと、大方がそうしたような中でカリキュラムを組んでいると。そして先ほど教育長の話ですと、身延中の生徒が身延高校に入るにも試験をやるんだというようなお話ですが、中高一貫の場合、ほとんどが面接程度と。いわゆる試験といっても筆記をするのではなくて、面接程度で進められるというようなことが多いそうです。ところが身延高校は、では県立と同じような形でもって県立の試験日に試験をするのか、そのへんをちょっと伺います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

ただいま川口議員からご質問がありましたとおり、身延高校の入試におきましては、これまでとなんら変わらず、ほかの高校と同じ様に県立高校の入試に従って受験をすることになります。

また、議員のご指摘のとおり簡便な入試というものも、この制度においては認められておりますが、当面この簡便な入試は行わないで中高連携を図っていくというようなことになっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

くどいようですが、そうすると身延中を卒業して、いわゆる身延高校を受けたけども、結果駄目だったというようなことは生じますか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

ほかの高校の受験とまったく変わりがないので、そのようなことも場合によってはあるかと思えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

分かりました。

それでは次の中高一貫教育のメリット、デメリットを合わせて伺います。

メリットといたしましては、先ほど教育長のほうから話がありましたように6年間、同じような環境で勉強できるというようなメリットもある反面、逆に同じ環境で、中には飽きるということがありますか、そうしたようなことでもって、あまり好ましくないというようなことも考えられると。この面を、やはり今の教育委員会としてどのように取られておられるのか伺います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

まず中高一貫教育のメリットというようなお尋ねでしたので、この点から先にお答えさせていただきます。

設置者が異なる中学校と高等学校でありながらも、両校が連携型中高一貫教育を実施することによりまして、先ほど教育長からもこの目的ということでご説明がありましたが、6年間の計画的・継続的な教育指導や幅広い年齢層の生徒の交流の中で生徒の個性や創造性を伸ばし社会性や豊かな人間性を育むことができる。中高一貫教育ならではの教育活動が可能になることだと考えます。

具体的には、例えば連携型中高一貫教育の実施によりまして6年間の一貫した教育課程が編成できることです。具体的にはこの6年間を見通した体系的なキャリア教育を実施する予定で準備をいたしております。

本年度から始めます中高連携キャリアセミナーという事業では、身延高校生が社会や上級学校について調べ、学ぶことや働くことの意味、自らの興味、関心、適正の把握から適切な進路選択について考えた成果を、これを中学生に発表する取り組みでございます。

この発表を通して高校生、中学生ともに自己の能力や適正を踏まえた進路実現ができるよう進路選択の幅を広げることを目的としております。

中学生にとりましては年齢の近い高校生の発表を身近で聞き、主体的に質問をすることを通してコミュニケーション能力を高め、人間関係形成能力を育成します。また、身延高校生が積み重ねているキャリア学習の課程を知ること、自らのキャリアを主体的に計画することに関心を持ち、キャリアプランニング能力を育成するものです。

また、数学科で実施しております授業アシスト、夏休み中に身延高校で実施しているサマー

セミナーなどの取り組みは、高校の先生による指導を受けられることによって、基礎学力の向上のための学習機会となっておるものだと考えます。

また、防災サマーキャンプでは高校生と一緒に地域防災について自ら主体的に考え、行動する機会となっております。これらがこの連携型中高一貫教育のメリットと言えるものではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

この中高一貫教育の、まず第一のメリットは何かというと、いわゆる高校受験がないというのが一番のメリットらしいんですね。ところが先ほど教育長の答弁では、入試を県の入試と合わせて行くと。ということになると、この中高一貫教育の最大なるメリットが損なわれると思うわけですが、何のために、では中高一貫教育にするのか。これはやはり、町として中高一貫教育に踏み切るには、そうしたところをしっかりと踏まえた上でもって進めないと、どこの、今まで資料をとっても高校入試の受験がないというのが第一のメリットなんです。しかしながら今回進めようという、新しく進めようというにもかかわらず、県下の高校と同じような試験を行うと。先ほども申しあげましたように、面接程度でもって進められるような形ならともかく県下の高校受験と同じ試験を受けさせるんだということになると、この高校入試の受験がないという、一貫教育の第一のメリットが損なわれる可能性もある。これはやはりちょっと、先ほどの答弁とすれば理解できない点もあるんですが、ここをもう少し考える必要はありますか。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

いろいろなご意見はあろうと思いますけれども、この連携型の中高一貫教育という、もとのことを考えますと、先ほど議員さんからいくつかの例を、全国の例とか、併設型の、あるいは私立の学校でうんぬんとか、そういうこともあるんですけども、目指すところはそうではなくて連携型ということで、あくまで中学校は中学校、高校は高校、それぞれの教育課程がある中で連携していこうというのが、例えば中学校で補完的なものを高校の先生方に教えてもらうとか、逆に中学校で勉強する課程があるんですが、それをさらに高校へ行って勉強するんだけど、それを補完していこうとか、いろいろな、一緒になって行事を組んでいこうと、そういう連携型を目指すものです。

試験うんぬんでございますけれども、1つの選択肢とすれば、たしかに試験をなくそうということもできるわけでございますけれども、例えば中学で勉強をして高校へ入る場合に、今、身延中にいけば身延高校に入れるんだと。これは試験もないよというようなことになれば、今の子どもたちがもっともっと学力を付けてもらいたいということから言えば、やはりちょっと学力面で安心をするというか、もう一步、ここまで進んでもらいたいのにはできないというようなことが考えられるのではないかと思います。そのようなことも考えて、今まで試行をする中で、来年から発足をする身延高校と中学校2校の連携においては、試験は同じようにして、もちろん連携型でございますので、その事業をやっていくと。それからさらに身延中学、ある

いは南部中学を出たからといって必ず身延高校へ入るということではなく、ほかの学校も同じようにいろいろな道を目指せるという選択をしたものでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

進め方がいろいろあるわけですが、このメリットについては伺いました。デメリットとして、どんなことが考えられるか伺います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

連携型中高一貫教育の導入により負担が増えておりますのは、各連携事業に関わる教員の準備や相互調整にかかる時間づくりが挙げられております。例えば高校への授業アシストを担当する中学校の数学の教員の授業準備時間です。これは中学校の授業準備のほかに高校での授業アシストの準備も必要となるためです。

町では身延中学に町単教員2名を配置して、きめ細かな教育の実践に支障のないよう、これを努めております。また、県教育委員会から3校に教員の加配が行われておりますので、この体制を維持することはもちろんですが、さらにこの人的体制が充実されるよう、町では県教育委員会へ働きかけをしております。

なお、連携型中高一貫教育導入後はその検証を毎年行い、不都合が生じた場合には是正に努めることになっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、デメリットについて伺いましたが、この中高一貫教育についての資料を見ますと、やはり答弁のとおり教職員の負担、これが負担増になると。まして身延中、身延高校の場合、今現在は中学校、高校が距離的に近いですが、やがて計画されております中学校が新校舎建設になりますと今度、身延高校との距離的な問題も出てきます。こうしたような、非常に時間的な余裕がないというようなことも考えられるわけです。この点、今後大いに検討をしていただいて、よりよい方向に進めてもらいたいと。時間がありませんので、次へ進めさせていただきます。

第2点目の自然環境監視員制度について、お伺いいたします。

9月議会の際、折八林道のガードレールの視察に行きまして破損状況を拝見いたしました。あの状況を見ますと、切られた切り株の状況から相当、数年前からガードレールを利用して集材したのではなかろうかと、こう見受けたわけですが、このような被害を早期に、できれば未然に防ぐことがまず必要であろうと思います。

その点、町内には林道をはじめ町道が非常に長い距離あります。この管理をどのようにしたらいいか、町ではそれぞれ今まで監視員を置いてやってこられておりますが、今後なお一層、環境整備を進める上において、どのようにされていかれるのか、その点について伺います。

○議長（柿島良行君）

羽賀環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

自然環境監視員制度についてのご質問がありました。

身延町自然環境保全条例に基づき毎年4月に初区長会において各区長にご理解をいただき、自然環境監視員を委嘱させていただいております。町民の健康と快適な生活環境の向上を目的として、各集落や生活道路の環境保全にご協力をお願いしているところであります。

自然環境監視員の活動内容ですが、出勤途中や帰宅途中、あるいは農作業や休日などの日常生活の中で家電製品や廃材等を積載している不審車両を見かけた場合や今までなかったところに大量にゴミが投棄されているなどの場合に、環境上下水道課までご連絡をいただくこととなっております。

具体的な活動となりますが、今までも監視員のご協力により適切な処理を行うことができました。特に悪質な場合には峡南林務環境事務所、警察に協力依頼を行い対応しているところであります。

併せて区からの要望により、不法投棄されやすい場所などに不法投棄防止看板の設置など未然防止対策の対応を実施しております。また峡南林務環境事務所においては、管内を定期的にパトロールを行っております。身延町内も山間地の県道、町道、生活林道を中心にパトロールを実施していただき、不法投棄箇所の報告を受けた場合には、自然環境監視員と区民の協力により処分するなどの対応を行っているところであります。

今後も自然環境監視員と協力し、地域の皆さまの協力を得て監視活動の強化、不法投棄箇所の発見、不法投棄防止看板の増設による未然防止対策に重点を置いた対応を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今、監視員をお願いしてということですが監視員の任期は何年ですか。

○議長（柿島良行君）

羽賀環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

身延町自然環境保全条例においては、自然環境監視員は区長および組長となっており、任期は1年となっております。再任は妨げませんが、監視員が欠けた場合には補欠員を選任し、残任期間を努めていただくこととなっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

監視員は区長ということで、今、その区長でも1年の任期、2年の任期があるわけですが、

やはりこうした自然環境を守っていく上においては、短期的な任期ではなくて3年なり4年なり、その地域をとにかくお願いするというような形を取らないと、1年で交代になるというようなことであれば、かえってこの監視員としての責任感といいますか、区長が兼務しているというのが今までの例です。結局、林道においては全町で33路線、全延長9万4,966メートルというような林道。そして町道においては、全町で2万7,365メートルという、非常にこの林道、町道においても距離的に長い距離なんです。だけど自然環境というのは、道路のガードレールとか、そういったところだけではなくて、日常生活のいわゆる地域の自然環境、これを整えることが観光身延をする原点になろうと思うんです。身延へ行ったらきれいだな、きれいな町だな、やがて名所になろうという、今、望月町長が進めているしだれ桜、10年20年後には名所になるでしょう。そのときは、とにかくそのとき来て、いわゆる町の環境整備をするのではなくて、今からそれに備えて環境整備をするということがまず必要ではないかと思えます。

私もこの間、BSのテレビ、ちょっと遅い時間だったんですが、見ていましたらインドの本当に山村、人口4千人の村で毎朝清掃という運動をして、よそから視察に来るといったようなこともテレビで報道されておりました。

そうしたような地域の環境づくりというのは、まず観光の第一のスタートだと思います。名所をつくることも一つの観光につながる例かもしれませんが、里山整備をはじめ地域環境を整えるということが、やはりこれからのまちづくりの一環ではなかろうかと思えます。その点について、町長はどのようなお考えか伺います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

昨日の伊藤雄波議員の質問の中で答えさせていただいた、森林環境譲与税が来年度から交付されます。それを見ますと、できる事業というのが間伐や路網、道路ですね、路網といった森林整備、あとは人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発。一番最初に言った間伐とか路網の整備も入っていますので、とりあえず林道の部分になるんですが、そういうもので林道の景観整備をしたり、調査をして必要に応じて民有林なんかも間伐を進めていくようなことになるかと思えます。

今回、3年間は日本全体で200億円です。これから34年、35年、36年度はこれが100億円上がって300億円の予算になります。それと37年度からは本来であれば600億円ですけれども、前倒して譲与税をいただいていますので返還金に充てるお金もありますから、大体400億円ぐらい。最終的には600億円の譲与税が日本全国の市町村、県に配布されますので、こういうものをうまく活用して整備を進めていきたいと考えています。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

そうした整備をスタートして、町の環境をとにかく整備すると。かつて旧町時代にやはりこうした議会の席で不法投棄問題で提案して、旧中富には要所に不法投棄の大きな看板がありますね。あれも今言うような形の中で進めてきた事業です。これは旧中富だけでなく、全町的に早い時点でこうした環境についての啓蒙活動を通じて、きれいなまちづくり、美しい身延町

にぜひとも今後努めていただきたいことをお願い申し上げまして一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

川口福三君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時15分とします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告8番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

通告に従って質問します。

まず身延中学校の改築問題ですけれども、1点、用地交渉が始まっていると聞きますが、建設予定地は決まったのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

建設候補地につきましては、町長から本会議の初日に行政報告がありましたとおり、町が保有しております町有地を有効に活用できるよう下山小学校の南側に絞って現在、用地の確保に取り組んでおります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

9月議会で国道52号線と300号線の間という答弁がありましたけれども、その地域全体がもうハザードマップでは0.5メートルの浸水想定区域と指定がされていますが、それについてはどうしているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

富士川洪水ハザードマップでは、下山小学校周辺の予想される浸水の深さは0.5メートル未満となっておりますが、大雨により富士川が氾濫した場合に浸水が予想される区域、深さをシミュレーションした国土交通省の富士川浸水情報閲覧システムによりますと、この候補地周辺は3カ所設定をされている想定破堤地点の想定最大規模での浸水の深さが、富山橋よりも上

流の峡南地域工業団地付近、右岸H256地点、これが破堤した場合で0.5メートル未満。富山橋よりも下流の身延工業団地付近、右岸H253地点、これが破堤した場合で同じく0.5メートル未満。下山小学校に最も近い地点、右岸H251地点、これが破堤した場合では0.5メートル未満の区域と0.5から3メートル未満の区域となっております。

このデータによりますと、下山小学校に最も近い地点、右岸のH251地点、これが破堤した場合におきましても現在の下山小学校の校地、これは浸水区域から除外をされております。これは施設の構造等に起因しているものだと思いますので、当初からこれと同等以上の構造を考えており、災害リスクを十分考慮した上で必要な対策を講じてまいります。

また当下山地区では現在、富士川の築堤工事も進行しており、今後は河川の排水対策の具体的な計画もございますので、着々と地区全体の防災・減災対策が講じられております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、災害リスク対策を講じるというように答えていただきましたが、例えばどういうことが想定できるんですか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

当区域内におかれましては、国土交通省が2カ所の排水機場の設置を計画しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

建設予定地の水害対策ということなんですけども、今の答えでは排水対策によって浸水を防ぐということだと思うんですけども、実際、普通に考えると排水路を当然、造って対策する。そして例えばポンプで汲み上げて外へ出すというようなことも考えられるんだけども、普通だと浸水0.5メートルだとしたら1、2メートルの、土地を嵩上げして対策するというのが一番確実なことかと思うんですけども、その対策に対する、例えば土地のもり上げとかというようなことは、予算の中には考えていないということでしょうか。それとも、この3億円の土地の改修の予算の中にそういうものもある程度、含まれて計画をしているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

整備計画書に記載のこの概算事業費につきましては、文部科学省の標準工事費や直近の学校施設整備事業である下山小学校の整備事業費などを参考として算出いたしました。

先ほどのご答弁でもお答えをさせていただきましたとおり、現在でも下山小学校と同等規模の造成工事費は、この概算事業費の中に含まれております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

まだ、実際に9月議会のときに場所が確定しましたら地質の調査を詳細に行い、地盤強化の必要があれば不足のない対策をしていくということですので、例えば地盤の強化とかという必要が出たときには、今の27億7,460万円という予算も増加するという可能性もあるということではないでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

これから基本計画を策定いたしまして、ただいま田中議員からご質問ありましたとおり地質調査などを行う予定です。

その後、実施設計を組んでまいりますので、この概算事業費が変動、増減するものはあるものと思われま。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

分かりました。それと次に今、下山小学校の場所の浸水については富士川の堤防の破綻、決壊を想定して0.5メートルという回答だったと思うんですけども、あの地区には今、高い堤防が出ていますよね。そして下の下流のほうに1カ所空いているところがあって、そこから川の水を出すという予定なんだと思うんですけども、52号線から300号線の間のところに下山の上のほうの山から河川が流入していると思うんですけども、現在、何本、その地域に河川が流入していますか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

用地確保に取り組んでおります、この下山小学校南側の建設候補地に流れ込んでいる河川はございません。この候補地よりも下流域に流れ込んでいる河川があり、山梨県が管理している一級河川が矢沢川2キロ。大沢川2キロ。不動沢川1.3キロ。阿手古沢川1.0キロ。計4本です。また、町管理の準用河川が肝取沢川1.6キロ。土肥沢川0.8キロ。三重沢川0.7キロの3本です。合計では7本ございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、現状で見えても富士川沿いの大きな堤防を見ると、あれが例えば富士川の水位が上が

りますよね。そのときに下流のほうから逆流する可能性は十分考えられると思うんですけども、それともう1点は、あそこに大きく堤防ができたことによって、逆に今、言われた川から出てくる、大雨のときですけどね、大量の水はそこに溜まるんじゃないかという危惧があるんですけども、そのことについては、この建設候補地を検討するときに考慮に入れて、考えていたのでしょうか。大雨洪水時の避難場所というのは、下山小学校体育館と今、なっていますよね。そして、そこが例えば水浸しになるような状況があったときには、ほかのところに役場の指示によって避難してくださいというようなハザードマップに載っていますけども、結局、富士川だけの水が心配ではないはずなんです。今言った合計で7本、私、4本だと思ったんですけども、7本からの水が入ってくる。そして、それぞれの川は土砂崩れの危険性のところにもなっているような状況ということで、そこも当然、あそこの建設予定地を決めるときには当然、それは考慮に入れて然るべきものだと思うんですけども、そのところの今、現状で、よその大雨の災害なんかを見ても1日で300ミリ、400ミリ、数日で1千ミリとかというような状況が災害として表れているということを考えると、あの時点で大雨の対応はかなり慎重に考えなければいけないと思うんですけども、そのところ、今までの気象情報の中で、あそこは0.5メートル未満で安全だというのは、ちょっと安易な考えではないかと思いますけども、そのところの検討の考え方をちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

先のご質問でもご答弁させていただきましたとおり、下山小学校に最も近い地点の右岸H251地点が破堤した場合におきましても、現下山小学校の校地は浸水区域から除外をされており、また、同じく先のご質問でも答弁をさせていただきましたとおり、当下山地区においては富士川の築堤工事も進行しており、国交省の下山地区築堤整備計画には新規に樋門を2カ所設置し、洪水等、富士川からの逆流を防ぐ計画が予定されておりますので、防災・減災対策もさらに向上し、不安要素は少なくなるものと考え候補地に選定をいたしました。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

そういう検討したということは、決める以上は安全性を考えているんだと思うんですけども、8月に行われました町民説明会の中においても、当然あそこは今現在でもハザードマップで全体が浸水可能地域という表示がされている中で、それに対する説明がたしかなかったと思うんですよ。それって、町民はどういう状況で学校が移転していくのかということがよく知らされていない中で決定しているということは、すごく問題があると思います。これからもそのところの、町民があそこに決めて安心・安全なんだと思えるためには、そのところをしっかり知らせていく必要があると思いますけども、それについては、これから機会を設けて、しっかりした説明が求められると思います。

結局、議会で求めているのは安心・安全のところという一項がたしか入っていたと思うんですけども、それについての検討がちょっと、今言った浸水、ああいうハザードマップに載っ

ているところに建てようとするには、検討がしっかり皆さんに周知されていないというのが問題だと思います。

次に身中のバス通学の費用負担について伺います。

身中建設について、9月議会で町長は「子どもたちが安心・安全で継続的に学校施設を利用できるようにすることを優先させる」ということを答弁していますが、町長は今の状況が安心・安全でないと考えているということでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

町のほうからは身延中学校の校舎が今現在、生徒たちにとって危険な状況であるという説明をしたことはございません。

町としては、学校についてはこれまでと同じように将来にわたって本町の子どもたちが安心して利用できることを第一に、保護者や地域住民が身延町に唯一の中学校として理解しあえる学校環境の整備のあり方を総合的に考えた上、移転改築を決定したという趣旨でお答えしたものです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

次に町長は中学校、学校も中央にあつてこそ、私は一体感の醸成ができるものだと思っていますと9月議会で言われました。生徒は位置でなく1つの学校で学ぶことで十分、一体感を感じられていると思いますが、どういうことで中央であることが必要なのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

まず、お答えしたいと思います。

私が言った一体感というのは、中学校のみの一体感を言っているわけではなくて、町全体の一体感という意味で答えました。肝心なところを申しますと、町の中央付近に新しい校舎の建設が必要であるという意見は、二度にわたり議会の総意として町教育委員会へ提出されたものです。これは学校統合の過程において、地域住民からの要望に基づくものであったと理解しております。また、議会からの求めに応じて議会の代表者や保護者の代表者などで組織する新校舎建設検討委員会からも町の中央付近へ建設することが望ましいという内容の提言をいただいております。

町としては、この意見書や提言書の内容を斟酌し、調査に基づく現校舎の老朽度、将来的な財政負担の推移等を考慮の上、移転改築の整備方針を決定したもので、町の中央付近へ新たな校舎を建設することによって、先ほども言いましたけども町全体の一体感の醸成が図られるというような意味でお答えしたつもりです。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

分かりました。

次にいきます。

これからの人口減少、子どもの減少というものが問題になっていますけども、10年後、例えば2028年、15年後、2033年の中学生の人数は何人と計算されていますか。身延地区と北、現在バス通学をしている地区の人数を教えてください。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

ただいま、田中議員から質問がありました2028年と2033年度ということではないんですか、身延町立学校施設整備計画の資料をもとにお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

計画では2029年度は137人、2035年度は96人と想定しております。2029年度の人数は平成29年12月現在の年少人口から算出した値を掲載しており、下山地区を除いた旧身延地区では71人。旧中富、旧下部町と下山地区は66人と想定しております。

2035年度につきましては、そのときに中学生となる子どもがまだ生まれておりませんので、社人研による推計値から5年低減率を求めて算出した値であり、地区別の人数までは想定できません。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

なぜ子どもの数を聞いたかということ、結局、今回、学校を中央に造ることの考え方で必要だと思ったからであります。例えば現在、今、平成29年度を見ると182人。そのうちの99人がバス通学を利用しているという格好ですね。それが中央に、ちょっと質問の内容を変えます。すみません。こういうように減るということをまず確認したかったということで、2029年に137人。2035年は推計の中で96名ぐらいになってしまうと、このように極端に減ってきます。平成29年度の中学生の数が182人。すると2035年には、もう半分になるということですよね。ということは、今の時点で学校を造ってしまうといったときに、実際に通う子は半分になっているという状況がこれから起きてくるということは、新しく学校を造るにつけても学校の規模、そういう視点についてもよく考えなければいけないという状況なんだなということが分かると思います。

そして校舎の長寿命化の改修を行っても、次の段階では新しい校舎の建設が必要になるという意見もありますが、私は今、それを建てる時期ではないと思います。今の人数を見ても、例えば29年、35年の人数を見ると、35年ではもう今の半分の子どもたちになってしまうという事実があります。そのためにはやはり今のところを長寿命化して10年、15年後に子どもたちのあった学校、そして学校規模、そして当然費用も少なくなる。そして学校のあり方とか、内容も15年というところとすごく変わっていきますね、時代の進む様子を見ますと。だから今の長寿命化をしたほうがいいという考え方を述べているわけですけども、そうすることによっ

て町の負担もかなり減るように思います。

それで中央に建てることよっての問題点も1つ考えていまして、それは通学の問題です。今の子どもたちの半分で通学が終わっているものが全員を通学するというで費用は当然多くかかってきます。学校教育課長は9月のときに、通学の安全のために必要な負担であって、その費用は仕方がないと言いますが、たしかにその中央にもってくることよって、もっていかねばならなければ、その安全のために負担が起きるのはしょうがないとも思いますが、それは中央にもってこなければ、かからない費用であるということも一つ考えてほしいと思います。

現在、中学の通学費用が29年度の決算で6,660万円、1人当たり見ると67万9千円、年間かかるんですね。その事実は、やっぱりしっかり頭に入れておかなければいけないと思いますし、30年度の予算で見ますと中学校の通学費は7,200万円になっております。そしてこれが移転することで、通学費用は生徒の倍の生徒を送り迎えしなければならないという状況が出てくると通学費用は倍かかると予想されます。

今の通学の中で子どもが増えて倍になったと、そういう場合は倍もかからないと思うんですけども、これからやろうとしていることは、今ある5台、町が所有するバスと、そして、そのほかに5台、朝10台のバスで子どもたちを送迎していますよね。それと同じことをこれからやるということは、バスを5台用意して、そして朝はまた10台、余分に運行させなければいけないという状況が出てくるということです。ですから私は大体、倍かかるから1億4千万円ぐらいの町民の負担が出てくるという。それは今の時点の長寿命化であれば、そこはかからない費用であるというように考えています。

そして、もう1つ問題なのは、これは子どもが、このシステムをつくと子どもが少なくなっても費用は変わらないですね。例えば一番通いところから、今、10人ぐらい運んでいると。それが1人になってもバスは動かさなければならぬから費用は同じようにかかってくる。1人当たりの費用はもっと増えていくという状況がこれから起きるということを町民の人たちもよく承知していてもらいたいと思っています。

その通学費の、今言いました通学費のこの金額の増加について、もう一度、建設に関してどういうように考えて費用の負担を考えていたのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

新しい校舎が下山地区に完成したのちの通学支援に関しましては、先の第3回の定例会でお答えしましたとおり、通学支援の方法等を学校や保護者と協議をしてから具体的に検討するというような手順を考えておりますので、現時点でどれだけの予算が必ず必要になるというようなことは明確になっておりませんが、計画目標としております平成36年度の在校生について、現行の身延中学校のスクールバス事業、登下校時に各路線で2便運行。運行許可とすれば、貸し切りバス事業、これと同じ実施方法で試算をしてみましたところ、現在よりも通学支援の対象生徒数の増加に伴い、路線は4路線増える一方、下山地区の生徒が支援対象ではなくなることで1路線が減り、継続する既存の4路線の運行距離も短くなることから、全8路線で試算をしましたところ、田中議員がおっしゃるような現在の倍額とはなりませんでした。

これはあくまでもまったく現在と同じ条件での試算額ですので、今後の具体的な検討にあたりましては、費用の縮減だけではなく、町営バスなどの公共交通機関の利用等も視野に入れながら、中学生だけではなく、町民全体の利便性の向上も図れるような方法を構築するように努めたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

たしかに今、本当に通学だけの運用をしていますけども、やっぱり今、デマンドもあって、これから本当、町民の足の確保ということはすごく問題であって、今言われたように運用のデマンドも兼ねて運用を考えるということは当然必要なことだと思いますけども、金額的なものは、いくらとかというのは出せないということですよ。大体いくらぐらいかかるようになるか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

先ほどの答弁と重なってしまいますが、まったく今と同じ条件での試算をしましたところ、全8路線で約1億円というような試算額になりました。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

分かりました。一応、1億円ぐらいになってしまうと。この金額は私が考えるのは、これからずっとかかる金額、負担していかなければならない金額であるというように判断します。

次に合併特例債についてお聞きします。

今度、学校の建設についても合併特例債を使うということですけども、合併特例債の利用可能残高は今いくらあって、今までにいくら合併特例債を利用していますか。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

本町の合併特例事業債発行限度額は102億2,320万円でありまして、平成30年度までの発行予定額は約59億6千万円となり、平成31年度以降の発行可能額は約42億6千万円でございます。

なお、発行予定額の約59億6千万円につきましては、平成16年9月合併以来、新町建設計画に基づきまして、学校建設、いわゆる今の下山小学校ですね、あといろいろな学校の耐震とか改装等も含まれております。学校施設、防災無線、公民館、福祉センター、道路施設、産業施設、観光施設等の建設事業と基金創設で利用したものでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

中学校建設計画では合併特例債を20億円使い、国の交付金が14億円で戻ってくると。学校建設補助金が5億円。町の負担額が16億円。合併特例債の利用が有利なら学校補助金を引いても残り30億円を合併特例債の対象にしたほうが国からの交付金が19億9,500万円、そして学校の建設補助金が5億円、町の負担額が10億500万円となり、町の負担が少なくなるとは思いますが、そうしない理由があるのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

合併特例事業債の用途につきましては、新町建設計画に基づきまして新町建設に資するさまざまな事業に充てるとしております。ご存じのとおり合併特例事業債の発行可能期限が平成31年から36年度までとなったことから、平成31年度以降の発行可能額約42億6千万円は今後のまちづくりを推進するための根幹をなす財源として活用することとなります。

したがって、期限延長に伴い、今後の合併特例事業債対象事業として新身延中学校の建設や温泉を活用した健康増進施設の建設等も大型事業や地域に密着した基盤整備を想定しているため、新身延中学校の建設だけに合併特例事業債を充当することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

合併特例債は95%の残りの7割が交付金として戻ってくるとのことなんですけども、どういう形で使おうと結局、これから使える42億6千万円、それを今あるところで利用しておかないと36年度には利用残が残ってしまうというようなことも考えられると思うんですけども、たしかに町全体として考えれば、合併特例債を使うということに対しては何に使ったかというよりも借金として使うということに、合計金額で考えれば、同じではないかなというように私は考えましたので、今、質問をさせてもらいました。ということは、42億円のうちの20億円使って22億円、これからも22億円で何か事業を考えているというように考えていいんでしょうかね。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

繰り返しになりますが、当然のことながら5年の延長に伴いまして新町建設計画に基づきまして、町の事業に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

合併特例債は12年で返済、3年の据え置きで実質9年で返済する計画ですよ。町の計画

では今回の学校の建設についても20億円を9年で返済するということですので毎年2億2,222万円の返済が生じると。そして今言われたようにこれからも42億円、残りの部分も使うということは、その部分の返済も生じてくるわけですけども、会計的には大丈夫なんじゃないか。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

会計的には大丈夫かというようなご質問でございます。

合併特例債ばかりではなくて、町では合併特例事業債や過疎対策事業債をはじめ交付税措置をされる公債費につきましては、地方債ごとに地方交付税に明確に算定されておりまして、町はすべての交付税措置について把握をしているところでございます。

また交付されました地方交付税の用途につきましては、地方公共団体の自主的な判断に任されておりまして、用途を制限したり条件を付けたりするものではない一般財源ですので、予算編成時において歳入歳出のバランスを考慮して貴重な財源として活用していきたいと考えておりますので、合併特例債以外のものにつきましても交付税措置されているものとして地方交付税を有効に活用していきますので、会計的には問題ないと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

合併特例債の返済分も交付税の中で措置されるということですので、結局、年度の予算の中で返済部分が多くなれば、結局、一般財源として町として使える分は減っていくように考えますけども、それにつけても例えば今、さっきありました学校の通学のお金も当然これから増額になってくる。そしていろんな面で医療費も、介護も増えてくる中で、ますます自由に使えるお金がなくなってくるというような状況があります。それについて、例えば合併の算定替えて29年度は1億8千万円、31年度でも1億円以上が減っていると。32年度からは一本算定となりますが、人口減の影響で交付税の減額にもなります。これに対する対策、考え方はどうなっていますか。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

本町の地方交付税の合併算定替えにつきましては、議員のおっしゃるとおり段階的縮減については平成31年度で終了し、平成32年以降は新町の一本算定となります。したがって、田中議員のご指摘の今後、合併算定替えによる毎年1億円以上が減少することは考えておりませんが、しかし交付税算定の測定単位の1つあります人口が減少した場合は、交付税総額が間違いなく減少していくわけでございます。予算編成におきましては、一般財源を十分に加味しながら収入見込みを見誤ることのないように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

では次にいきます。みのぶ自然の里の経過について。

みのぶ自然の里も開業から10カ月経ちました。忙しい時期も過ぎ落ち着いていると思いますが、関係者の皆さんは頑張っていると思いますが、ご苦労様です。今までの経営状況をお聞きしたいと思います。まず売上高と客数、宿泊者、日帰り客数、そして経常収支の状況についてお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

本年度4月から11月末までの利用につきましては宿泊者数1,887人、日帰り客631人、テント泊170人、合計2,688人でございます。

売り上げ、11月末まででございますが1,553万9,990円となっております。

今後も売り上げを増やす努力と無駄な経費を削減していくように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

その経常収支については、どうでしょうか。まだ、出ていないですか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

大変申し訳ございません。今後、売り上げを伸ばす努力と無駄な経費を削減いたしまして指定管理料の追加補正がないように運営を続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、佐藤観光課長が言われたように今のところ予定、町からの補助があったりして、最初の1年目ですからね、あったりするということがバランスが取れているというように判断しているということですね。1年間、まだありますけども、なお一層、頑張っていたいただきたいと思えます。

そして宿泊者数1,887人、日帰り631人、テント泊170人ということなんですけども、これ最初に計画をしていましたけども、計画との差異についてどのように対応していくのか。努力していくということなんですけども、これからの経営方針とか見込み、コンサルをお願いしている人がたしかいると思うんですけども、その人の意見がどのようになっているのか、

教えていただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

現在、JTB関連の株式会社ビズユナイテッドから運営に対する指導をいただいております。やはりこれから迎える閑散期と平日の利用者を増やすことが課題となっております。また、売り上げを伸ばすために集客に向けての売り込み方、ネットを利用したPR、販売促進の指導をいただいております。

今後は旅行者をはじめ広く、直接売り込みに歩くなど努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

なかなか始まったばかりで大変だと思いますが、本当に頑張ってもらいたいと思います。そして遠くのお客さんももちろんなんですけども、やっぱり町民に利用してもらおうということも大切なことではないかと思っておりますので、そういうことも提案しながらこれからの営業をしてほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後12時04分

平成 3 0 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 2 日

平成30年第4回身延町議会定例会（4日目）

平成30年12月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第67号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第68号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第69号 身延町地域情報通信施設条例及び身延町地域情報通信施設整備基金条例を廃止する条例について
- 日程第5 議案第70号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第71号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第72号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第8 議案第73号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第74号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第75号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第76号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第77号 町道路線の認定について
- 日程第13 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町長	望月幹也	副町長	瀧本勝彦
教育長	鈴木高吉	総務課長	笠井祥一
会計管理者	村野浩人	企画政策課長	高野博邦
交通防災課長	千頭和康樹	財政課長	遠藤基
税務課長	小笠原正人	町民課長	熊谷司
福祉保健課長	穂坂桂吾	観光課長	佐藤成人
子育て支援課長	大村隆	産業課長	望月真人
建設課長	水上武正	土地対策課長	埜村公文
環境上下水道課長	羽賀勝之	下部支所長	望月由香里
身延支所長	柿島利巳	学校教育課長	伊藤克志
生涯学習課長	深沢教博		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 佐野和紀
録音係 望月融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日はお手元に配布した委員会付託表のとおり議案第67号から議案第77号までを各常任委員会に付託を予定していますので、質疑は大綱のみに留めてください。

また委員会付託省略議案表のとおり、諮問第5号は委員会付託を省略の予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第67号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

私、1点、質問させていただきますけども、今回の水道法の布設工事の監督者及び水道技術管理者の資格の基準を定める条例改正ということで出されているわけですが、昨日も全協の中で提案理由の中に新しく専門職大学という名称が出てきているわけですが、これにつきましては、この提案理由にもありますように、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う、この整備に関する政令とありますけども、この中で専門職大学を設けるということに伴って、この専門職大学を経た者に布設とか、そういった水道法に基づく権限を与えるということで、この政令というのは、学校教育法の専門職大学が新たに始まるということで、この改正を行うということの解釈でよろしいですか。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君、この議案は教育厚生常任委員会へ付託を予定しておりますので、具体的な質問につきましては、教育厚生常任委員会のほうで再度、質問していただきたいと思います。

（はい。の声）

ほかに議案第67号について、質疑等はございますか。

本会議での質疑につきましては、先ほど言いましたように大綱のみに留めていただき、具体的な質問等につきましては、各委員会でしっかりと審査をしていただきたいと思います。

ほかに質疑等はありませんか。

(な し)

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第67号の質疑を終わります。

日程第3 議案第68号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

日程第4 議案第69号 身延町地域情報通信施設条例及び身延町地域情報通信施設整備基金条例を廃止する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

日程第5 議案第70号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第70号の質疑を終わります。

日程第6 議案第71号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第71号の質疑を終わります。

日程第7 議案第72号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第8号)について質疑を行います。

一般会計については款別に質疑を行います。お手元に配布のとおり4項目に分けて行います。

まず第1項、歳入を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

議案第72号について、1件だけお伺いいたします。

9ページに県の支出金で災害復旧事業費補助金1,950万円出ているんですが、その災害復旧とはどこを指しているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

今のご質問は、15款2項9目1節の農林水産業施設災害復旧事業費の補助金の関係の1,950万円は、どこの場所かということでしょうか。お答えいたします。

欠草里農道の災害復旧でございまして、欠草里というのは自然の里のそばの道路でありまして、ちょうど集落から下りてしましまして、施設にもう少しで入るところの入口のところ農道が落ちていますので、そちらを災害復旧するということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

建設費のほうでもって8千万円の見積もり予想が出ているんですが、それと合わせた中の金額になるんですか。

○議長（柿島良行君）

川口福三君、本案はこのあとの連合審査に付託を予定しておりますので、詳細な質疑につきましては、連合審査の中で質疑を再度行っていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

そのほか、補正予算案の大綱につきましてご質疑ありませんか。

（なし）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で第1項の質疑を終わります。

次に第2項、歳出、2款総務費、3款民生費、4款衛生費、5款労働費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で第2項の質疑を終わります。

次に第3項、歳出、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、9款消防費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で第3項の質疑を終わります。

次に第4項、歳出、10款教育費、11款災害復旧費、13款諸支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で第4項の質疑を終わります。
以上で議案第72号の質疑を終わります。

日程第8 議案第73号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について質疑を行います。
質疑はありませんか。
(な し)
質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第73号の質疑を終わります。

日程第9 議案第74号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について質疑を行います。
質疑はありませんか。
(な し)
質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第74号の質疑を終わります。

日程第10 議案第75号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)について質疑を行います。
質疑はありませんか。
(な し)
質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第75号の質疑を終わります。

日程第11 議案第76号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について質疑を行います。
質疑はありませんか。
(な し)
質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第76号の質疑を終わります。

日程第12 議案第77号 町道路線の認定について質疑を行います。
質疑はありませんか。
(な し)
質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第77号の質疑を終わります。

日程第13 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。
本件は人事案件のため質疑を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第5号の質疑は省略します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託表のとおり議案第67号から議案第77号までを各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託省略表のとおり、諮問第5号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり常任委員会付託を省略します。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前 9時20分

平成 3 0 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 4 日

平成30年第4回身延町議会定例会（5日目）

平成30年12月14日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第67号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第68号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第69号 身延町地域情報通信施設条例及び身延町地域情報通信施設整備基金条例を廃止する条例について
日程第6 議案第70号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定について
日程第7 議案第71号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定について
日程第8 議案第72号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第8号）
日程第9 議案第73号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第74号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第11 議案第75号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第76号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第13 議案第77号 町道路線の認定について
日程第14 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第15 請願第2号 身延町各機関における非行政書士行為排除の徹底を求める請願
日程第16 委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第1 議案第78号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
追加日程第2 議案第79号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
追加日程第3 議案第80号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第9号）

- 追加日程第4 議案第81号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 追加日程第5 議案第82号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 追加日程第6 議案第83号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 追加日程第7 議案第84号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 追加日程第8 議案第85号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)
- 追加日程第9 議案第86号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 追加日程第10 議案第87号 訴えの提起について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	瀧本 勝彦
教 育	長	鈴木 高吉	総 務 課 長	笠井 祥一
会 計 管 理 者		村野 浩人	企 画 政 策 課 長	高野 博邦
交 通 防 災 課 長		千頭和康樹	財 政 課 長	遠藤 基
税 務 課 長		小笠原正人	町 民 課 長	熊谷 司
福 祉 保 健 課 長		穂坂 桂吾	観 光 課 長	佐藤 成人
子 育 て 支 援 課 長		大村 隆	産 業 課 長	望月 真人
建 設 課 長		水上 武正	土 地 対 策 課 長	埜村 公文
環 境 上 下 水 道 課 長		羽賀 勝之	下 部 支 所 長	望月 由香里
身 延 支 所 長		柿島 利巳	学 校 教 育 課 長	伊藤 克志
生 涯 学 習 課 長		深沢 教博		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 佐野 和紀
録音係 望月 融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第5号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

なお本日は条例改正案2件、補正予算案7件、訴えの提起1件が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）総務産業建設常任委員会に付託した議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第77号および請願第2号について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 上田孝二君、登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（上田孝二君）

それでは報告をいたします。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

上田委員長は自席にお戻りください。

次に教育厚生常任委員会に付託した議案第67号、議案第68号、議案第73号、議案第74号、議案第75号および議案第76号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 野島俊博君、登壇してください。

○教育厚生常任委員長（野島俊博君）

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

野島委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 議案第67号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、これで討論を終わります。

これから議案第67号 身延町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等の基準を定める条例の一部を改正する条例について採決をします。

お諮りします。

議案第67号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第68号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第68号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

平成26年に制定されたこの条例は、子どもの安全確保や質の向上を願う保護者や職員たちの運動で導入され、全国一律に職員の配置数や資格の最低基準を定めたものです。その3条には最低基準の向上があり、その中には町は最低基準を常に向上させるように努めるものとする規定をされています。

子どもにとって安全・安心な場所を保障するためには一人ひとりの子どもを理解し、専門性を持った指導員の複数配置が不可欠です。今回の改正はこの最低基準をさらに下げるもので賛

成することはできません。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

この条例の改正については、国の省令の改正に準じて改正したものでございまして、その中身をこうやって吟味をいたしますと、特に問題点を見ることはできないように思います。

したがって、私といたしましては、この身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については賛成といたします。

ただし、この省令につきましては、これは各省庁の考え方をもって随時改正されるものであり、国会の議決を経ておりませんので、もし異議がある場合はやっぱり議会として省庁に対して意見書の提出をすべきであるというふうに思います。それを付け加えておきます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第68号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

議案第68号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第69号 身延町地域情報通信施設条例及び身延町地域情報通信施設整備基金条例を廃止する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、これで討論を終わります。

これから議案第69号 身延町地域情報通信施設条例及び身延町地域情報通信施設整備基金条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

議案第69号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第70号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、これで討論を終わります。

これから議案第70号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

議案第70号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第71号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号 身延町なかとみ和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

議案第71号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第72号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第8号)の討論を行います。

一般会計については款別に討論を行います。

お手元に配布のとおり4項目に分けて行います。

まず第1項、歳入を一括して行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、これで第1項の討論を終わります。

次に第2項、歳出、2款総務費、3款民生費、4款衛生費、5款労働費の討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで第2項の討論を終わります。

次に第3項、歳出、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、9款消防費の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで第3項の討論を終わります。

次に第4項、歳出、10款教育費、11款災害復旧費、13款諸支出金の討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

福與三郎君。

○10番議員(福與三郎君)

議案第72号 一般会計補正予算、10款1項2目13節委託料534万6千円。これにつきましては、新中学校建設にかかわる委託料でありまして反対をいたします。

本町にあっては年々児童生徒が減少していく状況の中で、直ちの新校舎建設は最大規模の校舎建設となります。10年後20年後にはその3分の1、そして2分の1が不要となり空き室となることは明白であります。適正規模の校舎建設は生徒数が減少を続けていくという流れの中にあっては判断することは非常に難しいことではありますが、ただ、言えることは今ではないということです。旧中学校の統合を果たし、現中学校も教育環境整備のためリニューアルをしたばかりで、なんの不足もない状況であります。このときにあえて合併特例債に目がくらんで実行することは、将来無駄な投資だったと禍根を残すことになるのではないかと危惧をしております。

ゆえに直ちの学校建設については時期尚早であり、反対をいたします。

○議長(柿島良行君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

赤池朗君。

○4番議員(赤池朗君)

議案第72号 一般会計補正予算についての賛成の討論をいたします。

新中学校を町の中央付近に建設するように求める意見書が2014年9月議会で採択され、その後、新中学校建設検討委員会が設置され答申がありました。これを受け、学校施設総合整備計画に着手し、町の中央付近に建設する方向で検討することとなり、町は有利な合併特例債が利用できる平成35年度までに町の中央付近に建設しようとしています。

特に町の北部から通う生徒たちの通学距離と時間の短縮ができることは私も、保護者、生徒たちも望んでいるところです。子どもの数が年々少なくなっている現状ですが、より魅力ある中学校建設が私は必要と考えています。その中学校建設の第一歩が今回の新校舎建設予定地測量他業務の委託料なので、私は賛成します。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

議案第72号の中の身延中学校新校舎等建設予定地測量他業務、この委託について反対をいたします。

今回、計画されている建設予定地は、町のハザードマップで0.5メートルの浸水想定区域に指定されているところであります。安心・安全であるとは言えません。新築の計画では27億7千万円。長寿命可能な今の中学校を長寿命化すると大体9億円の費用になるということですが、3分の1の費用で長寿命化が可能な状態である。すでに1億5千万円かけて改修も行われています。それで、この長寿命化のほうがいいと思います。

次に平成28年度の中学生のバス通学費用は6,660万円、1人当たり年間6万7千9百円かかっています。今回の計画で移転することで、最低1億円から1億3千万円ぐらいの通学費用がかかることになると想定されます。その負担は大きなものであります。

そして現在、中学生は2018年188人、15年後の2035年には予想で大体半分の96人になってしまいます。そういう状況が予想される中で、今の時点で中学を建ててしまいますと過大な投資になる可能性もありますし、人口の減も当然あります。そういう中で町の状況も変わります。ですから早急に建てることには賛成できません。

そしてもう1点、中学統合もして間近でありますし、やっとな環境に慣れた生徒たちに新たに負担をかけることになるということでもあります。

以上の点から考えましても、現時点で中学校を新築することは時期尚早であり、改築することについては、より慎重に検討する必要があると思います。

以上を申しまして、改築予算に対して反対をいたします。

○議長（柿島良行君）

次に賛成討論はありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

議案第72号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第8号）について反対討論がありましたので、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

ただいま反対をされた方々が下山小学校とか下山公民館の分館とか、こういうものの建設に対して反対をしたでしょうか。この2案に関しては賛成をしていると思います。今、安全性の問題で討論がございましたけれども、そのときにも安全性について、それほど反対の討論があったとは、私は記憶しておりません。建設費についても同じでございます。下山小学校はたしか26億円くらいかけて建設していると思います。こういう中で、今、下山小学校の南側に建設をという計画があつて、そこを安全性うんぬんというふうなことで反対をするということ

は大変、私は問題があると思います。

それから1中3小の議決、これに対してもたぶん、このお二人は賛成をしていると思います。私たちが1中3小の問題でいろんな議論をしたときに、この1中3小に対しては賛成をしたという記憶がありますので、今さら、この中央に中学校という意見書に対して議決をした皆さんに反対をされるというのは非常に私としては異論がございます。

それから時期尚早という意見ですけれども、これは合併特例債が2024年までに終了するという、そういう中での方考え方で今の議論が出ていると思います。この議会の中でも議論がありましたけれども、今回、身延中学校新校舎等施設整備基本計画検討委員会ということで議会からも2人の委員を派遣することになっております。そういう中で改めて、こういう問題について反対の討論をする、反対の意見を出すということは、私は非常に問題があると思います。そういうことで、私はこの予算書に対しては賛成の討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、第4項の討論を終わります・・・。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

議案第72号に対して、私は賛成の立場で討論をいたします。

この中学校の校舎建設問題は、1中に統合する段階において議会として早期に建設問題を考えるということを条件に1中にしたはずです。議会として、やはり決定した以上、これに従って行政側で進める計画に対しては、ここで反対するわけにもいきません。

よって、早期実現に向けて、ぜひともこの中学校建設に向けては進めていただきたいと、このように考えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、第4項の討論を終わります。

以上で議案第72号の討論を終わります。

これから議案第72号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。

議案第72号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第73号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、これで討論を終わります。

これから議案第73号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第73号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第74号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

議案第74号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第75号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第75号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第76号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

議案第76号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13 議案第77号 町道路線の認定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号 町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

議案第77号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

本案については人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第5号につきましては討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第5号については適任と意見を付すことに決定しました。

日程第15 請願第2号 身延町各機関における非行政書士行為排除の徹底を求める請願の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

討論がないので、これで討論を終わります。

これから請願第2号 身延町各機関における非行政書士行為排除の徹底を求める請願を採決します。

お諮りします。

請願第2号に対する委員長の報告は採択とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第16 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、条例改正案2件、補正予算案7件、訴えの提起1件が追加案件となっています。

この案件を本日の日程に追加することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加案件は本日の日程に追加することに決定しました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時5分とします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時05分

○議長（柿島良行君）
再開します。

追加日程第1 議案第78号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

追加日程第2 議案第79号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

は条例改正案ですので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは追加提出議案第78号と第79号について提案理由を説明申し上げます。

まず議案第78号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町職員給与条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

平成30年人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に伴い、身延町職員給与条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第79号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

平成30年人事院勧告および山梨県人事委員会勧告による身延町職員給与条例の一部改正に伴い、身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、本議案2件の内容につきましては、総務課長より説明を申し上げますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第78号および議案第79号の内容説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

議案第78号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

議案説明書をご覧ください。

条例の一部改正を行うこととなった背景等ですが、人事院が平成30年8月10日、一般職

の国家公務員の給与改定について国会および内閣に対し勧告を行い、政府は人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、11月28日、参議院本会議において可決・成立しましたこと、また山梨県人事委員会が平成30年10月18日、県職員の給与改定について県議会および知事に対し勧告を行いましたことなどから今回、条例改正をお願いするものでございます。

なお、地方公務員法第24条第3項に職員の給与は、生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員、ならびに民間事業の従業者の給与、その他の事情を考慮して定められなければならないと規定されていることから県人事委員会勧告に準じて改正をするものでございます。

次に条例の一部改正の内容ですが、人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に準じまして次のとおり給与条例の一部改正を行うものでございます。

まず月例給は公民格差を解消するため勧告に準じた給料月額の上上げ改定でございます。

初任給は民間との間に差があることを踏まえ、行政職給料表については1,500円程度の引き上げ、若年層についても1千円程度引き上げ、その他の職員につきましては400円の引き上げを基本に改定するものでございます。

その他の給料表につきましては、行政職給料表を基本に改定するものであります。

期末手当および勤勉手当につきましては、民間の支給割合との均衡を図るとともに勧告に準じた引き上げを行い、12月の勤勉手当を0.05カ月分引き上げるものでございます。これによりまして、年間支給月額が「4.40月」から「4.45月」になるものでございます。

扶養手当額につきましては、配偶者は「1万円」を「6,500円」に改定するものであります。

改定の適用時期につきましては、給料表は平成30年4月1日、期末手当および勤勉手当は平成30年12月1日、扶養手当は平成31年4月1日であります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上で議案第78号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして議案第79号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

議案説明書をご覧ください。

条例改正を行うこととなった背景等でございますが、議案第78号と同様に人事院が国会および内閣に対し勧告を行い、11月28日、参議院本会議におきまして可決・成立しましたこと、また山梨県人事委員会が県議会および知事に対し勧告を行いましたことなどから今回、特別職につきましても条例改正をお願いするものであります。

内容につきましては、人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に準じまして行う一般職員の勤勉手当の率の改正に伴い、特別職の期末手当の支給率も0.05カ月の引き上げを行うものでございます。

改定の適用時期につきましては、平成30年12月1日であります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第79号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

追加日程第3 議案第80号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第9号）
追加日程第4 議案第81号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
追加日程第5 議案第82号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
追加日程第6 議案第83号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
追加日程第7 議案第84号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
追加日程第8 議案第85号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）

追加日程第9 議案第86号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

については、補正予算案ですので一括して議題とします。

町長から本案についての提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第80号から議案第86号について提案理由を説明申し上げます。

まず議案第80号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第9号）についてであります。説明につきましては、すべての議案におきまして歳入歳出予算の補正、第1条のみとさせていただきます。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ688万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億5,847万円とする。

次に議案第81号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,573万6千円とする。

次に議案第82号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,418万9千円とする。

次に議案第83号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億783万9千円とする。

次に議案第84号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,870万3千円とする。

次に議案第85号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,658万9千円とする。

次に議案第86号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,501万4千円とする。

なお、これら7議案につきましては、平成30年人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に伴います人件費のみの補正予算でありますので内容説明は省略させていただきたいと存じます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

お諮りします。

議案第80号から議案第86号の内容説明ですが、全議案とも人事院勧告による給与改定の補正のみのため内容説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第80号から議案第86号の内容説明は省略します。

以上で町長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第10 議案第87号 訴えの提起について。

町長から本案についての提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、追加議案第87号について提案理由を説明申し上げます。

訴えの提起についてであります。

林道施設破損に係る原状回復又は損害賠償請求の訴えを提起する議案を提出いたします。

記

1. 訴 え の 相 手 方 山梨県西八代郡市川三郷町鴨狩津向39番の1
有限会社小林林業 代表取締役 小林嘉昭
2. 事 件 名 原状回復又は損害賠償請求事件
3. 請 求 の 趣 旨 ①相手方に対し破損された林道施設の原状回復又は損害賠償請求。
②訴訟費用は相手方の負担とする。
4. 訴訟に関する取扱い 弁護士を訴訟代理人に選任し、町は必要に応じ和解、上訴、その他必要な措置を行うことができる。

提案理由を申し上げます。

林道施設破損に係る原状回復又は損害賠償請求の訴えを甲府地方裁判所へ提起することにつ

いて地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、議案の内容につきましては、産業課長が説明をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第87号の内容説明を求めます。

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

それでは議案第87号 訴えの提起につきまして、議案説明書によりご説明させていただきます。

林道折八古関線、林道施設破損についての有限会社小林林業に対する訴えの提起につきましては第3回定例会、議案第58号により議会の議決をいただきました。

訴訟に向けて訴訟代理人であります顧問弁護士、柳町法律事務所、細田浩弁護士と準備を進めてきたところ、新たに損害賠償請求を加えて訴訟手続きを進める方針となりました。

訴えの相手方、原状回復の内容につきましては議案第58号と変わりません。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

これから日程に従い、追加案件の質疑・討論・採決を行います。

追加日程第1 議案第78号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

1点、質問させていただきます。

今回、人事院勧告に基づきまして給与改定が行われるわけでございますけれども、現状の本町の給与水準、ラスパイレス指数がもしお分かりでしたら参考に教えていただきたいと思えます。県下の平均と申しますか、それも分かりましたら教えていただきたいと思えます。よろしく願います。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

ラスパイレス指数につきましては、地方公務員の一般行政職の給料額と国家公務員の給料額と学歴別、それから経験年数別に国を100として比較算出をするものでございますけれども、総務省から公表をされました平成29年4月1日現在の山梨県の市町村平均は97.5となっております。身延町は94.9となっております。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

議案説明書の中に地方公務員法第24条第2項に職員の給与は生計費、ならびに国および他の地方公共団体の職員、ならびに民間事業の従業者の給与、その他の事情を考慮して定められなければならないと規定されているとありますけども、これは人事院勧告に基づいて毎年給与が改定されるという、これは恒例のようになっているわけで、今まで私も特に疑問を持たずにというか、そのまま過ごしてきたわけですけども、もとの民間事業の従業者の給与というのは、どのへんの民間事業の従業者の給与を考慮しているのか。その点、もし分かればご回答をお願いします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

本町につきましては人事委員会等もございませんので、先ほども説明をさせていただきましたけれども、山梨県人事委員会の勧告に準じて改正を行わせていただいております。山梨県人事委員会が参考といたしております民間事業者につきましては、従業員数が50人以上の企業をもとに算定をしているということになっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ということは、人事院勧告とは違う基準で算定しているという、そういうことでしょうか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えさせていただきます。

国の人事院におきましても同じ50人以上の企業につきまして調査をしているということになっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

先日、テレビで見えておりましたら給与が上がるどころと下がるどころがあって、半数以上は上がるようですが、そうでない企業もたくさんあるということで、公務員は毎年毎年こういうふうな形で上がってきているわけですが、そこで特に身延町の民間企業との格差がだんだん広がってくるのではないかというふうな私の個人的な見解なんですけども、そんな気がしております。非常に零細企業が多い本町でございますので、そういう声もかなりありまして、そういう中で一番、身延町の大企業であります役場の職員については、毎年こういう形で給与が上

がっていくということで、それ自体は生活の向上ということで、これが当然、上がった分はどこかに落ちているという、町内に落ちているということであれば、私としても納得いくわけですけれども、そのへんの一般企業との格差について、今後少し研究していただくほうがいいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、国も県も50人以上の企業ということなんですけれども、これって大企業も当然入っていて、そのバランスというのはあるんでしょうかね。例えば、50人以上といっても何万人というものもあるんだけど、その平均値を取るんだと思うんだけど、その数は上限が決まっていたとか、50人以上というだけの規定でしょうか。

○議長（柿島良行君）

瀧本副町長。

○副町長（瀧本勝彦君）

人事院勧告、人事委員会勧告の企業の調査のことについてご質問ということでございます。ちなみに山梨県人事委員会の今年の民間事業所の調査の数というのは111、民間事業所の5,035人の個人の給与を实地調査しております。それは50人以上の規模が対象で、毎年同じ企業を調査するというのではなくて、今年の場合でしたら5月1日から6月18日の間に行っておりまして、例年そのぐらいの時期に無作為に企業を選んで、国の人事院のほうから選定企業がくるんですけれども、50人以上の企業を、毎年同じではなくて、無作為に選んでそれを対象に調査しております。

なので個々の企業名まではちょっと公開されていけませんので、いずれ50人以上の規模で県内、今年については111の企業を調査した結果ということでございます。それは毎年やっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑ありませんか。

（なし）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第78号の質疑を終わります。

これから議案第78号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2 議案第79号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第79号の質疑を終わります。

これから議案第79号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員 (渡辺文子君)

議案第79号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正する条例について反対討論いたします。

この条例改正は平成30年人事院勧告および山梨県人事委員会勧告による身延町職員給与条例の一部改正に伴い、特別職の職員で常勤のもの、要するに町長、副町長、教育長の期末手当の引き上げです。

地方公務員の給与を引き上げていくことは、民間の賃金水準を引き上げていくためにも有効ですし、さらに国民の購買力を高めることにもつながり景気回復の決め手になることも期待できます。

しかし、特別職である町長、副町長、教育長の期末手当の引き上げについては慎重に検討する必要があると思います。年金引き下げに苦しむ年金生活者、実質賃金の低下や低迷に苦しむ現役世代、地域経済の低迷による営業不振に苦しむ自営業者など多くの町民の苦しい生活状況を考えると、この条例に賛成することはできません。

○議長 (柿島良行君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

望月悟良君。

○3番議員 (望月悟良君)

私、議案第79号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございますけれども、特別職といいまして、いわゆる責任の重さですね、そういった責任というような判断、または解釈をいたしまして今度の改正には私は賛成といたします。

以上です。

○議長 (柿島良行君)

ほかに反対討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第79号 身延町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第3 議案第80号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第9号)の質疑を行います。

本議案は款別質疑によらず議案一括で質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本議案は一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第80号の質疑を終わります。

これから議案第80号の討論を行います。

本議案は款別討論によらず、議案一括で討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本議案は一括で討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第9号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第4 議案第81号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第81号の質疑を終わります。

これから議案第81号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第5 議案第82号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第82号の質疑を終わります。

これから議案第82号の討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第6 議案第83号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第83号の質疑を終わります。

これから議案第83号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第7 議案第84号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第84号の質疑を終わります。

これから議案第84号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第8 議案第85号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第85号の質疑を終わります。

これから議案第85号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第9 議案第86号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第86号の質疑を終わります。

これから議案第86号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第10 議案第87号 訴えの提起についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第87号の質疑を終わります。

これから議案第87号 訴えの提起について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号 訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

皆さま、大変お疲れさまでございました。

平成30年身延町議会第4回定例会の閉会にあたり、一言あいさつを申し述べさせていただきます。

今定例会に私どもが提案いたしました提出案件につきまして慎重なご審議をいただく中ですべてご議決・ご同意をいただきました。議員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

師走に入り今年も残すところ2週間余りとなり、寒さも一段と厳しく、また何かと気忙しい日々が続きますので、皆さま方には健康に十分ご留意いただき輝かしい新年をお迎えいただけますようご祈念を申し上げまして、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 (柿島良行君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期8日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。

各位におかれましては、町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、これをもちまして平成30年第4回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時55分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長佐野和紀が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上